

[改訂] 小千谷都市計画マスタープラン

令和7年3月
小千谷市

目 次

第1章 小千谷都市計画マスタープランとは 1

1. 計画の目的と役割 1
2. 計画の基本的事項 3

第2章 都市づくりの主要課題 5

1. 小千谷市の現況・特性 5
2. 都市計画マスタープランの達成状況 19
3. 都市づくりの主要課題 30

第3章 都市づくりの目標 33

1. 都市づくりの理念と目標 33
2. 人口フレーム 36
3. 将来都市像 38

第4章 都市づくりの方針 43

1. 活発な交流と秩序ある土地利用を誘導する都市づくり 43
2. 豊かな自然と調和する安全で快適な都市づくり 50
3. 市民とともに個性と魅力を創り出す都市づくり 57

第5章 地域別まちづくり構想 61

1. 地域別まちづくり構想の位置づけ 61
2. 片貝地域のまちづくり方針 62
3. 西部地域のまちづくり方針 66
4. 東部地域のまちづくり方針 71
5. 南部地域のまちづくり方針 76

第6章 マスタープランの実現に向けて 81

1. 「市民本位のまちづくり」に向けて 81
2. アクションプログラム 88
3. マスタープランの進行管理 89

第1章 小千谷都市計画マスタープランとは

1. 計画の目的と役割

(1)小千谷都市計画マスタープランの目的と役割

- ・小千谷都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）は、都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に基づいて定める法定計画であり、主に以下のような役割を担います。

①目指すべき具体的な都市の将来像を明らかにします

- ・都市の活力の維持・向上を図りつつ、いつまでも住み続けたいと思える魅力ある小千谷市を創造するため、目指すべき都市の構造や将来像、都市整備の方向性、ソフト施策を含めたまちづくりの基本的な方向性を明らかにします。

②具体的な都市計画の決定・変更の指針となります

- ・土地利用の規制・誘導や道路、公園等の都市施設の整備などについて、あるべき方向性を示し、具体の都市計画の決定・変更の際の指針となります。

③個別の都市計画やまちづくりに関する分野間の相互調整を図ります

- ・土地利用や都市施設、市街地開発などの都市計画に関する分野だけでなく、自然環境保全や景観形成、防災などのまちづくりに関する個別分野の計画との相互調整を図ることにより、一体的・総合的なまちづくりを推進します。

④市民・団体・事業者の合意形成を図り、協働のまちづくりを推進します

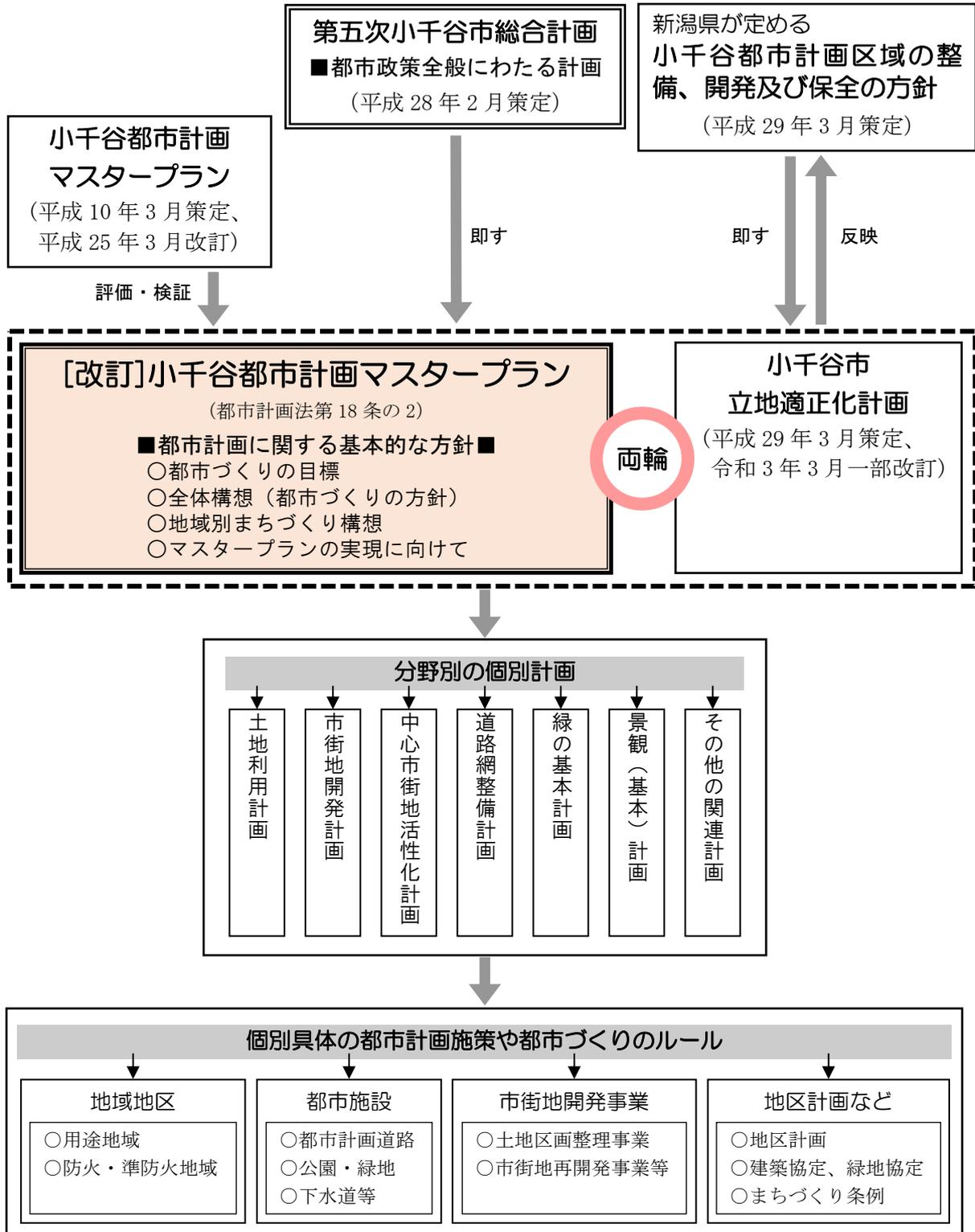
- ・これからの時代においては、市民・団体・事業者がまちづくりに積極的に関わっていくことが重要です。まちづくりの考え方を市民・団体・事業者が共有することで、事業や施策への合意形成を容易にするとともに、まちづくりへの主体的な参画を推進します。

(2)改訂の背景

- ・「小千谷都市計画マスタープラン」は平成10年3月に策定し、その後、本市の最上位計画である「第四次小千谷市総合計画」の内容に即した見直しを行うため、平成25年3月に「〔改訂〕小千谷都市計画マスタープラン」を策定しました。
- ・昨今、人口減少社会や少子高齢化の進展、コンパクトなまちづくりの推進、地球温暖化の進行、大規模な自然災害の発生、生活の質に対する市民ニーズの多様化、デジタル化の進展など、取り巻く環境が大きく変化してきました。
- ・今回の改訂は、上位計画である「第五次小千谷市総合計画」や「新潟県小千谷都市計画区域マスタープラン」等の内容に即した見直しを行うとともに、厳しい社会経済情勢にある中で、本市特有の自然や歴史・文化・地域産業・コミュニティなどを活かした誇りのもてるまちづくりを進めていくために、必要な見直しを行うことを目的としています。

(3)小千谷都市計画マスタープランの位置づけ

- ・本計画は、「第五次小千谷市総合計画」や新潟県が定める「小千谷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（新潟県小千谷都市計画区域マスタープラン）」の上位計画に即しながら定めます。
- ・土地利用計画や道路網計画等の分野別の計画は、本計画と整合を図りながら定められ、これらに基づいて個別具体の事業や施策が実施されることとなります。



◇ 小千谷都市計画マスタープランの位置づけ ◇

2. 計画の基本的事項

(1) 計画の構成

・本計画は、以下のような内容で構成しています。

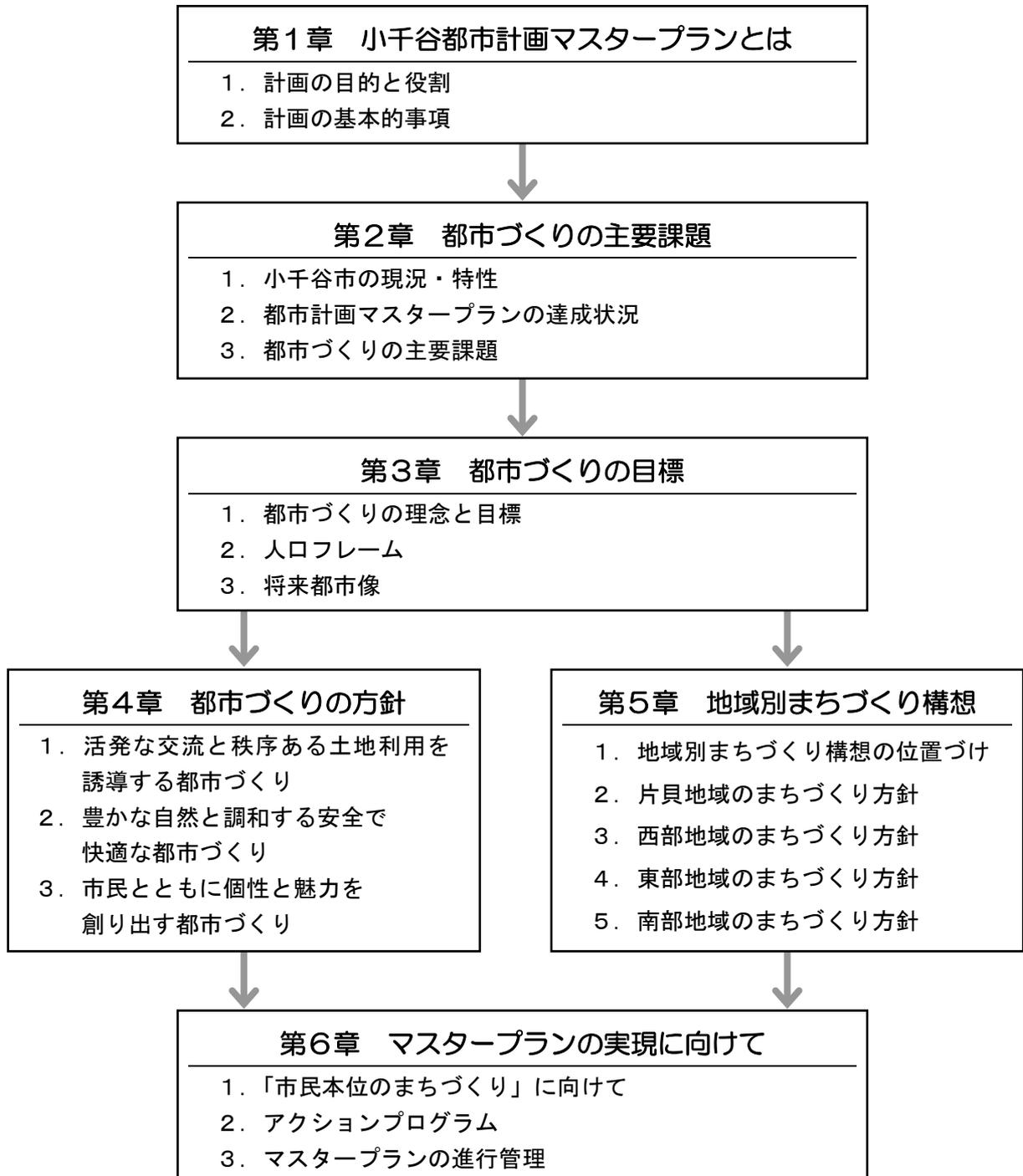


図 小千谷都市計画マスタープランの構成

(2)計画の基本的事項

①対象区域

- ・都市計画分野に限らず、幅広い観点でまちづくりを捉え、市民・団体・事業者と行政の協働による地域づくりを総合的に推進するため、本市全域を計画の対象とします。

②目標年次

- ・平成22年度を基準年とし、長期的な視点でまちづくりを考えるため、概ね20年後の令和12年度を目標年次として定めます。

(3)計画の策定（改訂）にあたって特に配慮する視点

①あらゆる社会情勢に対応した都市整備や都市環境のあり方を検討します

- ・本格的な人口減少社会を迎え、本市では人口減少や少子高齢化が進展し、今後は加速的に進むことが予測されます。
- ・人口減少や少子高齢化の進展に伴い、社会保障費や道路の維持管理費などの行政コストの増加、生活サービスの維持の困難性や高齢者の免許証返納等による移動手段の確保の問題など、従来の都市づくりやまちづくりでは、都市の持続性に影響を与えることが懸念されます。
- ・また、地球温暖化の進行やそれに伴う大規模災害の激甚化・頻発化により、市民の安全安心に対する意識も高まっています。
- ・このため、人口減少を確実なものとして認識し、「選択と集中」や「集約型都市構造」の考えに基づきながら、安全安心に住み続けられる持続可能な都市づくりのあり方を検討します。

②市民・団体・事業者との協働による都市づくり・まちづくりのあり方を検討します

- ・人口減少社会、超高齢社会にあって、市民生活の安全性や快適性を高めていくためには、地域のコミュニティが重要な要素の一つとなります。
- ・また、厳しさを増す財政状況にあって、市民のニーズに的確に対応した都市づくり、地域に根差したきめ細かなまちづくりを進めるためには、市民が都市づくり・まちづくりに関心をもち、一緒になって取り組んでいくことが不可欠です。
- ・このため、市民が誇りと愛着をもちながら、いつまでも安全で快適に住み続けられるまち、誰もが住みたいと思えるまちの創造を目指して、市民・団体・事業者との協働による都市づくり・まちづくりのあり方を検討します。

③小千谷の個性を将来に引き継ぐ都市づくり・まちづくりのあり方を検討します

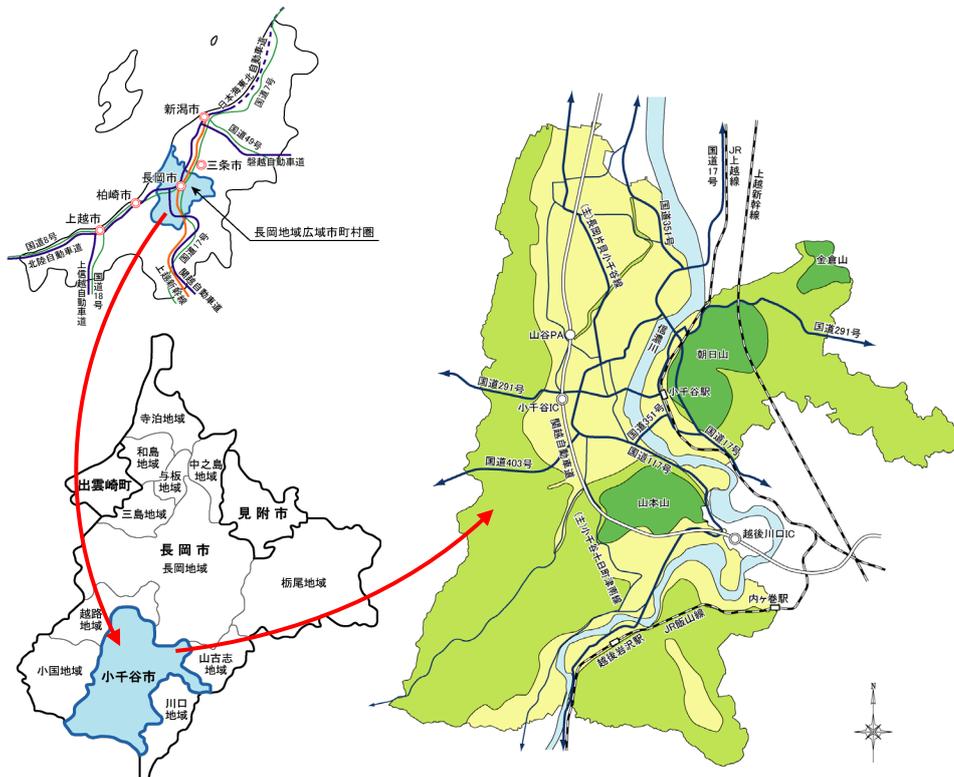
- ・本市では人口減少や少子高齢化が進展していることから、賑わい創出や都市の魅力づくりにより、若者の市外への流出抑制、関係人口の増加、移住・定住の促進を図ることも重要です。
- ・本計画は、長期的な視点から小千谷市のあるべき姿を描くものですが、「小千谷らしさ」や「個性」が失われることがないように、魅力ある都市づくりやまちづくりのあり方を検討します。

第2章 都市づくりの主要課題

1. 小千谷市の現況・特性

(1)位置及び地勢

- ・本市は、新潟県のほぼ中央に位置し、東西約 17.2km、南北約 20.0km、市域面積は約 155km²で、北と西及び東は長岡市、南は十日町市に接しています。
- ・平野が開けた北側を除いて三方を山地に囲まれており、南部及び東部の山地は長岡東山山本山県立自然公園に指定されるなど良好な自然環境を有しています。
- ・また、大河信濃川が南北を縦断して流れており、信濃川が造り出した河岸段丘が市内のいたるところに見られ、本市の景観的な特徴の一つとなっています。
- ・道路網は、関越自動車道が本市市街地を囲む様に通っており、市内各地域から小千谷 IC・越後川口 IC・長岡南越路 IC には、数分から最長でも 20 分程で高速自動車道に乗入れができます。また、国道 17 号、国道 117 号、国道 291 号、国道 351 号、国道 403 号、(主)長岡片貝小千谷線、(主)小千谷十日町津南線により放射環状型の道路網が形成されており、隣接する各市へ短時間で結ばれる広域的なネットワークを形成しています。
- ・鉄道網は、JR 上越線、JR 飯山線が信濃川右岸を囲む形で通り、小千谷駅、内ヶ巻駅、越後岩沢駅、信越線の来迎寺駅を利用することにより通勤通学の確保や、国内外各地への移動の起点となっています。
- ・本市は首都圏から 250km 圏内に位置し、高速自動車道・上越新幹線を利用することで、時間にして 2~3 時間の距離にあり日帰りで行き来できます。



◇ 小千谷市の位置 ◇

(2)上位・関連計画における位置づけ・役割

①新潟県都市計画基本方針（平成17年9月）

- ・都市づくりに関する県内各都市の共通目標像として「コンパクトな都市」を掲げ、将来都市像の基本方針として「ネットワークによる県土づくり」を示しています。
- ・この中で、本市は「生活拠点都市」に位置づけられ、地方における中心都市として拠点性の向上を図ることが示されています。



②新潟県が定める「小千谷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成29年3月）
（新潟県小千谷都市計画区域マスタープラン）

- ・新潟県都市計画基本方針を受けて、「持続可能な「コンパクトな都市」づくり」という共通目標のもと、以下のような都市づくりの目標が掲げられています。

《都市づくりの目標（新潟県内の各都市共通）》

～ 持続可能な「コンパクトな都市」づくり ～

①都市機能の誘導と広域交通ネットワークを活かした交流の促進

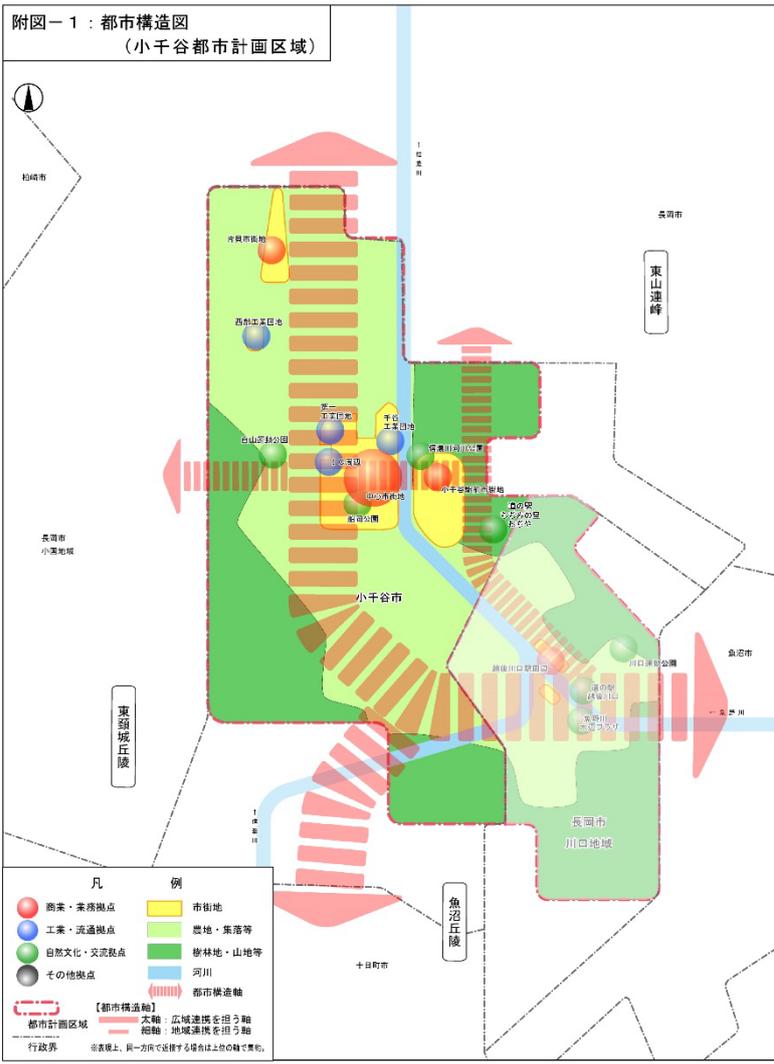
- ・今後の人口減少や高齢化を見据え、中心市街地及び拠点地域に都市機能の誘導を進め、にぎわいの創出を目指す。また、各都市拠点や交流拠点など、相互の連携の強化を図り、圏域内外との多様な交流の促進と産業の振興を目指す。

②豊かな緑と水辺の保全と活用

- ・都市近郊に広がる豊かな田園や森林、都市にうるおいをもたらす水辺を保全し、自然と調和した都市を目指す。また、農村・山村の歴史・産業・文化、優れた景観などを継承し、地域が誇れる資源として活用することを目指す。

③災害の教訓を活かして安全・安心に暮らせる都市

- ・地震、水害、土砂災害、雪害など多様な災害リスクに対して、災害の発生を抑制する防災対策と、被害を最小化する減災対策を図り、災害の教訓を活かして安全に安心して暮らし続けることのできる都市を目指す。

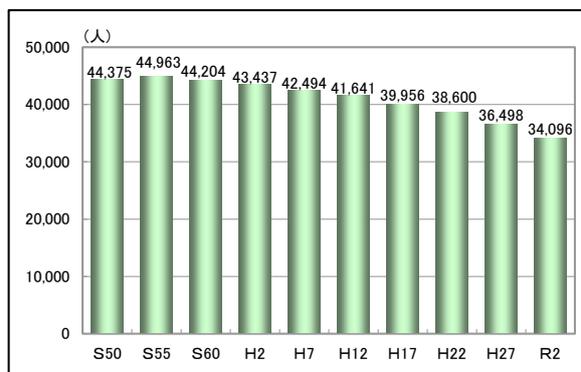


(3)人口・世帯数

①人口総数の推移

出生数の低下、転出者数の増加により、人口は減少傾向にあります

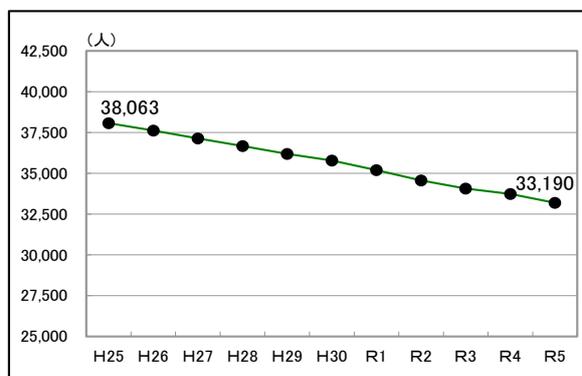
- ・本市の人口は、過去45年間の中では、昭和55年の44,963人をピークに減少傾向が続いています。
- ・平成17年には4万人を下回り、令和2年の国勢調査では34,096人となっており、昭和55年からの40年間で10,867人の減少となっています。



◇ 人口の推移 ◇

(資料：各年国勢調査)

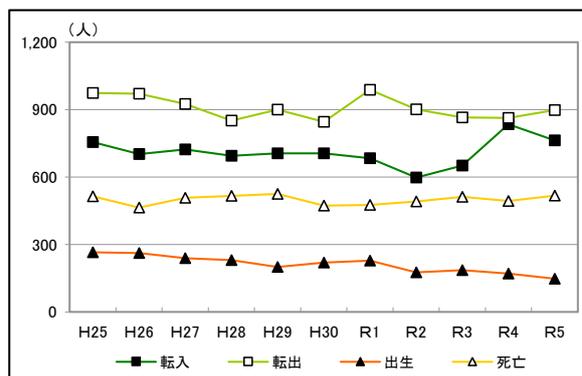
- ・近年の人口推移を住民基本台帳でも、一貫した減少傾向にあり、平成25年から約10年間で4,873人の減少となっています。



◇ 近年の人口推移 ◇

(資料：住民基本台帳 各年12月31日現在)

- ・人口増減の内訳をみると、死亡数が出生数を上回る自然減、転出者数が転入者数を上回る社会減の傾向が続いており、本市の人口減少につながっています。



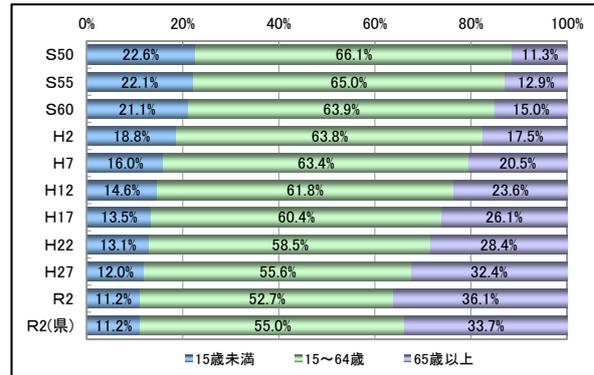
◇ 近年の人口動態の内訳 ◇

(資料：小千谷市統計書)

②年齢階層別人口の推移

少子化・高齢化が急速に進んでいます

- ・年齢階層別人口の割合をみると、少子化・高齢化が急速に進行しており、平成7年に65歳以上の老年人口の割合が15歳未満の年少人口の割合を上回りました。
- ・令和2年における、年少人口は3,823人(11.2%)、15～64歳の生産年齢人口は17,981人(52.7%)、老年人口は12,292人(36.1%)となっています。
- ・新潟県全体と比較すると、高齢人口の割合が上回り、生産年齢人口の割合が下回っています。



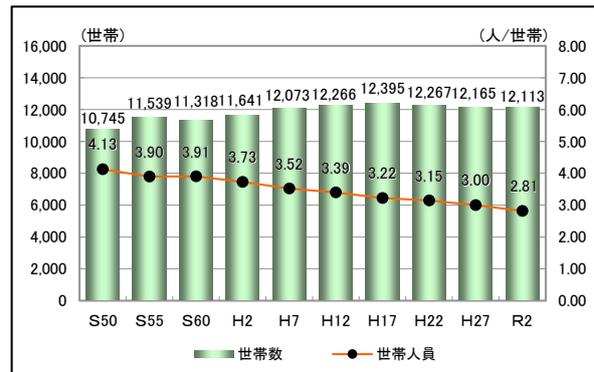
◇ 年齢階層別人口の推移 ◇

(資料：各年国勢調査)

③世帯数の動向

世帯数や世帯人員は減少傾向にあります

- ・国勢調査による令和2年の世帯数は12,113世帯となっています。
- ・昭和60年以降はゆるやかな増加傾向にありましたが、その伸び率は鈍化していき、平成22年は減少に転じています。
- ・1世帯当りの人員は2.81人で、ほぼ一貫した減少傾向にあり、少子高齢化の進展や核家族化が増加している状況がうかがわれます。



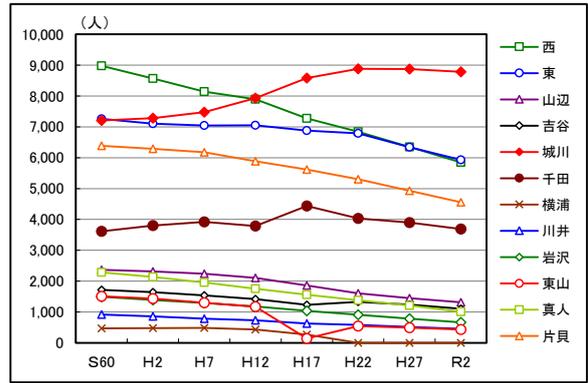
◇ 世帯数・世帯人員の推移 ◇

(資料：各年国勢調査)

④地区別の人口推移

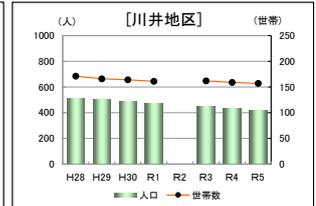
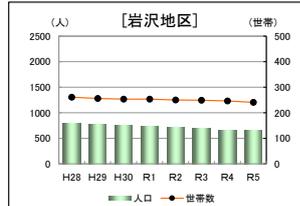
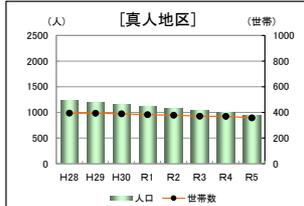
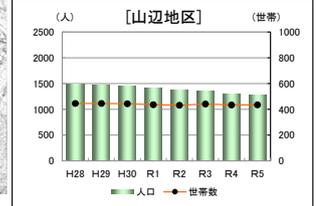
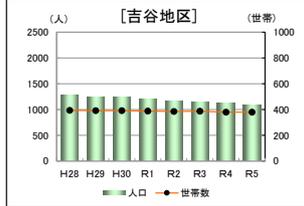
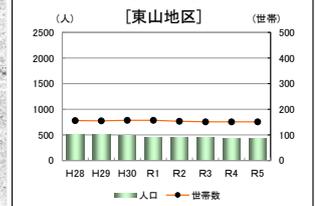
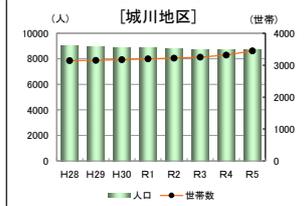
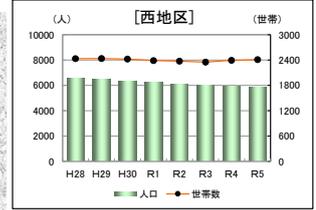
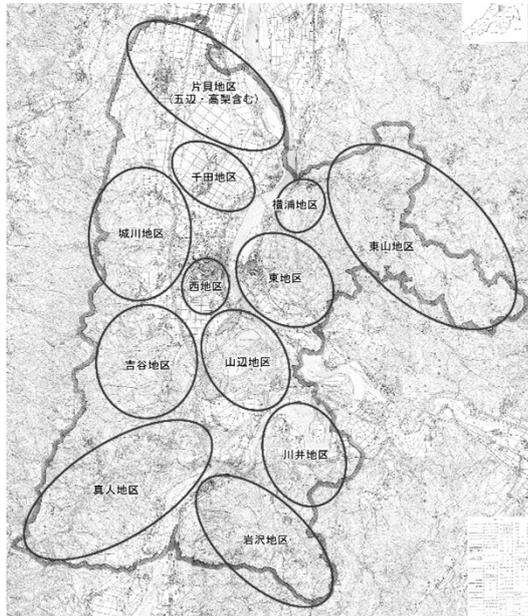
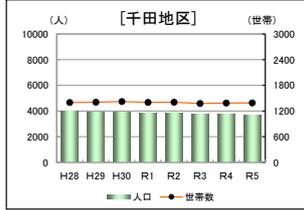
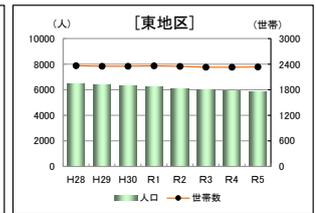
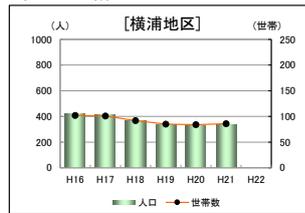
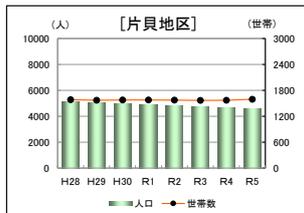
人口・世帯数は、中心市街地及び市街地の外縁部、中山間地域で減少しています

- ・地区別の人口動態をみると、城川地区で大きく増加しており、特に桜町地内の総合体育館周辺における戸建て住宅を中心とした活発な宅地開発が背景となっています。
- ・その他の地区では横ばい又は減少で推移しており、中山間地域だけでなく、中心市街地に位置する西地区でも人口が減少しています。
- ・西地区では、人口の減少に伴う空き家の増加や商店街の衰退などが問題となっており、その他の地区でも、地域コミュニティの衰退など地域力の低下が懸念されます。



◇ 地区別の人口推移 ◇ (資料：各年国勢調査)

横浦地区は、平成22年4月1日に東地区に編入



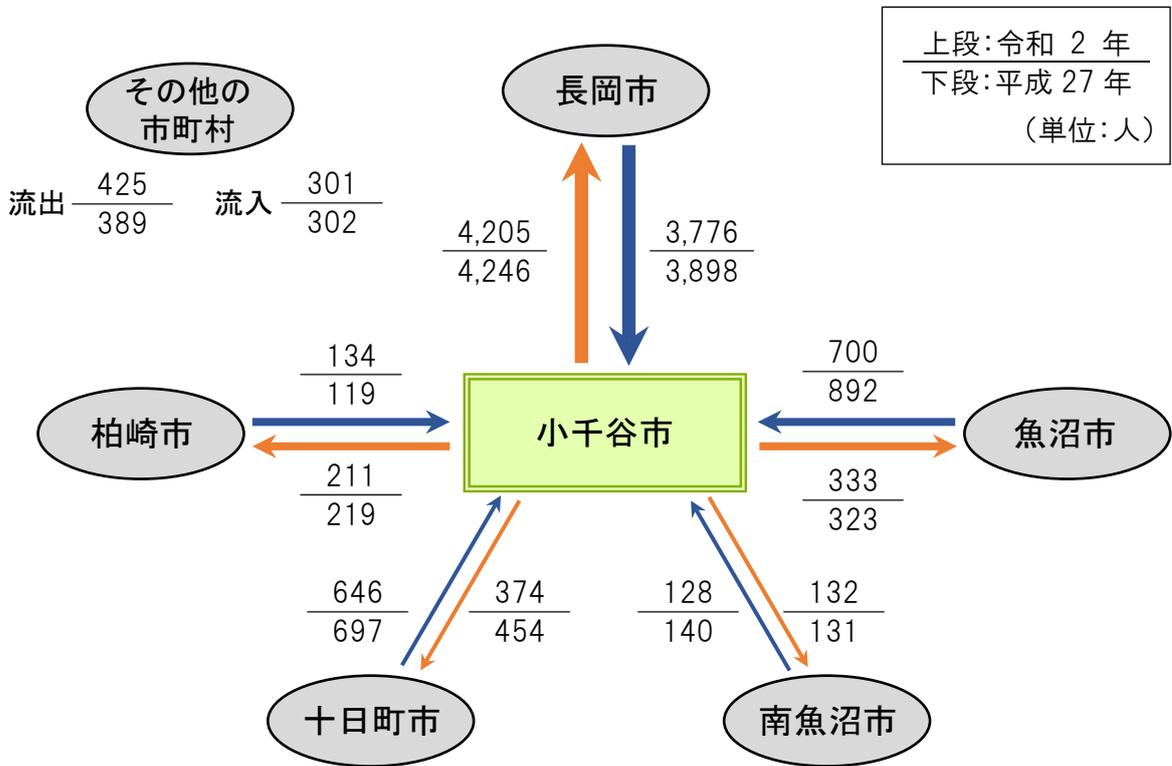
◇ 近年の地区別人口の推移 ◇ (資料：住民基本台帳 各年3月31日現在)

(4)社会移動

①通勤通学流動

求心力は低下傾向にありますが、長岡広域圏における重要な役割を担っています

- ・令和2年における通勤通学流動をみると、流出者5,776人に対して流入者は5,738人で、38人の流出超過となっています。
- ・平成27年時点では、流出者5,762人に対して流入者が6,048人で、286人の流入超過となっていました。令和2年では流出超過に転じています。
- ・流出先では長岡市が圧倒的に多く、全流出者の約73%を占めています。
- ・流入先でも長岡市が約66%を占めているほか、魚沼市が約12%、十日町市が約11%を占めています。
- ・以上のことから、本市は長岡市との結び付きが相互に強く、また、長岡広域圏全体における産業都市・就業の場等として、重要な役割を担っていることがうかがわれます。



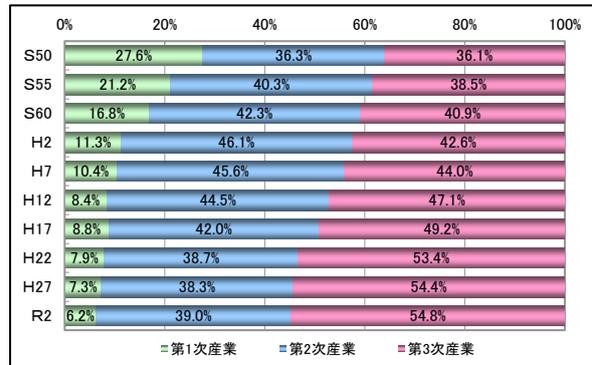
◇ 通勤通学流動の推移 ◇ (資料: 各年国勢調査)

(5)産業

①各産業の動向

第1次産業は大きく衰退し、製造業からサービス産業へ移行する傾向にあります

- ・昭和50年時点の産業大分類別就業人口は、第2次産業と第3次産業の割合が同じで、米どころとして第1次産業も3割近くを占めていました。
- ・その後、第1次産業就業者は急速に減少し、平成12年には1割を下回りました。
- ・一方、特に工業・流通業務の拠点や団地の形成に努めてきた結果、第2次産業就業者の割合が大きく増加しました。
- ・近年では、第3次産業の占める割合が高くなっており、平成12年には第2次産業就業者の割合を上回り、平成22年には全体の半数以上を占め、ゆるやかに増加傾向にあります。



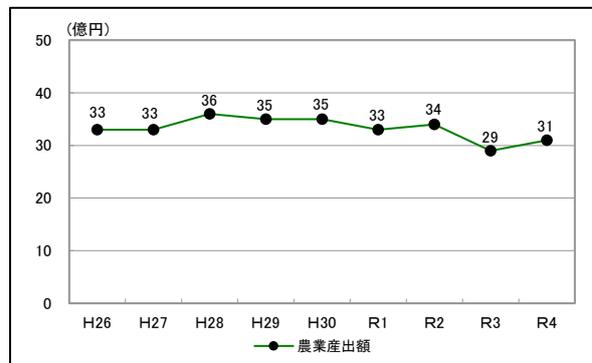
◇ 産業大分類別就業人口の推移 ◇

(資料：各年国勢調査)

②農業の動向

県内有数の米どころですが、担い手は減少する傾向にあります

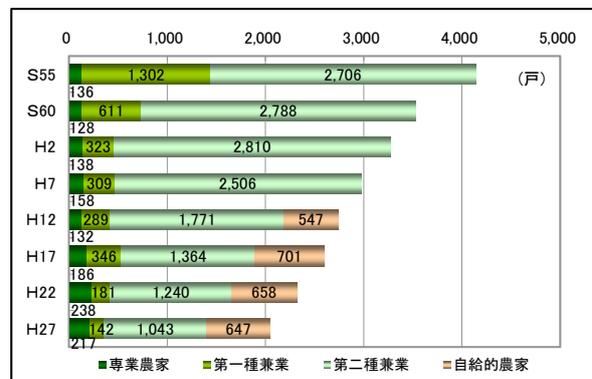
- ・本市の農業は米作が中心で、農業生産額の約8割を占め、良質米として高い評価を受けています。
- ・近年の農業産出額は、約30億円台で増減を繰り返しながら、全体として減少する傾向にあります。



◇ 農業産出額の推移 ◇

(資料：生産農業所得統計)

- ・農家数は一貫した減少傾向が続いており、平成27年では2,049戸で、昭和55年と比較すると2,095戸の減少(約-51%)となっています。



◇ 専兼別農家数の推移 ◇

(資料：小千谷市統計書)

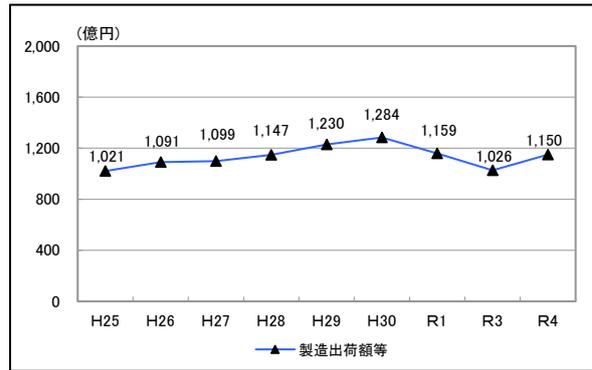
※平成12年より、総農家数=販売農家数+自給的農家数に変更

※令和2年以降、専兼業別の把握を廃止し、主副業別統計を導入

③工業の動向

事業所の減少に伴って、従業員数は減少傾向にあります

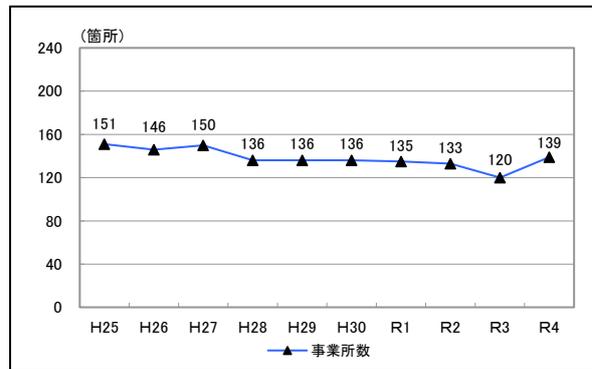
- 本市には、地場産業である鉄工・機械や食品製造業のほか、電子部品製造業などの基幹産業が数多く立地しており、製造品出荷額は、平成20年までは1,600億円前後で推移していましたが、電子部品製造工場の撤退及びリーマンショックの影響により、平成21年に大きく減少しています。
- 平成30年まで回復傾向となっていました。令和元年以降、減少に転じるなど伸び悩んでいる状況となっています。



◇ 製造出荷額等の推移 ◇

(資料：工業統計調査/従業者4人以上の事業所)

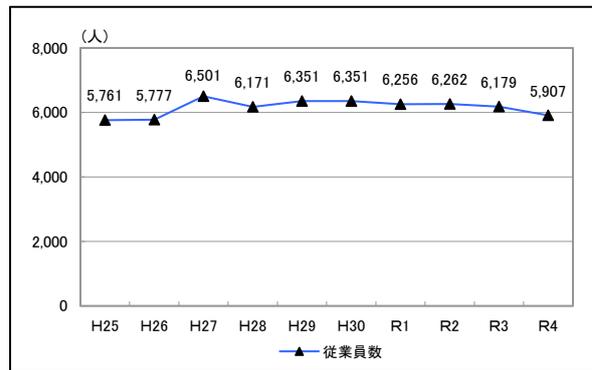
- 令和4年における工業統計調査の事業所数は139箇所、平成13年以降、ゆるやかな減少傾向が続いています。
- このうち、従業者30人以上の事業所数は40箇所、全体の約3分の1にとどまっており、本市の産業は零細企業が多くなっています。



◇ 事業所数の推移 ◇

(資料：工業統計調査/従業者4人以上の事業所)

- 事業所数の減少傾向に伴って、近年では従業員数もゆるやかに減少傾向にあります。



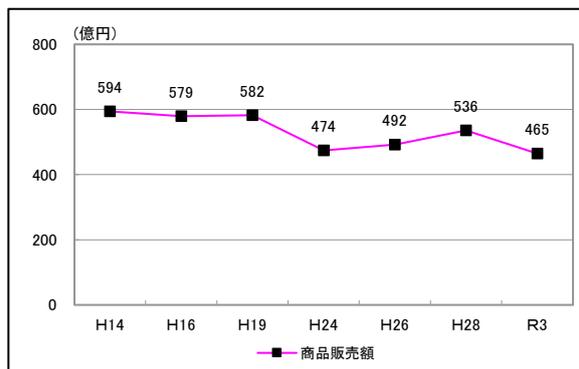
◇ 従業員数の推移 ◇

(資料：工業統計調査/従業者4人以上の事業所)

④商業の動向

商品販売額は横ばいで推移していますが、まちなかを中心に空き店舗が増えています

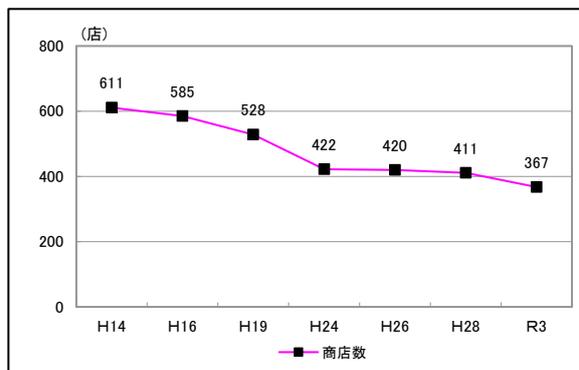
- 平成 19 年から平成 24 年にかけて大幅に減少し、平成 24 年から平成 28 年までは増加傾向となっていました、令和 3 年には減少に転じています。



◇ 商品販売額の推移 ◇

(資料：商業統計調査)

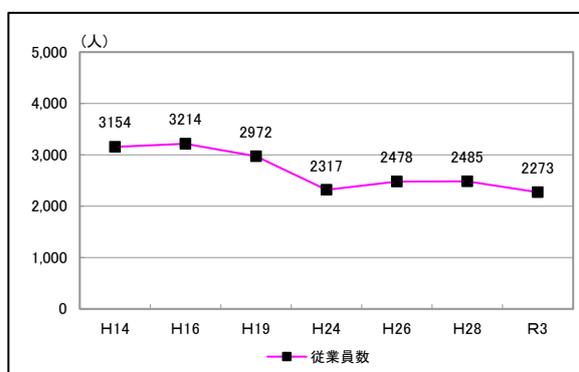
- 商店数は減少傾向にあり、特に中心市街地の既存の商店街などにおいては小規模経営の店舗が減少し、空き店舗が増加している状況がうかがわれます。
- 平成 19 年から平成 24 年にかけて大幅に減少し、平成 24 年から平成 28 年までは横ばい傾向となっていました、令和 3 年には減少幅が大きくなっています。



◇ 商店数の推移 ◇

(資料：商業統計調査)

- 従業員数は、平成 19 年から平成 24 年にかけて大幅に減少しましたが、近年では横ばい傾向にあります。



◇ 従業員数の推移 ◇

(資料：商業統計調査)

(6) 都市基盤・都市施設の整備状況

① 土地区画整理事業

面的な都市基盤整備は低い水準にあります

- ・土地区画整理事業は4地区（67.8ha）において施行が完了していますが、市街地面積（782ha）の8.7%にとどまっています。
- ・これらの4地区はいずれも西小千谷地域で施行されたものであり、東小千谷地域、片貝地域においては、面的な基盤整備は行われていません。
- ・特に東小千谷市街地では、東小千谷土地区画整理事業が平成9年2月18日に都市計画決定され、このうち東小千谷北土地区画整理事業について事業認可を受けましたが、社会経済情勢の低迷や権利者との合意形成などの問題から事業廃止となり、現在、土地利用計画の見直しを行っています。
- ・土地区画整理事業以外では、3地区で工業団地の造成が行われています。

② 都市計画道路

完成率は低く、長期未着手の路線が多くあります

- ・都市計画道路は、市街地を中心に放射環状型に配置され、16路線、36.42kmが計画決定されているほか、小千谷駅前広場が計画決定（供用済）されています。
- ・令和5年現在における都市計画道路の完成済延長は17.175km、完成率は47.2%にとどまっており、（都）蕨生小千谷停車場線や（都）一之丁五之丁線など、長期未着手の都市計画道路があります。
- ・円滑な交通の処理やアクセス強化のほか、良好な市街地環境を形成するためには、未完成区間の早期整備が必要ですが、費用対効果などを勘案しながら地域の実状に応じた整備のあり方を検討することが重要です。
- ・このうち、東小千谷地域においては、東小千谷土地区画整理事業の廃止に伴って（都）東栄信濃町線、（都）東小千谷環状線を廃止し、その他の一部の路線については見直しを図りました。

③ 都市公園等

都市公園の整備率は高くなっていますが、身近な公園緑地が不足しています

- ・都市公園は、街区公園が10箇所（3.15ha）、総合公園が2箇所（4.63ha）、運動公園が3箇所（50.83ha）が、その他の公園として、児童遊園等が2箇所（0.20ha）、船岡公園（5.00ha）の計18箇所があり、合計では63.81haとなっています。
- ・令和5年現在の供用面積は63.81haで、整備が可能な面積は全て整備済となっています。
- ・自然環境を活かした大規模な公園が整備されている反面、住区基幹公園としては街区公園しか整備されておらず、身近な公園緑地については不足している状況です。
- ・また、平成16年に発生した新潟県中越大地震を教訓として、防災機能をもった公園や緑地の整備に関する市民の要望が高まっています。東小千谷市街地において、令和3年に農業試験場跡地を活用した防災公園の整備を行いました。

第2章 都市づくりの主要課題

◇ 土地区画整理事業の実施状況 ◇

事業地区名	施行主体	計画面積(ha)	実施面積(ha)	施行年度	備考
小千谷西部	組合	27.9	27.9	H3～H7	
土川	〃	4.9	4.9	H4～H7	
桜町	〃	34.4	34.4	S59～H2	
石打	〃	0.6	0.6	H12～H14	
東小千谷	組合	76.6	0.0	H9～H20	H25 廃止
合計		144.4	67.8		

(資料：建設課資料)

◇ 都市計画道路の整備状況 ◇

番号	路線名	幅員(m)	計画延長(m)	完成済延長(m)	完成率(%)
3.4.2	本町山田線	11～20	1,350	860	63.7
3.4.3	西小千谷環状線	12～18	7,000	3,415	48.8
3.4.4	本町小千谷停車場線	13～18	1,700	1,700	100.0
3.4.5	本町小栗田線	16	2,050	1,780	86.8
3.4.6	城内桜町線	12～16	1,310	690	52.7
3.5.7	蕨生小千谷停車場線	11～12	2,100	0	0.0
3.5.8	木津小千谷停車場線	11～12.5	1,980	280	14.1
3.6.9	平沢町山本線	11～16	2,690	1,360	50.6
3.6.10	本町城内線	11	780	780	100.0
3.4.11	旭町山本線	13.5～18	1,370	1,370	100.0
3.4.12	片貝バイパス	16	2,130	1,780	83.6
3.5.13	一之丁五之丁線	12	2,190	0	0.0
3.5.14	片貝環状線	12	1,860	840	45.2
3.3.15	小千谷バイパス	18～28	6,200	1,030	16.6
3.4.16	西部環状線	16	910	910	100.0
3.4.17	東栄元中子線	20	800	380	47.5
合計(16路線)			36,420	17,175	47.2

(資料：建設課資料 令和5年度現在)

◇ 駅前広場の整備状況 ◇

名称	面積(m ²)
小千谷駅前広場	約 6,100

(資料：建設課資料 令和5年度現在)

◇ 都市公園等の整備状況 ◇

	都市計画 決定番号	公園名称	種別	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	整備率 (%)
都市公園	2.2.1	西部公園	街 区	0.35	0.35	100.0
	2.2.2	両新田公園	〃	0.30	0.30	100.0
	2.2.3	江東公園	〃	0.21	0.21	100.0
		桜町公園	〃	0.19	0.19	100.0
		諏訪公園	〃	0.56	0.56	100.0
		草薙公園	〃	0.22	0.22	100.0
		やすらぎ公園	〃	0.15	0.15	100.0
		片貝ふれあい公園 けやき園	〃	0.47	0.47	100.0
		信濃川左岸河川公園	総 合	1.13	1.13	100.0
		ぼっぼの里公園	街 区	0.47	0.47	100.0
		旭町児童公園	〃	0.23	0.23	100.0
	6.5.1	白山運動公園	運 動	40.70	40.20	98.8
		信濃川河川公園	〃	5.40	5.40	100.0
		千谷運動公園	〃	4.73	4.73	100.0
	防災公園	総 合	3.50	3.50	100.0	
その他公園		仲よし児童公園		0.11	0.11	100.0
		上ノ山児童遊園		0.09	0.09	100.0
		船岡公園		5.00	5.00	100.0
合計（18箇所）				63.81	63.31	99.2

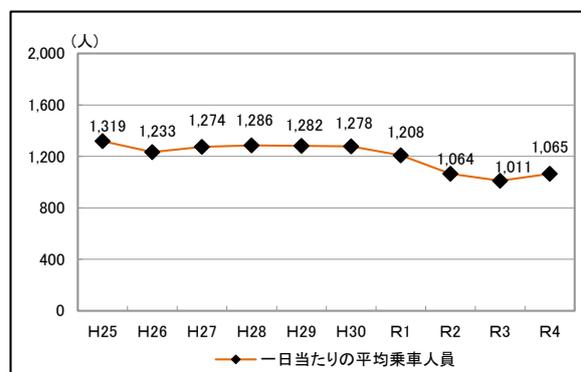
(資料：建設課資料 令和5年度現在)

(7)交通

①鉄道

新型コロナウイルス感染症拡大により減少しましたが、近年は回復傾向にあります

- 平成25年から平成30年にかけては横ばい傾向となり、令和元年以降は新型コロナウイルス感染症の拡大により大幅に減少していますが、令和4年は回復傾向にあります。



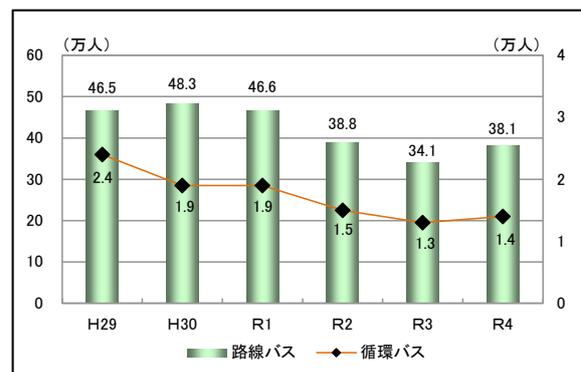
◇ 一日当たりの平均乗車人員の推移 ◇

(資料：JR 東日本)

②路線バス・循環バス

新型コロナウイルス感染症拡大により減少しましたが、近年は回復傾向にあります

- 平成29年から令和元年にかけて横ばい傾向となり、令和2年以降は新型コロナウイルス感染症の拡大により大幅に減少していますが、令和4年は回復傾向にあります。



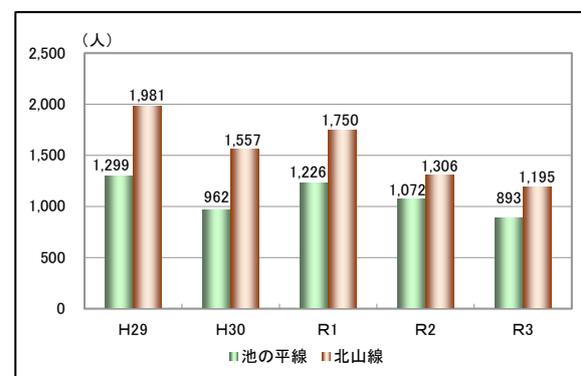
◇ 路線・循環バス乗降者数の推移 ◇

(資料：路線バスは越後交通㈱、循環バスは小千谷市)

③乗合タクシー

新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、利用者数が減少しています

- 利用者数は減少傾向で推移し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり令和2年以降は大幅に減少しています。



◇ 乗合タクシー年間利用者数の推移 ◇

(資料：小千谷市)

2. 都市計画マスタープランの達成状況

- ・平成 25 年 3 月に策定された小千谷都市計画マスタープランにおいて掲げられた方針や施策に関する進行や取組状況は以下のようになっています。

(1) 活発な交流と秩序ある土地利用を誘導する都市づくり

(土地利用方針、交通体系整備方針、市街地整備方針、交流拠点整備方針)

- 凡例： ○ 実施済み
 △ 着手中・検討中
 × 未着手

視点	前回MPでの方針等	達成評価度、評価の根拠となる事象等
住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地を中心に歩いて暮らせる安全で安心できる居住環境の形成 ・市街地内の住居系用途地域未利用地、桜町土地区画整理地区への宅地の促進、良好な居住環境の形成 ・(主) 長岡片貝小千谷線沿道の新たな住宅地の形成 ・東小千谷土地区画整理事業の廃止に合わせた用途地域の一部変更・除外等 	<ul style="list-style-type: none"> △立地適正化計画（平成 29 年 3 月策定）に基づき、歩いて暮らせる安全で安心できる居住環境づくりに取り組んでいます。 ○宅地開発支援事業補助金による民間の良好な居住環境の整備の促進を図っています（令和 3 年～）。 ○(主)長岡片貝小千谷線の整備により、一部では新たな住宅地が形成されました。 ○東小千谷地区は、土地区画整理事業の廃止に合わせた用途地域の一部変更・除外を行いました。 ○東小千谷地区では、土地開発公社で宅地造成を行い、分譲地を販売しました。
商業地	<p>[本町周辺]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街と連携した店舗の魅力向上や空き店舗対策による活性化 ・買物だけでなく訪れることが楽しくなるような「都市の顔」づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○商店街の空き店舗を活用した開業・出店支援やコワーキングスペース（テレワークステーションおぢや）の開設など魅力向上や活性化に向けた事業を実施しました。 △小千谷総合病院の跡地は、図書館機能を核とした、ひと・まち・文化共創拠点「ホントカ。」の施設整備を行いました。が、本町周辺の店舗の魅力向上や空き店舗対策が必要です。
	<p>[東小千谷・片貝]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存商業地において生活拠点となる近隣商業地の形成 	<ul style="list-style-type: none"> △東小千谷及び片貝地区では、一部で店舗の立地が見られたものの生活拠点となる商業地の形成までは至っていません。
	<p>[西小千谷環状線沿線]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な沿道の土地利用の誘導による利便性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模小売店舗をはじめとして、数多くの店舗・事業所等が立地しています。

視点	前回MPでの方針等	達成評価度、評価の根拠となる事象等
工業地	<p>[小千谷 IC 周辺]</p> <ul style="list-style-type: none"> 工業・流通業務などの産業集積の促進、研究開発に関連する産業の誘致 	<p>×工業拠点として整備された桜町土地区画整理地区では、住宅団地の造成をはじめとした住宅開発が進んでおり、土地利用計画との乖離が生じています。</p> <p>△小千谷 IC 周辺の好立地条件を活かした産業集積促進の検討を行っています。</p>
	<p>[工業団地周辺]</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の工業地は周辺環境との調和に配慮した工場地としての環境維持や機能充実 周辺環境に配慮した新たな企業用地の選定、工業地の形成 	<p>△洪水に強い河川等の整備や交通の利便性を高める道路改良など工場地周辺環境の充実を進めています。</p> <p>×工業地域の一部において、工業地としての土地利用が進んでおらず、地形等の立地条件を確認する必要があります。</p> <p>○工業団地として鴻巣産業団地を新たに造成し、2件の企業立地が図られました。</p> <p>×西部工業団地の分譲地の一部で、企業立地が図られていません。</p>
適正な市街地隣接地の土地利用	<p>[西小千谷環状線、片貝バイパス周辺]</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の市街地に隣接し交通利便性の高い地区の適正かつ計画的な土地利用の形成 	<p>○西小千谷環状線（国道 117 号）周辺は、大規模小売店舗をはじめとして、数多くの店舗・事業所等が立地しています。</p> <p>×片貝バイパス周辺の土地利用は進んでいません。</p>
田園・集落、森林の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> 優良な農地の保全、開発時の景観的配慮の誘導 緑豊かな自然環境の保全、レクリエーションやグリーンツーリズムへの活用 田舎暮らし体験を通じた地域の魅力発信、農村地域の定住につながる交流事業の展開 	<p>○営農の継続や農地の維持、集落の活性化を図るための支援を行っています。</p> <p>○小千谷市森林整備計画の見直しを行いました。</p> <p>○おぢやクラインガルテンふれあいの里の施設の魅力を高める取組を行いました。</p> <p>△農園利用者の移住促進に向けた取組を進めています。</p>

視点	前回MPでの方針等	達成評価度、評価の根拠となる事象等
道路ネットワークづくり (幹線道路)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺都市との交流・連携を促進するための幹線道路網の未改良区間の早期整備の促進 ・ 市街地内における放射環状型の道路網形成、未整備都市計画道路の整備 ・ 医療拠点へのアクセスの安全性確保と円滑な交通処理 	△(主)長岡片貝小千谷線などの一部整備を行いました。 ○(都)東栄元中子線は全線開通(令和3年7月)しました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地及びその周辺地域との連携強化を図る地域間を結ぶ路線の充実 	△国道17号、国道117号、国道291号、(主)長岡片貝小千谷線の整備を進めています。
道路ネットワークづくり (生活道路)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路網にアクセスしやすい生活道路網の形成、冬期でも快適に利用できる道路環境の整備など生活利便性の向上 	△部分的に市道の整備・拡幅等を行っていますが、狭小な幅員の道路や行き止まり道路が依然として残っています。 ○消雪パイプ、流雪溝の整備を行いました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農山村地域の道路網の維持管理・補修、橋梁の長寿命化 	○橋梁修繕(28橋)を行いました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東小千谷地区の都市計画道路網の見直し 	○土地区画整理事業の廃止に合わせて、(都)東栄信濃町線、(都)東小千谷環状線を廃止しました。
公共交通ネットワークづくり (鉄道)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道の利便性を高めた鉄道利用の促進 ・ 道路ネットワークとの結節拠点となる小千谷駅の駐車場の充実 	△小千谷市移動等円滑化促進方針(令和6年3月策定)や小千谷市バリアフリー基本構想(令和7年3月策定)に基づき、公共交通の利便性向上に向けて取組を進めています。
公共交通ネットワークづくり (バス)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存のバス路線の維持、主要拠点や公共施設を結ぶ循環バスの運行など事業者と連携したバスネットワークの強化 	△小千谷市地域公共交通計画(令和6年1月策定)に基づき公共交通ネットワークの強化に向けた取組を進めています。 ○岩沢、真人地区へのコミュニティバスの配置、路線バス廃止の代替交通として乗合タクシーの配置を行いました。 ×市内の病院や公共施設を結ぶ循環バスの運行廃止の可能性が生じています。 ○小千谷IC近くに駐車場を整備し、高速バス利用者の利便性の向上を図りました。

視点	前回MPでの方針等	達成評価度、評価の根拠となる事象等
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ネットワークづくり 歩行者・自転車</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが安全で安心して歩いて暮らせるための歩行者・自転車空間の整備・充実 ・本市固有の資源を活かした、楽しく散策できる環境づくり 	<p>○国道 117 号、(主)長岡片貝小千谷線の歩道整備を行いました。</p> <p>△小千谷市移動等円滑化促進方針（令和 6 年 3 月策定）や小千谷市バリアフリー基本構想（令和 7 年 3 月策定）に基づき、安全・安心な歩行者・自転車空間の整備や充実に向けて取組を進めています。</p> <p>○信濃川左岸堤防の遊歩道に花壇整備を行いました。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">都市基盤の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・質の高い市街地環境整備に向けた民間活力の活用の検討 ・交通利便性の高い地区の適切な土地利用形成の誘導 ・周辺環境に配慮した新たな企業用地の選定、工業地の形成 ・日吉地区の良好な住環境の維持 ・東小千谷土地区画整理事業の廃止に伴う都市計画の廃止・変更 	<p>△テレワークステーションおぢや、ひと・まち・文化共創拠点「ホントカ。」の施設整備が進められましたが、中心市街地の環境整備には、民間活力の活用がより一層求められています。</p> <p>△立地適正化計画を策定し、市街地に都市機能や生活機能の誘導を図っていますが、中心市街地の円滑な土地利用形成が進んでいません。</p> <p>○工業団地として鴻巣産業団地を新たに造成し、2 件の企業立地が図られました。（再掲）</p> <p>△遊歩道の維持や修繕以外に基盤整備等は行っていません。</p> <p>○東小千谷地区は、土地区画整理事業の廃止に合わせた用途地域の一部変更・除外を行いました。（再掲）</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域の実情に応じた道路網の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・未整備都市計画道路の整備 ・(都) 東栄元中子線の整備 ・医療拠点のアクセス道路の検討 ・山間地域の道路整備 	<p>○(都) 東栄元中子線は全線開通（令和 3 年 7 月）しました。（再掲）</p> <p>△(都) 木津小千谷停車場線の道路改良が進められています。</p> <p>△(主)長岡片貝小千谷線などの一部整備を行いました。（再掲）</p> <p>△山間地域の基幹道路の維持・改良を行っています。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">交流拠点整備（都市の交流）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小千谷市総合産業会館サンプラザ及び錦鯉の里周辺、道の駅「ちぢみの里」周辺の拠点づくり 	<p>○ひと・まち・文化共創拠点「ホントカ。」やテレワークステーションおぢやの開設を行いました。</p> <p>○小千谷市総合産業会館サンプラザ周辺の西小千谷 1 号線の歩道整備を行いました。</p> <p>△道の駅「ちぢみの里」は、源泉井戸の不具合による湯湯不良から温浴施設としての営業が終了となり、施設の再整備に向け取り組んでいきます。</p>

視点	前回MPでの方針等	達成評価度、評価の根拠となる事象等
	<ul style="list-style-type: none"> 山本山、おぢやクラインガルテンふれあいの里の拠点づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 山本山農用地等の維持管理、ひまわり、菜の花畑の植栽による景観形成の取組とともにイベントも行いました。 市民の家・小千谷信濃川水力発電館「おぢゃ〜る」の整備を行いました。
交流拠点整備（生活文化）	<ul style="list-style-type: none"> 農業試験場跡地への公園整備 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の憩いの場や災害時の拠点として防災公園を整備しました。
	<ul style="list-style-type: none"> 市民会館及び市民学習センター周辺の拠点づくり 地域の重要な施設の機能更新 	<ul style="list-style-type: none"> 岩沢・川井住民センター、片貝総合センター、市民会館の施設整備を行いました。 教育環境のさらなる充実を図るため、市民学習センター集館を利活用し、「学びの多様化学校」の開設に向けて取組を進めています。 △老朽化及び耐震性が不足している勤労青少年ホーム・東小千谷体育センター・老人憩の家白寿荘、市民学習センター内にあるおぢや震災ミュージアムそなえ館の機能を移転する（仮称）小千谷市防災センターの整備を行っています。
	<ul style="list-style-type: none"> 総合病院建設に向けた用途地域の指定の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 小千谷総合病院が建設されたことで、用途地域（準住居地域）の指定を行いました。
	<ul style="list-style-type: none"> 片貝ふれあい公園けやき園の拠点づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 佐藤佐平治邸跡を地域で活用するとともに、公園内の広場を利用して地域のイベント等が行われています。

(2) 豊かな自然と調和する安全で快適な都市づくり

(公園緑地整備方針・環境保全方針・防災方針・福祉環境整備方針)

視点	前回MPでの方針	達成評価度、評価の根拠となる事象等
緑の拠点 S 都市公園 S	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園の計画的な配置、ポケットパークの整備、身近な広場空間の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○馬場清水の水飲み場舗装や駐車場整備を行いました。 ○山本山のポケットパークや山頂付近などの環境整備を進めています。
	<ul style="list-style-type: none"> 市街地のシンボルとして船岡公園の充実 	<ul style="list-style-type: none"> △公園の魅力の維持・向上に向けて取組を進めています。
	<ul style="list-style-type: none"> 白山運動公園をはじめとする運動公園 総合体育館 	<ul style="list-style-type: none"> ○運動公園や総合体育館は、広場や市民プールの整備事業等により機能の充実を図っています。
	<ul style="list-style-type: none"> 農業試験場跡地の公園整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の憩いの場や災害時の拠点として防災公園を整備しました。(再掲)
	<ul style="list-style-type: none"> 片貝ふれあい公園けやき園の維持管理と地域の文化・交流の拠点づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○佐藤佐平治邸跡を地域で活用するとともに、公園内の広場を利用して地域のイベント等が行われています。(再掲)
緑の拠点 S 自然系 S	<ul style="list-style-type: none"> 長岡東山山本山県立自然公園の自然環境の保全、拠点づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○長岡東山山本山県立自然公園でひまわりや菜の花畑などの取組により、来訪者が楽しめる自然環境の拠点づくりを進めています。
水と緑の軸	<ul style="list-style-type: none"> 大河信濃川の河川空間を活用した水と緑のネットワークの形成 防災性や安全性に配慮した河川整備の県への要望 歩行者・自転車空間の整備や緑化・修景によるうるおいのある空間づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係協議会との連携による安全利用点検、信濃川クリーン作戦による美化活動を行いました。 △表沢川や茶郷川など洪水対策が必要な河川の整備について県に要望しています。
環境保全	<p>[環境の保全]</p> <ul style="list-style-type: none"> 信濃川の河岸段丘の散歩道としての利用促進 不法投棄対策や地域との協働による美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄物の見回り、市内一斉清掃行動日の設定及び地域が自主的に行う清掃活動の推進と支援を継続的に進めています。 ○騒音及び振動規制法の規定に基づく規制地域を指定し、指定地域図を公表しています。 ○信濃川河岸段丘ウォークを実施しました。

視点	前回MPでの方針	達成評価度、評価の根拠となる事象等
	<ul style="list-style-type: none"> ・農地や森林資源の適切な保全や維持管理 ・一団の工業地の公害の軽減や積極的な緑化の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ○営農の継続や農地の維持、集落の活性化を図るための支援を行っています。(再掲) ○小千谷市森林整備計画の見直しを行いました。(再掲) ○一団の工業地の公害についての相談などはなく、緑地帯などの維持管理が図られました。
	<p>[環境負荷の軽減]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化や再資源化の推進、施設の適正な維持管理、効率化 ・都市機能の拡散の抑制、徒歩・自転車、公共交通機関を利用した生活スタイルへの転換の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの分別や減量化、再資源化に向けた事業を実施しました。 ○施設の保守点検、更新計画等に基づく修繕を行いました。 ○小千谷市焼却処理施設基本構想を策定し、それに基づき候補地選定に向けた検討を行いました。 ○小千谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に関連する取組について記載しました。 ○免許返納者等を対象に利用しやすい公共交通手段の検討と実証実験を行いました。
	<p>[生態系への配慮]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林や田園、里地里山の保全による生態系に配慮した環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○新潟県生物多様性保全事務レベル連絡会議に参画し、希少野生動植物の保護や外来種の防除等、生物多様性保全の普及啓発や各種対策のための情報収集に努め、今後の事業推進につなげています。 ○交付金等の活用により、環境保全型農業の推進を行っています。
	<p>[下水道の整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道及び農業集落排水の適切な維持管理、計画区域外の地域の合併処理浄化槽の普及促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○管渠・処理施設の長寿命化及び更新を行いました。 ○合併浄化槽設置の補助金交付により普及を図りました。 ○農業集落排水の吉谷処理区について、公共下水道への接続に向けた準備を進めています。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地震・火災への備え</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震改修の促進、避難所となる公共施設の防災機能の強化、防災拠点となる公園の整備 ・木造家屋の密集地区における建築物の不燃化、オープンスペースの確保 ・災害時の救援・物資輸送等を図る幹線道路網の整備推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○補助金交付による木造住宅の耐震化の促進を進めています。 ○災害時の拠点として防災公園を整備しました。(再掲) △防災公園内に避難所、支援物資集配所などの機能をもつ(仮称)小千谷市防災センターの整備を進めています。 ○(都)東栄元中子線は全線開通(令和3年7月)しました。(再掲)

第2章 都市づくりの主要課題

視点	前回MPでの方針	達成評価度、評価の根拠となる事象等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山間地域の崖地等危険箇所の補強等による交通遮断の防止 	<p>○千谷川地区急傾斜地崩壊防止事業を実施しました。</p>
<p>雨への備え</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県と連携した表沢川や茶郷川の改修の促進 ・ 総合的な視点からの治水対策 	<p>○表沢川改修事業（県事業）の進捗により、下流では放水路が完成しました。</p> <p>△茶郷川の改修に向けて検討・調整を行っています。</p> <p>△多面的機能支払交付金事業による田んぼダムなどの治水対策を進めています。</p>

視点	前回MPでの方針	達成評価度、評価の根拠となる事象等
雪への備え	<ul style="list-style-type: none"> 冬期間の円滑な交通の確保を図るための道路除雪体制の整備、「雪みち計画」に基づく除雪に適した道路空間の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○消雪パイプ、流雪溝の整備を行いました。 ○除雪機械の更新による道路除雪体制の整備、狭幅市道の除雪について町内会に委託する体制を整備しました。 ○「雪みち計画」に基づく歩道除雪を行いました。
	<ul style="list-style-type: none"> 雪崩防止施設の設置、雪処理場の確保、克雪住宅の普及、消融雪装置の整備などによる雪国生活の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ○信濃川河川敷を利用した雪捨て場の開設、克雪住宅の整備や住宅屋根の命綱固定アンカーに関する補助事業の実施を行いました。
	<ul style="list-style-type: none"> 雪を活かした地域振興、雪冷房など雪をプラスの要素とした利活用の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ひと・まち・文化共創拠点「ホントカ。」に雪室を併設、利雪・遊雪・克雪フェアを開催しました。
防災体制・防災意識	<ul style="list-style-type: none"> 防災用資機材の整備充実、地域ぐるみの防災体制の強化 おぢや震災ミュージアムそなえ館を活用した防災情報の発信 広域的な連携も含めた市区町村や防災関係機関との相互援助体制の確立 原子力災害対策に係る地域防災計画の策定 ハザードマップの作成・配付、各地域における防災マップづくり・周知による、防災意識の向上 地域住民への継続的な防災意識の高揚と知識の普及、各家庭や事業所の防災用品の確保 自主防災組織などと連携した防災訓練や防災学習会の実施、防災リーダーの育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災訓練や防災に関する講演会・学習会・出前講座等の実施、小千谷市土砂災害・洪水ハザードマップの全戸配布など普及啓発を行いました。 ○自主防災組織への活動支援を行っています。 ○自治体スクラム支援会議、中越大震災ネットワークおぢや、各種防災協定の締結により、自治体間や関係機関との相互援助体制を構築しています。 ○地域防災計画の一部修正を行いました。

<p style="text-align: center;">防 犯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪などの発生を防止するための多世代が一緒に暮らせる地域づくり、身近な地域コミュニティの維持・充実 ・ 地域住民が中心となって取り組む安全・安心なまちづくりの推進 ・ 通学路となる道路や公園の視界の確保、夜間も安心して歩ける環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年、町内会長会議を実施しています。 ○ 小千谷地区防犯協会連合会への支援や LED 防犯灯・防犯カメラ設置の支援を行っています。 ○ 危険な通学路の点検や整備など関係機関で一体となって安全な交通環境づくりを進めています。
<p style="text-align: center;">福 祉 環 境</p>	<p>[健康福祉の拠点づくり]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小千谷市総合福祉センター「サンラックおぢや」の活用、各種計画に基づいた福祉施策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉の総合的な拠点施設として管理運営を小千谷市社会福祉協議会に委託し、小千谷市総合福祉センター「サンラックおぢや」での講座やイベントの実施など様々な地域福祉事業を行いました。
	<p>[安心できる生活環境づくり]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンパクトな都市の形成・都市機能の集約化による公共交通サービスの充実やバリアフリー化の推進 ・ 安心して子どもを産み・育てられる社会環境づくり ・ 市民の健康増進や子どもの健全な成長に寄与する公園緑地の整備・充実 	<ul style="list-style-type: none"> △ 立地適正化計画（平成 29 年 3 月策定）に基づき、歩いて暮らせる安全で安心できる居住環境づくりに取り組んでいます。（再掲） ○ 旧魚沼病院新館棟を活用した健康・こどもプラザ「あすえ〜る」の整備、地域子育て支援拠点「わんパーク」の移転及び病児病後児保育室の開設、子育て世代包括支援センターの開設を行いました。 ○ 中学生や市民を対象とした講座を実施しました。
	<p>[支えあう福祉社会づくり]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉教育の推進や地域福祉推進体制の強化 ・ 高齢者や障がい者の就労機会の創出 ・ 高齢者が孤立しないための各種福祉・介護予防事業の推進 ・ 高齢者や障がい者が雪により生活の維持が困難にならないための支援 ・ 高齢者世帯の雪処理作業軽減化のための克雪住宅の普及促進、冬期間の高齢者向けの中高層集合住宅の整備の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 27 年度から生活支援体制整備事業を開始し、生活支援コーディネーターを中心に地域支え合いの啓発と組織づくりへの支援を行いました。 ○ 高齢者や障がい者の就労支援を行いました。 ○ 高齢者の閉じこもり予防や介護予防、生きがいづくりを目的とした住民主体のデイホームの市内 10 団体への委託・運営、「高齢者の通いの場マップ」「地域の体操教室」などの情報マップ作成による健康増進や福祉活動などの社会参加の場の周知を行いました。 ○ 自力での除雪が困難な世帯等に対して除雪経費の一部を補助しました。 ○ 克雪住宅の整備に関する補助事業を行いました。

(3) 市民とともに個性と魅力を創り出す都市づくり

(地区計画制度推進方針、まちなみ景観整備方針、市民参加推進方針)

視点	前回MPでの方針	達成評価度、評価の根拠となる事象等
地区計画制度等の活用	・まちづくりに対する住民の意識高揚を図り、住民主体で地域まちづくりのルールを考え、取り組める環境や仕組みづくり	○ひと・まち・文化共創拠点「ホントカ。」の建設にあたっては、住民参画を図りながら進めました。 ○東忠や西脇邸を国の登録有形文化財に登録しました。
都市の顔つきの向上	・小千谷市総合産業会館サンプラザ周辺における魅力的で質の高いまちなみ景観の形成	○小千谷市総合産業会館サンプラザ周辺の西小千谷1号線の歩道整備を行いました。(再掲)
	・小千谷駅～小千谷 IC に至る路線を楽しみながら歩ける空間づくり	△ひと・まち・文化共創拠点「ホントカ。」が整備されたことで、今後は人流の変化が見込まれますが、中心市街地における歩行者の回遊性を高めるために、その周辺や商店街の活性化を図る必要があります。
沿道景観の向上	・幹線道路におけるうるおいや安らぎのある道路景観の創出、統一感のある沿道景観の形成	○街路樹の維持管理を実施しています。
花と緑のまちづくり	・公共施設や大規模店舗等の緑化、工場の敷地内緑化	○新たな公共施設の整備に際しては、緑化率の向上に努めています。
	・信濃川の河岸段丘を活用した花や緑に親しめる空間づくり	○信濃川堤防の遊歩道の花壇整備や日吉遊歩道の維持修繕を実施しました。
まちづくり活動の推進	・地域問題を解決する地域力の向上、地域まちづくりのリーダーの育成	○市民協働支援事業補助金制度を活用し、地域問題を解決する地域力の向上、地域まちづくりのリーダーの育成に努めています。
市民参画	・情報提供・普及啓発による市民参画の推進、住民の声を充分に反映した公共公益施設の整備	○各種審議会等の市民公募等による市民参画、ひと・まち・文化共創拠点「ホントカ。」の計画段階からの市民意見の反映を行いました。
活動支援	・花いっぱい運動など地域のまちづくり活動の支援、総合的な市民参画の仕組みづくりの確立	○町内集会施設の維持補修に係る補助を行いました。 ×市民協働を支援する中間支援組織の設立を目指しましたが設立には至りませんでした。

3. 都市づくりの主要課題

(1) まちづくりに関連する社会的潮流

潮流① 人口減少と少子高齢化

- ・人口減少、少子高齢化は全国で進展しており、我が国の人口は平成20年の1億2,808万人をピークに、平成23年以降13年連続で減少しており、令和5年10月時点の総人口は1億2,435万人と、前年に比べて約60万人減少しています。
- ・国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、令和52年には我が国の人口は9,000万人を割り込み、65歳以上の人口割合を示す高齢化率は令和2年の28.6%から令和52年には38.7%へ上昇すると推計されています。
- ・本市においても人口減少は著しく進行しており、人口がピークであった昭和55年からの40年間で1万人以上が減少しています。なお、人口減少は中山間地域だけではなく、人口が集積する西、東、片貝地区でも進行しています。また、高齢化は全国平均や新潟県全体よりも進展しており、令和2年には36.1%に達しています。
- ・人口減少と少子高齢化の進展により、地域経済の縮小や財政の悪化などが危惧されるため、いかに地域の活力を維持するかが求められています。

潮流② 自然災害の激甚化・頻発化

- ・我が国の国土は、気象、地形、地質等が極めて厳しい状況下にあり、毎年のように地震、津波、風水害、土砂災害などの自然災害が発生しています。令和5年度も、能登半島地震や梅雨前線による大雨、台風第2号・第7号による風水害など、多くの災害が発生しました。
- ・本市では、平成16年に発生した中越大震災以降は大規模な災害は発生していませんが、地震や水害、土砂災害、雪害などの自然災害の切迫性は年々高まっています。また、中越大震災から20年が経過し、大規模な災害を経験していない市民が増加しています。
- ・今後も気候変動の影響によって自然災害のさらなる激甚化・頻発化などが懸念される中、市民の命と暮らしを守り、本市の持続的な発展を目指すためには、防災・減災、国土強靱化等の取組をさらに強化することが求められています。

潮流③ 環境・エネルギー問題の深刻化

- ・気候変動の社会経済活動への影響が生じている中、平成27年のパリ協定をはじめ、温室効果ガスの排出削減に向けた国際的な機運が急速に拡大しており、我が国においてもカーボンニュートラルの実現に向けて様々な取組が進められています。
- ・本市においても、「小千谷市地球温暖化対策実行計画（令和5年5月策定）」に基づき、住宅のZEH化や公共施設のZEB化といった建物・設備の省エネ化、エネルギー効率の高い公共交通機関の利用促進といった交通の省エネ化、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入拡大などに取り組むこととしています。

潮流④ 社会資本の老朽化

- ・我が国のインフラは、その多くが高度経済成長期以降に整備されており、今後、建設から50年以上経過する施設の割合は加速度的に増加する見込みです。また、修繕などの措置を早急に行うことが必要な施設が既に多数存在しています。
- ・本市においても、高度経済成長期の昭和40年代以降に集中的に整備された公共施設等が年数の経過とともに老朽化し、同時期に施設の大規模な修繕工事や建替え更新が必要となるため、「小千谷市公共施設等総合管理計画（令和5年2月改訂）」に基づき、公共施設やインフラの維持管理・更新を計画的かつ適切に進めることとしています。

潮流⑤ SDGs（持続可能な開発目標）の推進

- ・SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された達成すべき国際社会の共通目標であり、我が国の政府や各自治体でもSDGsを意識した持続可能なまちづくりが進められています。
- ・本市も内閣府が設置する地方創生SDGs官民連携プラットフォームの会員として、総合計画の着実な推進を図ることがSDGsの達成に貢献するという観点のもと、居住や都市機能の適切な誘導による持続可能な都市構造の形成、自然環境の保全活動による良好な環境や景観の維持などを進めることとしています。

潮流⑥ デジタル革命の加速

- ・20世紀末以降、世界的にICT機器の普及が進み、AI、5G、クラウド等に至る革新的な技術の開発・社会実装が進むなど、デジタル技術が社会のあらゆる場面に広がってきました。
- ・我が国では、第5期科学技術基本計画で提唱されたSociety5.0を推進し、「持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」を目指すこととしており、まちづくり分野では、交通事故や渋滞、環境問題などの解決を図るITS（高度道路交通システム）や、地域交通の維持や運送業におけるドライバー不足などの解決を図る自動運転システムなど、ICT技術等の活用を通して社会課題を解決するための取組が進められています。

潮流⑦ ライフスタイルや価値観の多様化

- ・内閣府の国民生活に関する世論調査によると、「心の豊かさ」を重視する人の割合が年々高まっており、また、モノの所有よりも体験に価値を見いだす「コト消費」の需要が拡大しているなど、質の高い生活に対するニーズが拡大しています。
- ・また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、人と人との接触が制限される中で、情報通信技術の発展と相まって、場所にとらわれないリモートワークや地方での起業といった働き方の変化、地方への移住といった暮らし方の変化が生じています。
- ・このような人々のライフスタイルや価値観の多様化を受け入れ、複雑化する課題に対応できるまちづくりが求められています。

(2)都市づくりの主要課題

課題1 人口構造や社会情勢の変化に対応した持続可能な都市づくりが必要

- ・今後も継続していく人口減少、少子高齢化により税収の減少が予想される一方で、インフラや公共施設の維持管理・更新費、医療や福祉などに関する社会保障費は増大し、都市の経営に影響を与えることが予想されます。そのため、都市規模の適正化に努めながら、インフラなどの生活基盤や医療・福祉・商業などの生活サービスが適切に整った都市づくりを推進することが必要です。
- ・また、人口減少は中山間地域だけでなく、人口が集積する中心市街地でも顕著であるため、都市部と郊外部のバランスに配慮した人口構造の形成、地域づくりが必要です。
- ・さらに、今後の超高齢社会や地球温暖化などの環境問題に適切に対応するためには、過度に自動車に依存しない都市構造や土地利用の形成、ライフスタイルの転換が必要です。

課題2 自然と調和した安全で快適な都市づくりが必要

- ・本市は、雄大な信濃川や緑あふれる山林など豊かな自然に恵まれています。全国的に頻発している局地的かつ集中的な豪雨により、水害や土砂災害が発生する可能性があります。そのため、豊かな自然や生態系、良質な景観を保全しつつ、防災拠点の整備や災害に対する市民意識の高揚など、ハードとソフトの両面で防災・減災対策に取り組むことが必要です。
- ・人口減少の抑制と定住の促進を図るためには、安心して子どもを産み・育てられる環境づくりや創業・企業立地を促進するとともに、安心して暮らせる環境づくりが必要です。
- ・特に、今後の超高齢社会にあっては、都市機能の集約化に努めるとともに、歩いて暮らすことのできる都市環境づくり、日常的な暮らしを支える移動手段の確保が必要です。
- ・また、西・東・片貝地区に多く分布する空き家は、周囲の居住環境や安全性に悪影響を及ぼす可能性があるため、適正な管理や積極的な利活用を促す必要があります。

課題3 人々を惹きつける魅力ある都市づくりが必要

- ・人口減少や少子高齢化が進展する中で、地域の活力を高めるためには、移住・定住人口や関係人口を増やすことが不可欠です。
- ・そのため、地域固有の資源である自然環境や歴史・文化に培われた都市空間の魅力を更に高めるとともに、令和6年9月にオープンした賑わいや情報発信、居場所づくりの核となるひと・まち・文化共創拠点「ホントカ。」を起爆剤に、中心市街地の魅力や集客力を高めることが必要です。
- ・併せて、本市への来訪者に対する宿泊施設不足への対応、2 地域居住や豊かな自然環境を活かした田舎暮らしのニーズに応じた環境や制度の充実を図ることも必要です。
- ・また、人口が減少する中でこれらを持続的に推進するためには、次代のまちづくりを担う人材の育成や発掘が重要となるため、市民や様々な関係者がまちづくりに参画できる場や機会を設けることが必要です。

第3章 都市づくりの目標

1. 都市づくりの理念と目標

(1) 都市づくりの基本理念

- ・本市は、関越自動車道や国道17号、国道117号、JR上越線などの広域交通網をはじめとする恵まれた立地環境、長岡東山山本山県立自然公園や信濃川などの優れた自然環境のもと、工業や商業機能の充実による雇用機会の創出、文化・スポーツ・福祉機能の充実などを行ってきました。
- ・しかし、急速に進行する人口減少や少子高齢化に伴い、空き家や空き地の増加、中心市街地の空洞化、地域コミュニティの担い手不足などの問題が深刻化しています。
- ・また、新潟県中越大震災や東日本大震災、令和6年能登半島地震などの大きな災害の被害発生や原子力発電所の事故の教訓、近年の気候変動による災害の激甚化や頻発化に伴い、安全・安心に対する市民の意識やニーズが高まっています。
- ・これからの都市づくりにおいては、人口減少や少子高齢化、環境問題、安全・安心の確保などの様々な社会的課題に対応するとともに、まちづくりに関する市民意識の高まりに応えることが求められています。
- ・都市圏や生活圏が拡大し、都市間競争が激しくなる状況にあって、小千谷という個性を失わないためには、今ある地域資源や小千谷にしかない魅力を有効に活用し、さらに磨きあげていくとともに、移住・定住者や関係人口の増加など多くの人々を呼び込み、交流することも必要です。
- ・本市には、先人たちが長い年月をかけて守り育んできた美しい自然や歴史、伝統の技や文化、産業都市としての創造力、大震災による被害を乗り越えてきた市民力があります。
- ・それらを今後の都市づくりに活かすため、本計画では、次の2つを基本理念に掲げます。

◎ふるさとの原風景を守りながら、誇りと愛着をもち、誰もが安全・安心で快適に暮らすことができる都市づくりを目指します

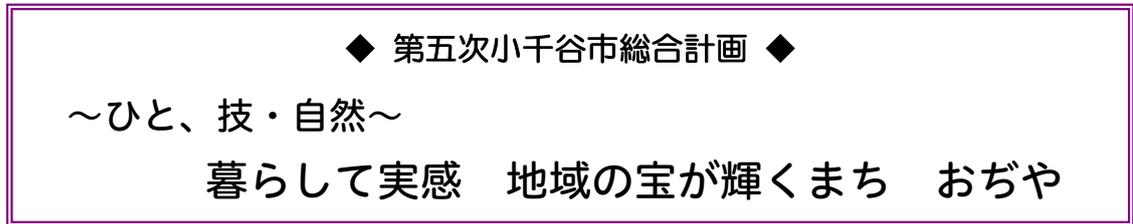


◎市民・団体・事業者と行政の協働により、個性と創造力にあふれ、多様な人々と交流できる都市づくりを目指します



(2)都市づくりのテーマ

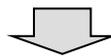
- ・都市づくりの基本理念を受けて、第五次小千谷市総合計画が目指す都市像「～ひと、技・自然～ 暮らして実感 地域の宝が輝くまち おぢや」を実現するための都市づくり分野のマスタープランとして、都市づくりのテーマを以下のように設定します。



◆ 都市づくりの基本理念 ◆

◎ふるさとの原風景を守りながら、誇りと愛着をもち、誰もが安全・安心で快適に暮らすことができる都市づくりを目指します

◎市民・団体・事業者と行政の協働により、個性と創造力にあふれ、多様な人々と交流できる都市づくりを目指します



◆ 都市づくりのテーマ ◆

個性が輝く創造と交流の都市 小千谷

○個性が輝く…

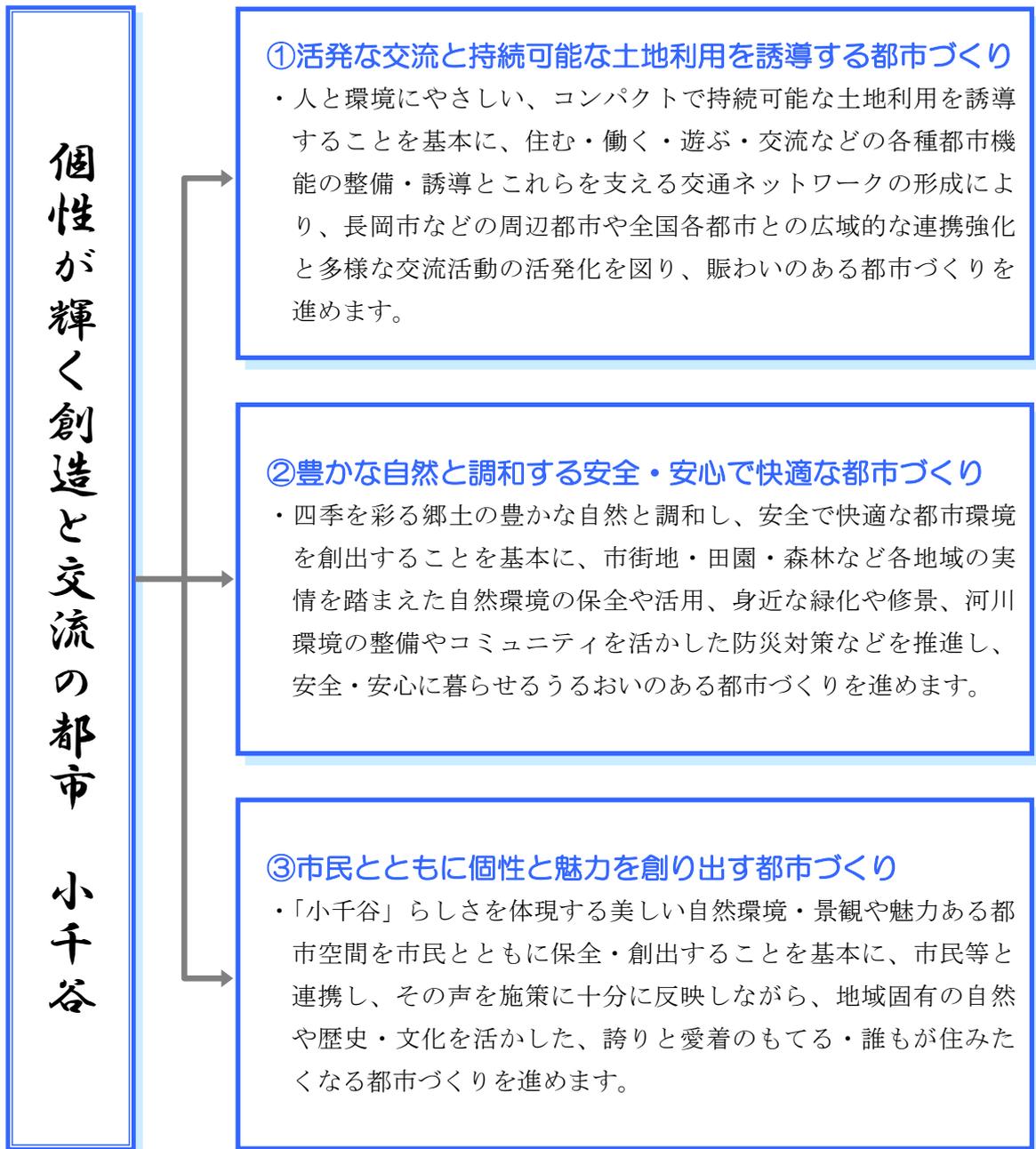
- ・長岡東山山本山県立自然公園をはじめとする緑豊かな山並み、信濃川の広大な水辺とその流れが造り出した河岸段丘の地形、米どころを支える広大な田園、小千谷縮や錦鯉、牛の角突き、片貝まつり、おぢや風船一揆、さらには大震災を乗り越えた市民力。
- ・これらは小千谷を表す代表的な言葉であり、小千谷の「個性」と呼べるものです。
- ・これからの都市づくりにおいては、小千谷の個性にさらに磨きをかけ、まちの魅力を高めるとともに、地域の“宝”として未来へと引き継いでいきます。

○創造と交流…

- ・伝統産業に加え、電子部品産業や鉄工・機械産業、食品製造業などの基幹産業を核に、モノづくりが盛んな都市を目指します。
- ・また、安全・安心で快適に暮らせる都市環境を創出するとともに、小千谷の個性を未来に引き継ぐ人づくり、次代のまちづくりを担う人づくりを進めながら、いつまでも住み続けたいと思える都市、住んでみたいと思える都市を目指します。
- ・そして、小千谷の個性と創造力（＝魅力）を全国に発信し、県内だけでなく、首都圏など全国との多様な交流が活発になる都市を目指します。

(3)都市づくりの目標

- ・都市づくりの基本理念やテーマを実現し、安全で快適に暮らせる都市環境と自立可能な地域力のある都市を形成するため、以下の3つを都市づくりの目標（柱）として掲げます。

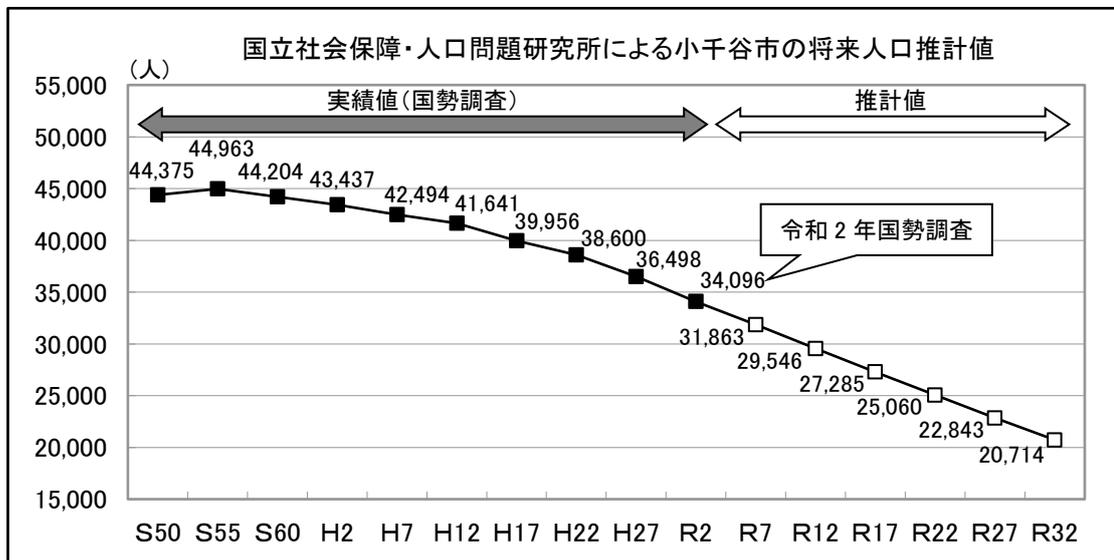


2. 人口フレーム

- ・「人口フレーム」は、将来における都市規模の設定や都市施設の整備目標量の算出根拠などとして重要な事項です。
- ・設定値が大きすぎれば、その受け皿となる都市整備の目標量が過大となり、公共投資の効率性や投資効果が損なわれるとともに、その後の維持管理費も増大します。設定値が小さすぎれば、市民の暮らしを支える生活基盤の不足やサービスの低下につながります。

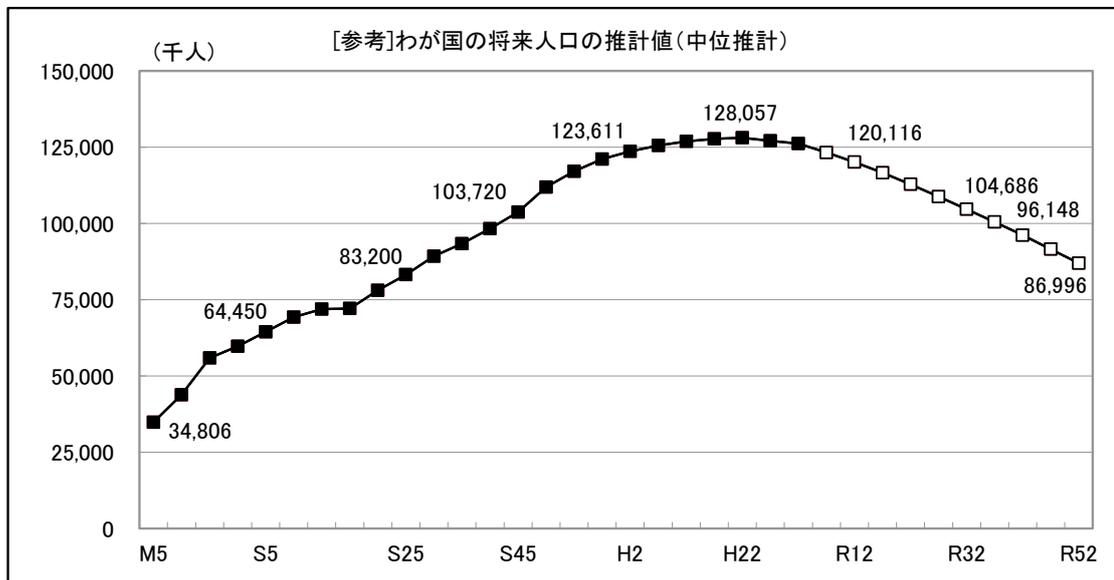
①将来人口の推計

- ・令和2年の国勢調査を基準に国立社会保障・人口問題研究所が令和5年12月に公表した市町村別の将来推計人口によると、本市の人口は、目標年次である令和12年には29,546人にまで減少する結果となります。



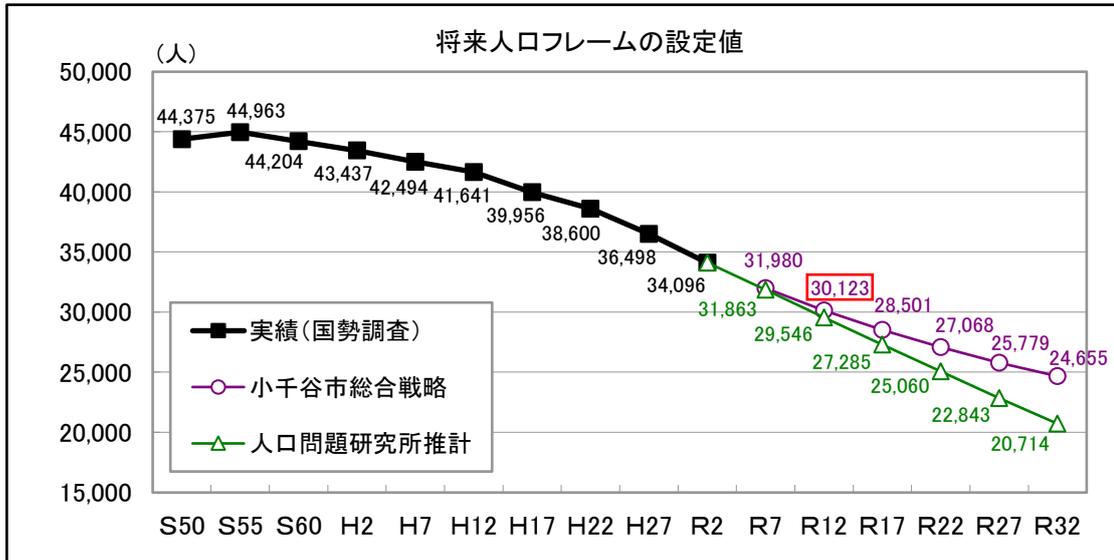
[参考]わが国の将来人口の推計

- ・我が国の総人口は平成22年以降に長期の減少過程に入り、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口でみると令和42年(2060年)には1億人を下回り、令和52年(2070年)には約8,700万人にまで減少する結果となります。



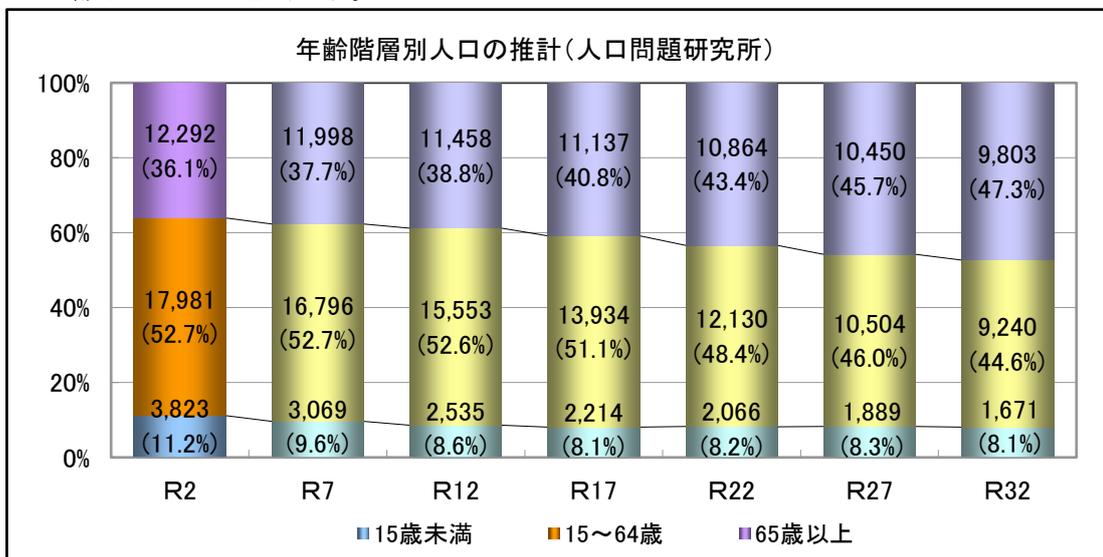
②将来人口フレーム

- ・人口の減少は、都市活力の低下や産業の衰退だけでなく、農地や山林が有する美しい自然景観の荒廃、長年にわたり培われてきた独自の歴史・伝統・生活文化・地域産業の担い手不足、地域コミュニティの衰退などを招きます。
- ・このため、安全に住み続けられる環境づくり、定住とUIターンの推進、雇用の場の確保、子どもを産み・育てやすい環境づくりなどを進め、人口減少を抑制するとともに、観光や田舎暮らし体験などの関係人口の拡大に取り組んでいく必要があります。
- ・そこで、本計画では「小千谷市総合戦略」に基づき、目標年次（令和12年）における目標人口を30,123人と設定し、目標達成に向けて総合的な視点で取り組んでいきます。
- ・ただし、本格的な人口減少社会を迎える中で、長期的な人口減少は避けられないものと考えられ、コンパクトで持続可能な都市づくりがこれまで以上に必要です。



(参考) 年齢階層別人口の予測

- ・令和32年の将来推計人口の内訳を年齢階層別にみると、15歳未満の年少人口の割合が10%を下回る一方、65歳以上の老年人口の割合が47.3%を占める結果となります。
- ・このため、医療や福祉対策だけでなく、高齢者に対する移動手段の確保、自然環境の面から自動車に過度に依存せず暮らせる環境づくりなど、高齢者と自然環境に配慮した都市づくりが必要です。



3. 将来都市像

都市内外の交流と連携を深め、自然との共生を図りながら個性と魅力を創出する都市づくりを目指し、都市拠点の適正な配置と多様な交流を促進する都市の軸づくりを進めるとともに、片貝・西部・東部・南部地域の特性を活かした地域づくりに取り組みます。

①個性ある地域づくり

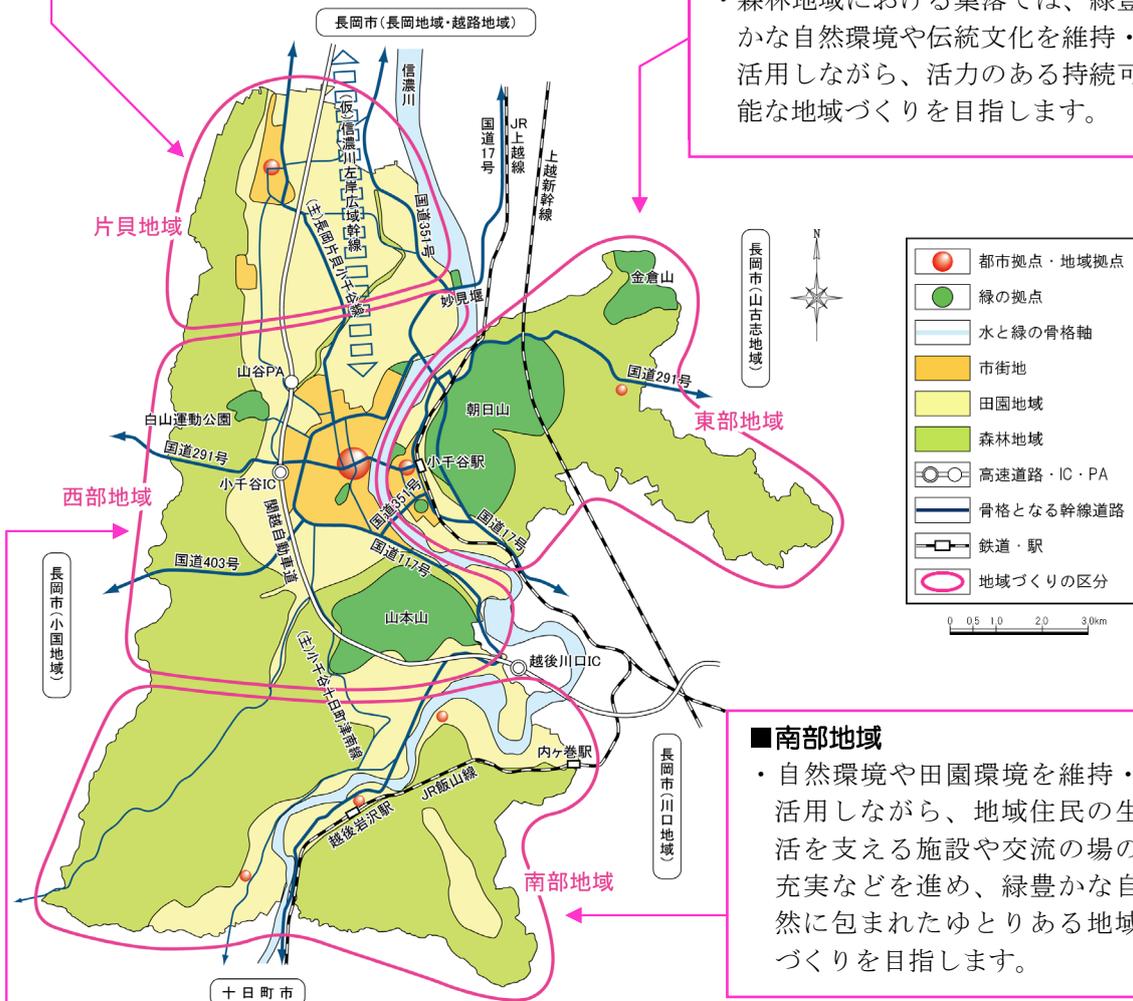
◆ 将来都市像図 ◆ (小千谷市全域)

■片貝地域

- ・長岡市に近接する利便性の高さを活かして、住宅地や立地企業を中心に、職・住が近接する快適な市街地環境を形成します。
- ・丘陵地や集落地では、豊かな自然景観や伝統文化を守りつつ、これらを活かした個性ある地域づくりを目指します。

■東部地域

- ・市街地では、地域住民の生活を支える拠点づくりと安全で快適に暮らすことのできる都市環境づくりを進めます。
- ・森林地域における集落では、緑豊かな自然環境や伝統文化を維持・活用しながら、活力のある持続可能な地域づくりを目指します。



■西部地域

- ・既存の都市機能や地域資源を最大限に活用しながら、都市の『顔』となる拠点づくりを進めるとともに、適正な土地利用の規制・誘導によりコンパクトな市街地を形成します。
- ・市街地を取り囲む田園・森林地域では、山本山や河岸段丘などの自然環境・景観と共生する地域づくりを進めるとともに、良好な環境を活かした体験・交流や農山村居住などを推進します。

■南部地域

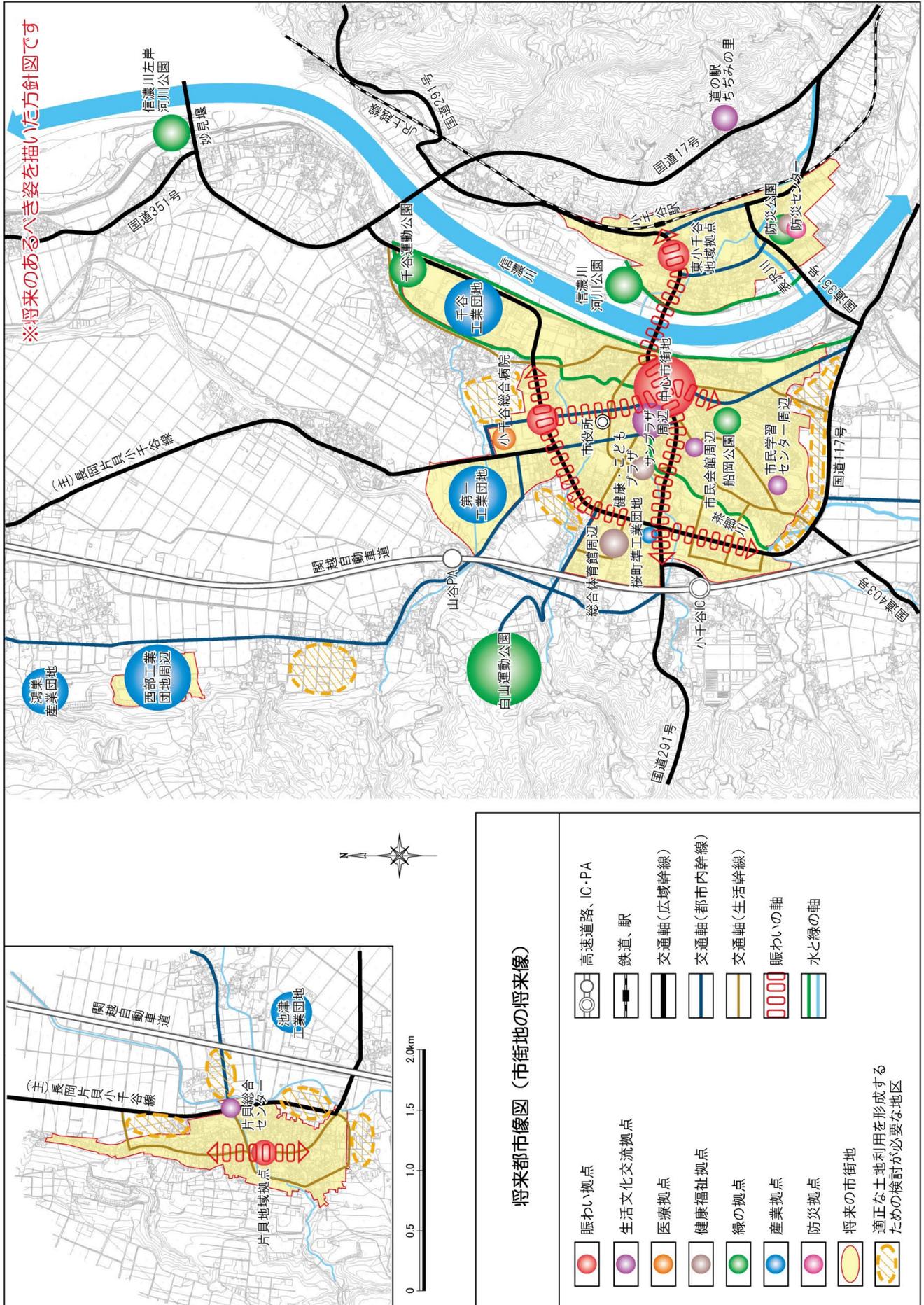
- ・自然環境や田園環境を維持・活用しながら、地域住民の生活を支える施設や交流の場の充実などを進め、緑豊かな自然に包まれたゆとりある地域づくりを目指します。

②魅力ある都市の拠点づくり

賑わい 拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・本町周辺は、賑わい・情報発信・市民の挑戦の場の核となるひと・まち・文化共創拠点「ホントカ。」やテレワークステーションおぢやを中心に商業・業務機能の強化を図るとともに、本市の中心市街地にふさわしい賑わいのある拠点づくりを進めます。 ・東小千谷市街地や片貝市街地の既存商業地では、地域住民の生活に密着した日常的なサービスを提供する商業地づくりを進めます。
生活文化 交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・小千谷市総合産業会館サンプラザ周辺は、錦鯉や小千谷縮など本市固有の伝統産業や歴史・文化を活かしながら、都市の顔として市民が誇りをもてる拠点づくりを進めます。 ・道の駅「ちぢみの里」では、本市の魅力をPRするとともに、広域的な自動車交通を市内へ誘導するような仕掛けづくりを進めます。 ・市民会館周辺及び市民学習センター周辺は、地域活動や文化・教育活動の中心となる拠点として機能強化を図ります。
健康福祉 拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・総合体育館周辺や健康・こどもプラザ「あすえ〜る」、(仮称)小千谷市防災センターを拠点として、市民の健康増進と地域福祉の向上に向けて機能強化を図ります。
医療拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・小千谷総合病院を地域医療の拠点として、周辺土地利用との調和に配慮しつつ、アクセスがしやすい環境整備を図ります。
緑の拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・山本山一帯では、四季を通じて楽しむことができる景観を整備することで、自然と親しめる観光、学習やレクリエーションの拠点などとしての活用を図ります。 ・白山運動公園や信濃川河川公園などの都市公園においては、スポーツ・レクリエーションの拠点として活用を図ります。 ・市街地では、既存公園の適切な維持管理を図ります。 ・市民が気軽に集う拠点として、防災公園の維持を図ります。
防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・防災機能を有する公園の維持管理や(仮称)小千谷市防災センターの整備により、災害に備えた防災拠点として機能強化を図ります。
産業拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の工業団地は、本市の活力を創造する産業拠点として、周辺環境との調和を図りながら、立地企業の成長を支援します。 ・さらなる産業の振興と既存の市街地環境の改善を図るため、土地利用条件や交通条件などを踏まえながら企業の立地を促進するとともに、新たな企業用地の整備を検討します。

③多様性のある都市の軸づくり（道路、鉄道・バス路線、河川など）

<p>交通軸</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺都市や市内各地域を結ぶ広域道路を整備・充実するとともに、市街地では放射環状型の道路網を形成し、鉄道やバス、乗合タクシーなどの二次交通と連携しながら、総合的な交通ネットワークづくりを進めます。
<p>賑わいの軸</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小千谷駅と小千谷 IC を結ぶ動線を、商店街などと連携してまちなみ景観の演出を図り、うるおいのある、人にやさしく魅力的な空間づくりを進めます。 ・国道 117 号沿いや片貝市街地の外縁部などでは、沿道の土地利用の適切な誘導に努めながら、賑わいや楽しさが感じられる空間づくりを進めます。
<p>水と緑の軸</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・信濃川、茶郷川などの河川環境や地形を活用した公園や親水空間・散策空間の整備を図り、回遊性のある水と緑の軸づくりを進めます。



第4章 都市づくりの方針

1. 活発な交流と秩序ある土地利用を誘導する都市づくり

(土地利用方針、交通体系整備方針、市街地整備方針、交流拠点整備方針)

(1)基本方針

人と環境にやさしい、コンパクトで持続可能な土地利用を誘導することを基本に、住む・働く・遊ぶ・交流するなどの各種都市機能の整備・誘導とこれらを支える交通ネットワークの形成を図り、安全・安心に住み続けられる、賑わいのある都市づくりを進めます。

(2)都市整備の方針

①土地利用方針

美しい自然環境の保全を図りつつ、都市としての活力の維持・向上や安心して快適に暮らせる都市づくりを進めるため、適正な土地利用の規制・誘導と都市環境の整備・改善に努めます。

[居住ゾーン]

- ・今後一層の進展が予想される高齢化や地震、豪雨などの災害に対する安全意識の高まり、地球規模で深刻化する環境問題などに対応するため、コンパクトに形成されている現在の市街地を中心として、既存ストックを有効活用しつつ、歩いて暮らせる安全で安心できる居住環境の形成を目指します。
- ・小千谷西部土地区画整理地区など居住基盤が整備された地区をはじめ、市街地内の住居系用途地域内未利用地への宅地化を促進するとともに、まちづくりやまちなみ形成に関する地域の特性に配慮しながら、良好な居住環境の形成に努めます。
- ・工業・流通業務としての拠点形成が計画されていた桜町土地区画整理地区は、西小千谷環状線(国道117号)や小千谷IC、総合体育館、小千谷市総合福祉センター「サンラックおぢや」などに隣接する利便性の高さから住宅地としての土地利用が進展しているため、既存工業地との調和を図りながら居住環境の維持と宅地化の促進に努めます。また、土地利用の状況によっては、工業系用途から住居系用途への転換を図るなど、用途地域の計画的な見直しを検討します。
- ・片貝市街地の(主)長岡片貝小千谷線沿道では、片貝地域からの人口流出の抑制と地域コミュニティの維持・増進を図るため、新たな住宅市街地の形成に努めます。
- ・東小千谷市街地では、既存の市街地環境の維持・改善を図ります。また、新たな住宅地については、地域住民の意識醸成を図りつつ、まちづくりやまちなみ形成に関する地域の特性に配慮しながら、良好な居住環境の形成に努めます。
- ・市街地に多く分布する空き家や空き地については、移住・定住や地域の活性化などの受け皿としての利活用に努めます。

[商業ゾーン]

- ・本町一帯の中心市街地は、高齢者などの生活環境にやさしく、歩いて暮らせるまちを形成する観点からも重要な場所となっています。ひと・まち・文化共創拠点「ホントカ。」やテレワークステーションおぢや、商店街が連携しながら、賑わい創出に向けたイベントの実施や出店・開業促進等による店舗の魅力向上、空き店舗対策などを検討し、中心市街地の回遊性を高めるための活性化を図ります。
- ・また、居住環境の充実や楽しみながら歩ける歩行者空間の整備、まちなみの緑化・修景を図るとともに、小千谷市総合産業会館サンプラザなどの交流機能や信濃川・茶郷川の水辺を活かしながら、買い物だけでなく、訪れることが楽しくなるような「都市の顔」づくりを進めます。
- ・東小千谷市街地や片貝市街地における既存商業地は、身近な買い物だけでなく地域コミュニティの中心としても重要な役割を担っており、市街地環境の整備・改善を検討しながら、地域生活の拠点となる近隣商業地の形成を図ります。

[沿道サービスゾーン]

- ・本市の広域的な幹線道路であり、小千谷市街地の外郭を構成する国道 117 号の沿道では、中心市街地との機能分担に配慮しつつ適正な土地利用の誘導を図り生活の利便性を高めます。

[工業ゾーン]

- ・既存の各工業団地や新たに整備された鴻巣産業団地をはじめとする工業地では、周辺環境との調和に配慮しながら今後とも工業地としての環境の維持や機能充実に努めます。
- ・新たな企業用地の整備に際しては、騒音や振動、排気・排水処理などの環境面のほか、周辺の道路網に与える交通負荷などにも配慮しながら適切な位置を選定するとともに、緑地協定なども検討しながら緑豊かな工業地の形成に努めます。
- ・田園地域などにおける既存の工業集積地については、周辺の田園及び集落環境との調和に配慮しつつ、今後とも工業地としての維持・向上に努めます。

[市街地隣接地における適正な土地利用の誘導]

- ・国道 117 号や(主)長岡片貝小千谷線の沿道など、既存の市街地に隣接し交通利便性の高い地区においては、虫食いの宅地開発を抑制するとともに、将来的な宅地需要や事業計画等に基づきながら、適正かつ計画的な土地利用の形成を図ります。

[田園・集落ゾーン、森林ゾーン]

- ・市街地の周辺に広がる田園・集落ゾーンでは、優良な農地の保全を図るとともに、開発が行われる場合には、田園景観に調和するよう緑化措置など景観の配慮を誘導します。
- ・田園・集落ゾーンを取り囲む森林ゾーンでは、緑豊かな自然環境を保全するとともに、市民の家・小千谷信濃川水力発電館「おぢゃ〜る」なども活用し、レクリエーション活動やグリーンツーリズムの場などとしての活用を図ります。
- ・山本山の裾野に位置するおぢやクラインガルテンふれあいの里は、田舎暮らし体験を通じた地域の魅力を発信し、市内定住につながるような交流事業を展開していきます。

②交通体系整備方針

広域幹線道路を骨格として、放射・環状に幹線道路を配置し、交流や連携の基盤となる道路ネットワークを形成するとともに、公共交通の利用促進や多様な移動手段を確保、主要な都市拠点などを結ぶバス網や歩行者空間のネットワークを形成し、総合的かつ持続的な交通体系の確立を図ります。

[道路ネットワーク（幹線道路）]

- ・長岡市をはじめ、周辺市との交流と連携を促進するため、国道17号、国道117号、国道291号、国道351号、国道403号、(主)長岡片貝小千谷線、(主)小千谷十日町津南線など幹線道路網の未改良区間の早期整備を促進します。
- ・西小千谷、東小千谷、片貝の各市街地及びその周辺の農山村地域との連携強化を図るため、地域間を結ぶ路線の充実に努めます。
- ・市街地では、通過交通の流入を抑制しつつ、中心市街地へアクセスしやすい放射環状型の道路網の形成を図るため、都市計画道路の未整備区間の整備を段階的に推進します。

[道路ネットワーク（生活道路）]

- ・市街地内では、狭幅市道の拡幅改良等により幹線道路網にアクセスしやすい生活道路網を形成し、消雪パイプや流雪溝の整備など冬期間でも快適に利用できる道路環境の整備に努め、地域住民の日常的な生活利便性の向上を図ります。
- ・このほか、農山村地域における道路網の維持管理・補修に努めるとともに、老朽化する橋梁の長寿命化を図ります。

[公共交通ネットワーク（鉄道）]

- ・鉄道駅へのアクセス性の向上、通勤通学時間帯における増発を関係機関に要望するなど、鉄道の利便性を高め鉄道利用の促進やサービスの維持・充実に努めます。
- ・道路ネットワークとの結節拠点となる小千谷駅については、駐車場の充実に努めます。また、「小千谷市移動等円滑化促進方針」に基づき、誰もが利用しやすい駅前広場のバリアフリー化を進めます。

[公共交通ネットワーク（バス等）]

- ・既存のバス路線を維持するとともに、主要拠点や多くの市民が利用する公共公益施設を結ぶ交通手段の提供など、事業者とも連携しながらバスネットワークの強化に努めます。
- ・路線バスが多く発着する本町中央や小千谷総合病院のバス停は、交通結節点として位置づけ、待合環境の整備など利便性向上に努めます。
- ・山間地域など公共交通の空白地帯は、乗合タクシーの運行見直しやコミュニティバスのさらなる活用など、高齢者などの移動制約者に対して日常的な移動手段の確保に努めます。
- ・AIなどの新たな技術を活用したデマンド交通や日本版ライドシェアの導入など、効率的な運行ができる公共交通サービスの提供に向けた検討、実証実験などに交通事業者と取り組みます。

[歩行者・自転車ネットワーク]

- ・誰もが安全で安心して歩いて暮らせるまちを形成するため、歩行者・自転車空間の整備・充実を図ります。特に市街地では、主要拠点や日常生活の中心となる公共公益施設などへの安全な移動を確保するため、「小千谷市移動等円滑化促進方針」に基づき、電線類の地中化やバリアフリー化などに努めます。
- ・危険な通学路の点検や改善など関係機関で一体となって安全な交通環境づくりを進めます。
- ・また、信濃川沿いをはじめとする水辺空間など本市固有の資源を活かしながら、楽しく散策することができる環境づくりを目指します。

③市街地整備方針

美しい自然環境と調和する持続可能な土地利用と良好な市街地環境の形成を図るため、今後の市街地整備にあたっては、環境や景観面への影響について特に配慮します。

また、厳しい財政状況にある中で、公共投資の重要性や整備効果を勘案しながら、「選択と集中」の考えに基づいて効果的な市街地整備に取り組みます。

[都市基盤の整備]

- ・人口減少や産業活動の停滞などに伴い行財政が逼迫する中で質の高い市街地環境を形成するため、民間活力の活用を検討します。
- ・国道 117 号の沿道などの交通利便性の高い地区においては、適正な土地利用形成を誘導します。
- ・新たな企業用地の整備に際しては、騒音や振動、排気・排水処理などの環境面のほか、周辺の道路網に与える交通負荷などにも配慮しながら適切な位置を選定するとともに、緑地協定などを活用しながら緑豊かな工業地の形成に努めます。(再掲)
- ・街なみ環境整備事業が行われた日吉地区では、今後とも良好な住環境の維持に努めます。
- ・東小千谷市街地では、既存の市街地環境の維持・改善を図ります。また、新たな住宅地については、地域住民の意識醸成を図りつつ、まちづくりやまちなみ形成に関する地域の特性に配慮しながら、良好な居住環境の形成に努めます。(再掲)

[地域の実情に応じた道路網の整備]

- ・都市間の連携強化や円滑な交通の処理などを図るため、都市計画道路網の未整備区間の整備促進に努めます。
- ・小千谷総合病院がある医療拠点については、アクセス道路整備を検討します。
- ・山間地域においては、災害に強い道路網の確保に努めるとともに、「1.5 車線の道路整備ガイドライン（新潟県）」などを参考に、地域の実情に応じた効率の良い道路整備に努めます。

④交流拠点整備方針

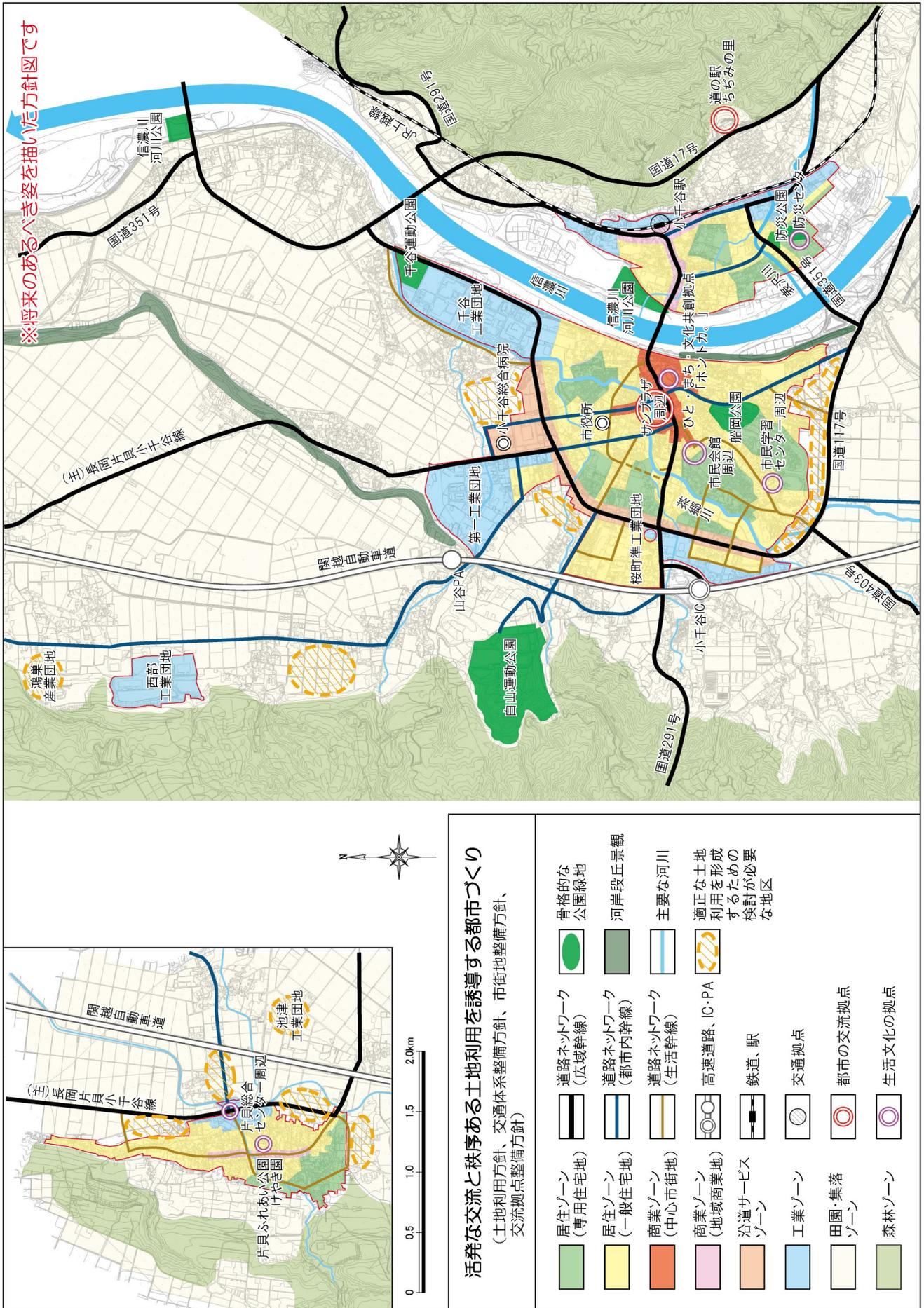
市民が気軽に集い都市内外の活発な交流が行える、賑わいのある都市づくりを進める拠点の形成を推進します。

[都市の交流拠点]

- ・小千谷市総合産業会館サンプラザ及び錦鯉の里周辺は、商店街との連携や茶郷川の水辺空間など一体となって、魅力ある歩行者空間や質の高い都市景観の創出、ひと・まち・文化共創拠点「ホントカ。」を核とした賑わいや交流の創出などを図り、都市の顔となるような魅力ある拠点づくりを進めます。
- ・道の駅「ちぢみの里」では、豊かな自然や伝統文化など本市の魅力をPRするとともに、市内外の住民の交流の場としての積極的な活用や利便性を高めるための整備を図ります。
- ・本市の景観的シンボルでもある山本山では、優れた自然環境を活かした環境学習や自然体験、グリーンツーリズムなどの活動や交流の拠点づくりを進めるとともに、おぢやクラインガルテンふれあいの里については、田舎暮らし体験を通じた地域の魅力をPRし利用促進を図ります。

[生活文化の拠点]

- ・防災公園には市民が気軽に集える場や災害時の機能強化を図るため、(仮称)小千谷市防災センターの整備を進めるとともに、防災公園用地の用途地域を見直します。
- ・市民会館周辺及び市民学習センター周辺は、市民の文化・教育活動の拠点として、既存施設の機能充実を図ります。また、教育環境のさらなる充実を図るため、市民学習センター楽集館を利活用し、「学びの多様化学校」の開設に向けて取組を進めます。
- ・ひと・まち・文化共創拠点「ホントカ。」を核とした賑わいの創出、地域を巻き込んだまちづくりを進めます。
- ・片貝ふれあい公園けやき園は、佐藤佐平治邸の歴史的価値を含めて適切に維持・管理するとともに、片貝地域における文化・交流の拠点として活用を図ります。
- ・このほか、多くの市民が利用する公共施設や公共性の高い施設などについても、地域住民の交流やコミュニティ活動の場、災害時における避難所など地域における重要な施設として、機能更新を図ります。



2. 豊かな自然と調和する安全で快適な都市づくり

(公園緑地整備方針、環境保全方針、防災・防犯方針、福祉環境整備方針)

(1) 基本方針

四季を彩る郷土の豊かな自然と調和し、安全で快適な都市環境を創出することを基本に、市街地では身近な緑の創出や都市防災の強化に努め、田園地域や森林地域では水と緑を保全し、安心して暮らせるうるおいのある都市づくりを進めます。

(2) 都市整備の方針

① 公園緑地整備方針

豊かな自然にふれあえる緑の空間として、市街地では身近な公園緑地の整備に努めるとともに、森林地域では優れた自然環境の保全・活用を進めます。さらに、信濃川などの水辺を活かした水と緑の軸を骨格に、緑のネットワークを形成します。

[緑の拠点（都市公園等）]

- ・身近な遊び場や防災空間などとして、市街地を中心に都市公園等の計画的な配置やまちかどを利用したポケットパークなどの整備を図るとともに、農山村地域においても身近な広場空間の確保に努めます。
- ・船岡公園は、市街地のシンボルとして維持管理や魅力向上を図ります。
- ・白山運動公園をはじめとする運動公園は、市民の健康増進やスポーツ振興を図る拠点として整備水準の向上を図ります。総合体育館についても、隣接する市民プールと併せて、屋内スポーツ施設の利用促進を図ります。
- ・防災公園は、市民が気軽に集える場や災害時の拠点として、維持・充実に努めます。（再掲）
- ・片貝ふれあい公園けやき園は、佐藤佐平治邸の歴史的価値を含めて適切に維持・管理するとともに、片貝地域における文化・交流の拠点として活用を図ります。（再掲）

[緑の拠点（自然系レクリエーション空間）]

- ・長岡東山山本山県立自然公園の良好な自然環境を保全しつつ、自然体験や自然学習、グリーンツーリズムなど、自然とふれあうことができる場としての活用を図ります。

[水と緑の軸（緑のネットワーク）]

- ・大河信濃川の河川空間を活用した公園や遊歩道により、水と緑のネットワークを形成します。
- ・茶郷川の早期改修や表沢川の整備促進と併せて、防災性や安全性に配慮した河川整備に努めるよう県に要望します。
- ・主要な公園緑地や都市拠点、公共公益施設などをネットワークする歩行者・自転車空間の整備を図り、バリアフリー化を促進するとともに、緑化や修景に取り組み、うるおいのある空間づくりに努めます。

②環境保全方針

良好な自然環境の保全を図るとともに、環境負荷の軽減や生態系の維持などに配慮し、豊かな自然と共生する安全で快適な都市づくり、自然にやさしい環境づくりを推進します。

[環境の保全]

- ・信濃川の河岸段丘は、本市の地形的・景観的特徴の一つとして、市民との協働による環境保全や維持管理に努めるとともに、市民の身近なウォーキングロードとしての利用や地域住民の散歩道として利用を促進し、市民の意識啓発に努めます。
- ・田園地域では、食糧生産の場としてだけでなく、ふるさとの原風景となる景観の形成、生態系の維持、雨水の貯水機能としての田んぼダムなど、農地が有する機能を再評価しながら、農地を適切に保全します。
- ・森林地域においても、大気の浄化や水源かん養、保健休養などの森林が有する多面的機能を維持・再生し、また、郷土の森としての自然景観を守るため、森林資源の適切な維持管理・保全に努めます。
- ・また、河川や田園、森林へのごみの不法投棄に対する対策を行うとともに、地域住民との協働のもとに美化活動を推進します。
- ・工業団地などの一団の工業地においては、周辺の居住環境に対する騒音などの公害の軽減や田園・森林環境の保全を図るため、騒音及び振動規制法の規定に基づく規制地域の指定・指定地域図の公表に取り組むとともに、積極的な緑化を誘導します。

[環境負荷の軽減]

- ・ごみの減量化や再資源化を推進するとともに、衛生センター清流園や時水清掃工場、クリーンスポット大原（最終処分場・リサイクルプラザ）の適正な維持管理、効率化を図ります。
- ・また、焼却処理施設にあたっては、既存の時水清掃工場に代わる新しい施設の建設に向けて検討を行います。
- ・コンパクトで環境負荷の小さい持続可能な都市づくりを目指すため、都市機能の郊外部への拡散の抑制に努めるとともに、「小千谷市地球温暖化対策実行計画」に基づき自動車利用を中心とした生活スタイルから、可能なかぎり徒歩や自転車あるいは、鉄道やバスなどの公共交通機関を利用した生活スタイルへの転換を促します。また、AIを活用したデマンド交通と他の交通手段との乗換の円滑化を図るなど、さらなる移動の利便性の向上に取り組めます。

[生態系への配慮]

- ・鳥や小動物、昆虫、魚などの生物の生息環境、植物の生育環境が確保されるよう、森林や田園、里地里山の保全を図り生態系に配慮した環境づくりを推進します。

[下水道の整備]

- ・公共下水道及び農業集落排水の整備は概ね完了しており、今後は管渠・処理施設の長寿命化及び更新を計画的に実施します。

第4章 都市づくりの方針

- ・ 公共下水道及び農業集落排水事業の計画区域外の地域においては、合併処理浄化槽の普及促進に努めます。
- ・ 農業集落排水の吉谷処理区について、公共下水道への接続に向けた準備を進め維持管理の効率化を図ります。

③防災・防犯方針

地震や火災、雪や雨などによる大規模な災害に備えるため、都市の防災機能の強化や災害発生に備えた減災対策を推進するとともに、都市づくりに関する防災まちづくりの目標や方針を定め、災害に強い安全な都市づくりを進めます。

関係機関と地域住民が連携して、安心して暮らせる地域環境づくりを進めます。

[地震・火災への備え]

- ・耐震基準を満たさない木造住宅の耐震改修を促進するとともに、避難所となる学校や公民館などの公共施設の防災機能の強化を図ります。
- ・木造家屋の密集地区における火災時の延焼を防止するため、不燃性の高い建築物への改修・改築を促進するとともに、空き地などを利用したオープンスペースの確保を図ります。
- ・災害時における円滑な救援活動と物資輸送等を図るため、幹線道路網の整備を推進します。
- ・山間地域においては、崖地等危険箇所の補強などにより交通遮断の防止に努めます。

[雨への備え]

- ・新潟県と連携し、表沢川や茶郷川の改修を促進するとともに、その他の河川についても、氾濫の危険性や周辺の土地利用状況などを考慮しながら、計画的な改修に努めます。
- ・集中豪雨やゲリラ豪雨など局所的な大雨が増加している中で、河川整備のみによって浸水に備えることは難しいことから、特に信濃川流域については、関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）が協働して、ハード・ソフト対策に取り組む「流域治水」への転換が必要になります。また、宅地開発時に貯水性をもった排水側溝の整備の推進や、貯水・保水機能を有する水田や森林の維持保全など、総合的な視点から治水対策を進めます。

[土砂災害への備え]

- ・新潟県が指定する土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域）や宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域については、防災部局等と連携して、適切な土地利用の規制や利用者の安全対策を推進します。

[雪への備え]

- ・冬期間における円滑な交通を確保するため、消雪パイプや流雪溝の整備、除雪機械の充実や町内会への狭幅市道の除雪委託などによる道路除雪体制を整備するとともに、「雪みち計画」に基づく歩道除雪の実施、電柱の移設など除雪に適した道路空間の確保に努めます。
- ・雪崩防止施設の設置、公園や河川敷及び空き地などの有効利用による雪処理場の確保、克雪住宅の普及、消融雪装置の整備などにより、雪国生活の改善に努めます。

第4章 都市づくりの方針

- ・「おぢや風船一揆」や「うきうきしゃっこいまつり（利雪・遊雪・克雪フェア）」など、雪を活かした地域振興を図るとともに、ひと・まち・文化共創拠点「ホントカ。」の雪室による冷房など雪をプラスの要素とした利活用について検討を進めます。

【防災体制の強化】

- ・防災用資機材の整備・充実を図るとともに、消防団や自主防災組織の育成・活動支援を行い、より実践的な防災訓練の実施、各家庭や事業所などにおける平常時からの避難経路の確認、地域における避難行動要支援者に関する確認など、地域ぐるみの防災体制強化を図ります。
- ・避難所における防災機能の強化、円滑な物資の輸送、速やかな応急復旧対策などを進めるため、各種防災協定などの市区町村や防災関係機関との広域的な連携、相互援助体制の強化に努めます。
- ・災害時の拠点として、防災公園に(仮称)小千谷市防災センターを建設し、支援物資集配所、良好な避難所などの防災機能の強化を図ります。
- ・また、新潟県中越大震災の伝承と防災学習の拠点であるおぢや震災ミュージアムそなえ館を(仮称)小千谷市防災センターに移転し、防災公園と一緒に活用することにより、市民への防災意識の啓発を図るとともに全国に向けた防災情報の発信に努めます。

【防災意識の向上】

- ・土砂災害や洪水などに対するハザードマップを作成・配付し、被害予想区域や避難所、避難経路などに関する情報を提供するとともに、各地域における防災マップづくりなどを通じて周知し、防災意識を高めていきます。
- ・また、学校教育や社会教育の場、広報活動などを通じて、地域住民への継続的な防災意識の高揚と知識の普及、各家庭や事業所における防災用品の確保などを推進します。
- ・さらに、自主防災組織などと連携し、防災訓練や防災学習会を実施するとともに、中越市民防災安全大学への入校を推奨するなど、防災リーダーの育成を推進します。

【犯罪の起こりにくい地域環境づくり】

- ・一人暮らしのお年寄りや昼間に人のいない住宅地を狙った犯罪などの発生を防止するためにも、多世代が一緒に暮らせる地域づくりを目指すとともに、平常時から身近な地域コミュニティの維持・充実に努めます。
- ・警察や関係機関と協力しながら防犯パトロールや子ども見守り隊などの地域活動を推進するなど、地域住民が中心となって取り組む安全・安心なまちづくりを推進します。
- ・都市環境にあっては、子どもたちの通学路となる道路や公園などにおいて、視界の確保に努めるとともに、街路灯や防犯灯、防犯カメラ等の充実などにより、夜間も安心して歩ける環境づくりに努めます。

④福祉環境整備方針

人口減少社会や超高齢社会に適正に対応し、高齢者や障がい者をはじめとして誰もが安心して暮らすことのできる生活環境の形成に向けて、ふれあい・支えあう総合的な福祉社会づくりを進めます。

[健康福祉の拠点づくり]

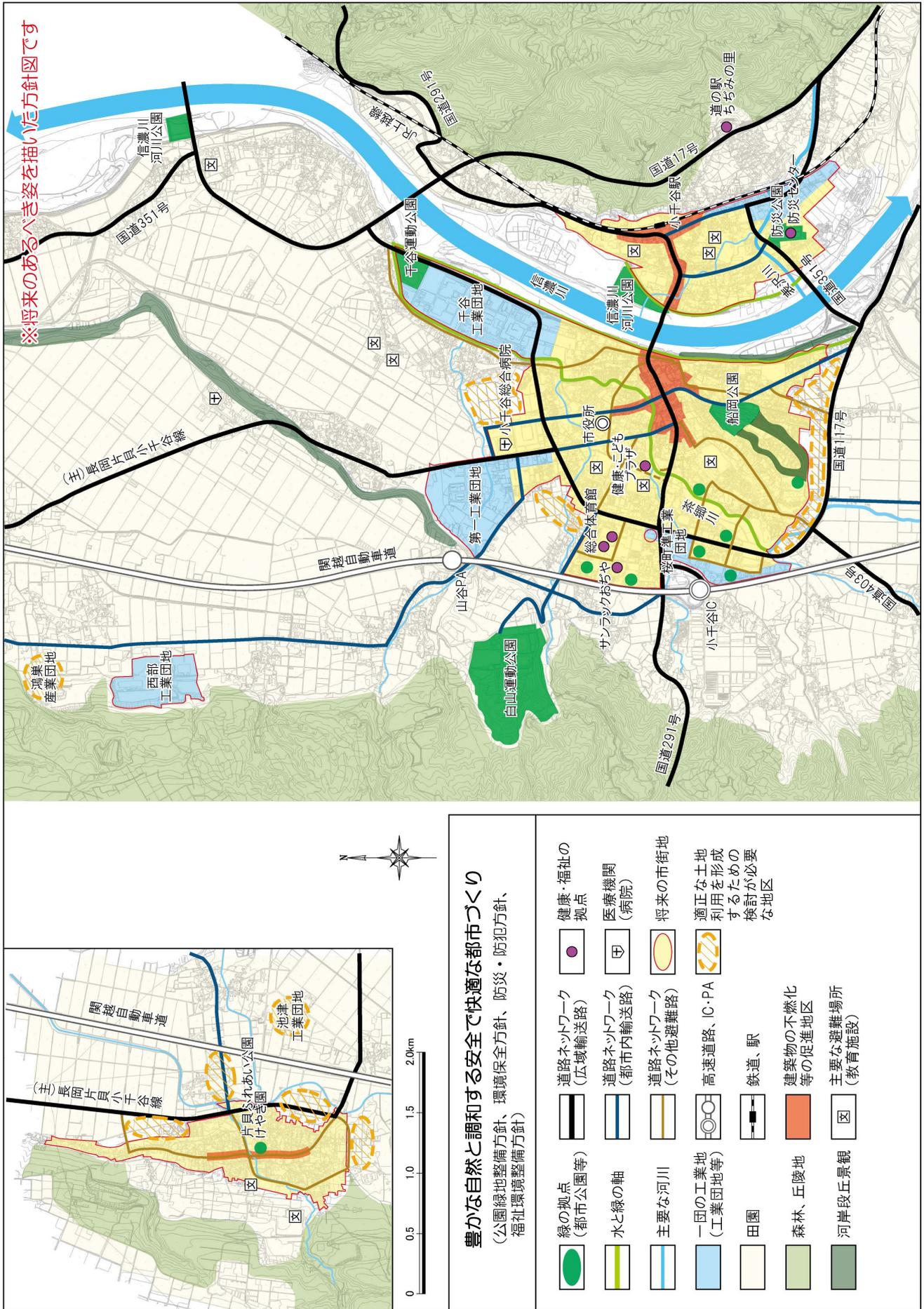
- ・互いにふれあい・支えあう福祉社会づくりの拠点として、小千谷市総合福祉センター「サンラックおぢや」の活用に努めます。
- ・各地域においては、住み慣れた地域で生活ができるよう、介護サービスやホームヘルプサービスなど生活者への支援を充実するとともに、各種計画に基づいた福祉施策を推進します。

[安心できる生活環境づくり]

- ・高齢者や障がい者などの移動制約者が日常的な生活サービスや行政サービスなどを平等に受けることができるよう、コンパクトな都市を形成し、都市機能の集約化を図るとともに、公共交通サービスの充実やバリアフリー化などを進めます。
- ・少子化対策を進めるため、旧魚沼病院新館棟を活用した健康・こどもプラザ「あすえ〜る」等と連携しながら、小千谷市子ども・子育て支援事業計画に基づいた子育てセンターや保育サービスの拡充、ファミリーサポートセンター事業の推進、ひとり親家庭への支援などを実施し、安心して子どもを産み・育てられる社会環境づくりに努めます。
- ・生活習慣病などを予防するため、健康診査や各種検診の実施・充実を図るとともに、スポーツ・レクリエーションや散策、憩い、癒しの空間など、市民の健康増進や子どもの健全な成長に寄与する公園緑地の整備・充実に努めます。

[支えあう福祉社会づくり]

- ・高齢者や障がい者が生きがいをもって暮らせる環境づくりや、市民一人ひとりが助けあう地域共生社会の実現に向けて、福祉教育や地域福祉の推進を図ります。
- ・長年にわたって培われてきた技術や知識を後世に伝えるとともに、誰もが笑顔で暮らせるまちを目指すため、高齢者や障がい者の就労機会の創出に努めます。
- ・高齢者が孤立しないため、多世代交流やデイホーム・いきいきサロン・若返り健康教室等の各種福祉・介護予防事業の推進と高齢者への情報発信を行い、社会参加の機会創出に努めます。
- ・高齢者世帯の雪処理作業軽減化のため克雪住宅の普及促進をします。また、冬期間の雪による日常生活の不便解消のため、通院や買い物に便利な市街地に高齢者向けの中高層集合住宅の整備を検討します。



3. 市民とともに個性と魅力を創り出す都市づくり

(地区計画等活用方針、まちなみ景観整備方針、協働のまちづくり推進方針)

(1) 基本方針

「小千谷らしさ」を象徴する美しい自然環境や魅力ある都市空間を市民とともに保全・創出することを基本に、地域の自然や歴史・文化を活かした、誇りと愛着のもてる、誰もが住みたくなる都市づくりを、市民や団体などと協働で進めます。

(2) 都市整備の方針

① 地区計画制度等活用方針

美しい自然環境と調和した快適でうるおいのある都市づくり、また、統一感のあるまちなみづくりを進めるため、地域住民の意識醸成を図りつつ、まちづくりやまちなみ形成に関する地域の特性に配慮しながら、良好な都市環境の形成に努めます。

- ・生活の質や暮らしやすさに対する住民の要求が高まっており、快適な都市環境づくりに向けた取組が重要となっています。
- ・このため、まちづくりに対する住民の意識高揚を図るとともに、地域のまちづくりについて住民自らが考え、主体的に取り組んでいけるような環境や仕組みを整えます。
- ・特に、民間開発を含めた新たな住宅地の整備に際しては、必要に応じて地域発意の地区計画などの活用を検討します。
- ・東小千谷土地区画整理事業が廃止された地区においては新たな住宅地が形成されていることから、地域住民の意識高揚を図りつつ、まちづくりやまちなみ形成に関する地域の特性に配慮しながら、良好な居住環境の形成に努めます。

② まちなみ景観整備方針

自然や歴史などの地域資源をまちの魅力向上に活かすため、個性的で美しいまちなみ景観の整備を市民との協働で進めます。

[都市の顔づくり]

- ・中心市街地及び小千谷市総合産業会館サンプラザ周辺では、商店街や地域住民との連携による賑わいや安らぎの創出、茶郷川を活かした親水・散策空間の創出などと合わせて、都市の顔にふさわしい魅力的で質の高いまちなみ景観の形成を図ります。まちづくりの面から機能面だけでなく、デザインの面からも十分な検討が必要です。
- ・小千谷駅から小千谷 IC に至る路線では、花や緑による修景、ベンチや休憩スポットの整備など、楽しみながら歩ける空間づくりを進めます。

[うるおいのある沿道景観づくり]

- ・多くの市民や来訪者が行き交う幹線道路では、街路樹の維持管理や地域住民との協働による沿道の花植えなどを推進し、うるおいや安らぎのある道路景観の創出を図ります。

第4章 都市づくりの方針

- ・また、沿道の建築物や屋外広告物の良好なデザインの誘導、敷地緑化の推進などを図り、統一感のある沿道景観の形成に努めます。

[花や緑で彩られたまちづくり]

- ・公共施設の緑化を図るとともに、大規模店舗を含め多くの人が集まり・利用する施設についても、緑化を推進していきます。
- ・工業団地や大規模な工場など、周辺環境に与える影響が特に大きいものについても、敷地内の緑化を推進するとともに、特に用途地域外における開発に対しては、より豊富な緑化を促し、田園景観との調和を図ります。
- ・また、信濃川の河岸段丘を活用し、わがまち特有の自然環境に対する愛着心の醸成を図るとともに、花や緑に親しめる空間づくりに努めます。また、市民のウォーキングコースとなっている信濃川河川沿線遊歩道の花壇や日吉遊歩道については適切な維持管理に努めます。

③協働のまちづくり推進方針

行政主導から市民本位・協働のまちづくりへの発展を目指して、次代のまちづくりを担う人材の育成、多様な主体が能力を発揮できる場や機会の創出などを行い、市民がまちづくりに主体的に参画できる環境づくりに努めます。

[まちづくり活動の拠点づくり]

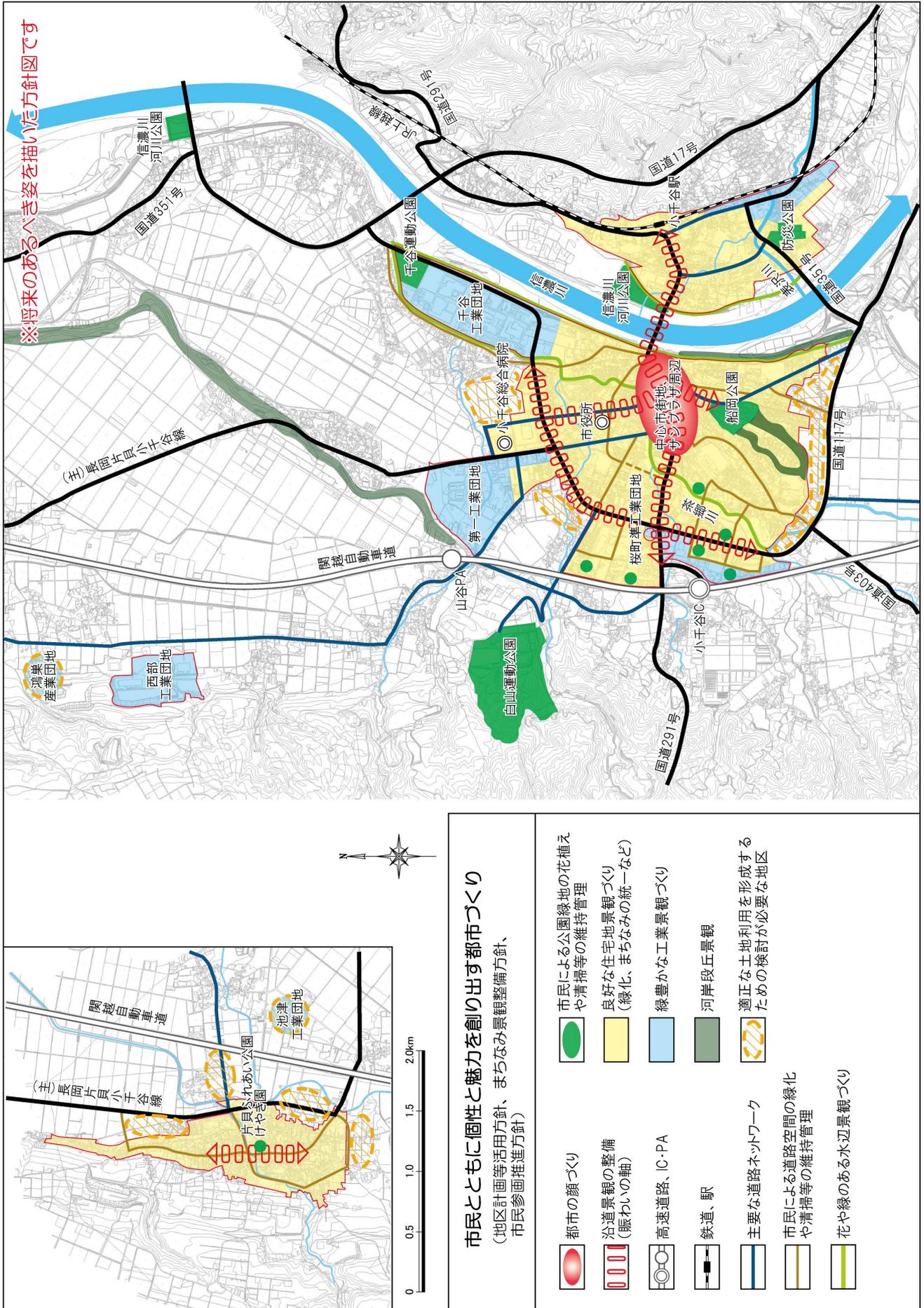
- ・地域が抱える問題を自らが解決する地域力の向上を図るとともに、このことを通じて地域まちづくりのリーダーの育成に努めます。

[市民参画機会の充実]

- ・広報おぢややホームページなどを通じて、まちづくりに関する様々な情報の提供を行うとともに、セミナーや講演会、地域づくりのためのワークショップや勉強会などを開催します。また、長期的な将来を見据えた新たなまちづくりプロジェクト「みんなの一步で、未来づくり大作戦」により、さらなる市民のまちづくりへの参画を推進します。
- ・ひと・まち・文化共創拠点「ホントカ。」の整備にあたり設立された小千谷リビングラボ「at!おぢや」は今後も活動を継続し、市民の意見を施設運営に反映するよう努めます。
- ・身近な公園や公共施設などの整備に際しては、市民のニーズを的確に把握するとともに、市民が愛着をもって利用し、また、主体的に維持管理を行うことができるよう、計画段階から市民参画を推進します。

[まちづくり活動への支援]

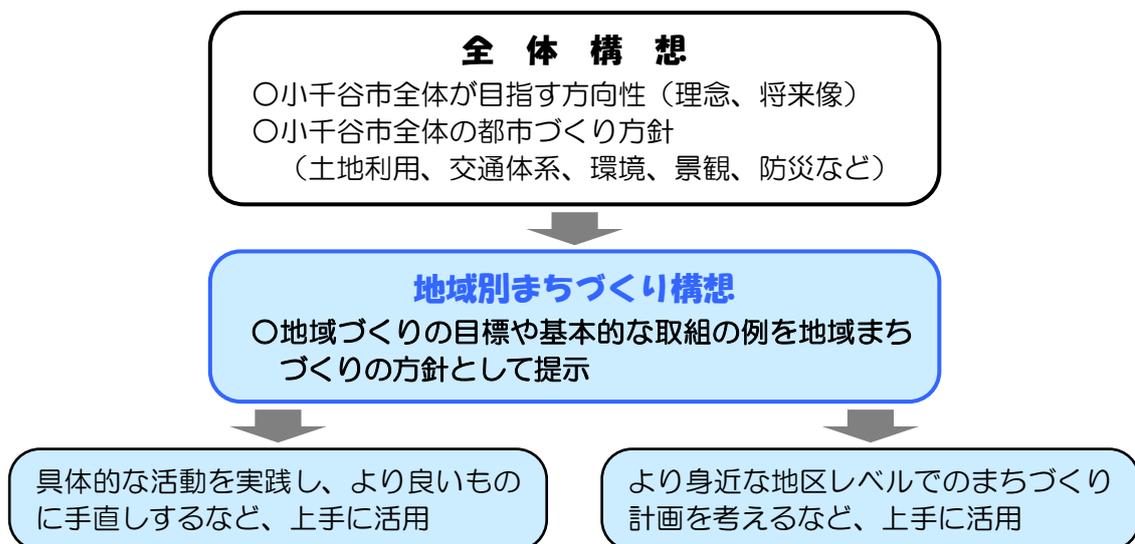
- ・市民がこれまでに取り組んできた花いっぱい運動など、地域の個性や魅力を活かしたまちづくり活動に対する支援を検討し、地域コミュニティの維持や地域活性化の推進に努めます。
- ・市民と行政との協働による効果的なまちづくりを推進するため、市民団体の育成など総合的な市民参画の仕組みづくりの確立を進めます。



第5章 地域別まちづくり構想

1. 地域別まちづくり構想の位置づけ

- ・本計画が掲げる「個性が輝く創造と交流の都市 小千谷」の実現に向けては、都市全体としての統一性・整合性を図る取組だけでなく、各地域固有の資源や特徴を活かしたきめ細かな取組との両輪で進めていくことが重要です。
- ・また、そのためには、地域のことをもっともよく知る住民のみなさんが、地域の身近なまちづくりについて自ら考え、主体的にまちづくり活動に取り組んでいくことが不可欠です。
- ・地域別まちづくり構想は、小千谷市全体が目指す目標や都市づくりの方向性（全体構想）を各地域に当てはめる中で、地域のみなさんが主体的に取り組んでいただきたいことなどをアイデアとして示したものです。
- ・今後、これを参考に地域のみなさんでさらに検討を重ねていただき、よりよい地域づくりを協働で進めていきたいと考えています。



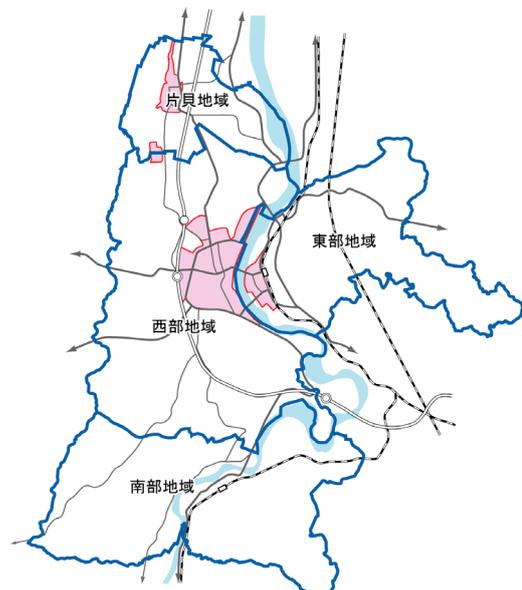
- ・本計画では、地形条件や地域的つながりなどを考慮し、大きく4つの地域に区分しています。

片貝地域	片貝地区
西部地域	西小千谷地区、城川地区、千田地区、吉谷地区、山辺地区
東部地域	東小千谷地区、東山地区
南部地域	川井地区、岩沢地区、真人地区

※1：地区名称は、小千谷市統計書によるもの

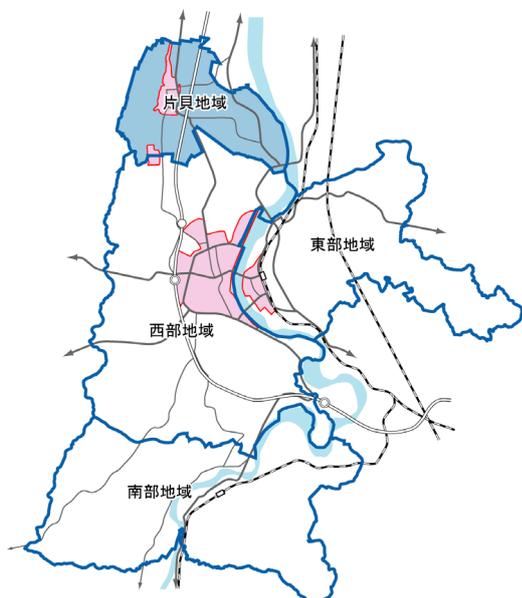
※2：片貝地区には、五辺・高梨地区を含む

※3：東小千谷地区には、旧横浦地区を含む

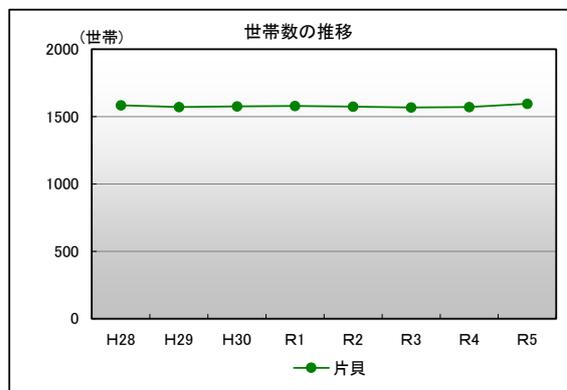
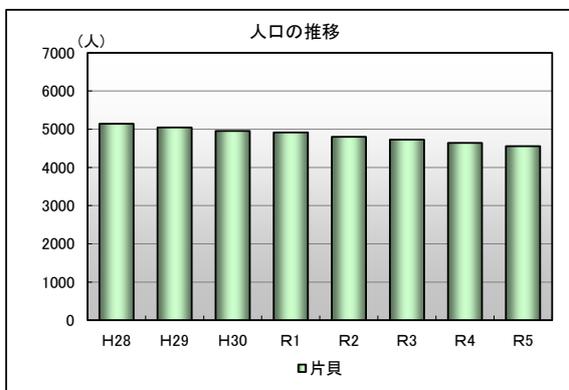


2. 片貝地域のまちづくり方針

(1) 片貝地域の現況 (片貝地区 (五辺・高梨を含む))



- ・片貝地域は、本市の北部に位置し、長岡市（越路地域）に接しています。
- ・地形は、西に丘陵地が連なり、東には信濃川が流れ、高梨町付近には河岸段丘の緑地が延びています。
- ・地域の中央には関越自動車道や(主)長岡片貝小千谷線が、東側には国道 351 号が縦貫し、地域の骨格道路網を形成しています。
- ・市街地は、(主)長岡片貝小千谷線に沿って南北に細長く形成されているほか、南側には西部工業団地や鴻巣産業団地が整備されています。
- ・令和5年の人口は4,555人、世帯数は1,595世帯で、人口は減少傾向、世帯数は横ばい傾向にあります。
- ・信濃川の広大な河川敷（妙見堰）を利用した河川公園や佐藤佐平治邸跡を活用した片貝ふれあい公園けやき園が整備されているほか、世界一の四尺玉花火で有名な片貝まつりなどの文化資源があります。



(資料：住民基本台帳 各年3月31日現在)

◇ 主要な地域資源 ◇

主な自然資源	主な歴史資源	主な公共施設	主な都市施設	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・西側の丘陵地 ・信濃川 ・須川 	<ul style="list-style-type: none"> ・片貝城跡 ・浅原神社 ・佐藤佐平治邸跡 (片貝ふれあい公園 けやき園) 	<ul style="list-style-type: none"> ・片貝総合センター ・片貝中学校 ・片貝小学校 ・和泉小学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・関越自動車道 ・国道 351 号 ・(主)長岡片貝小千谷線 ・(一)岩野塚山線 ・(一)三仏生片貝線 ・(一)山谷片貝線 ・信濃川左岸河川公園 ・片貝ふれあい公園 けやき園 ・五辺の水辺 ・片貝スポーツ広場 	<ul style="list-style-type: none"> ・片貝まつり

(2)片貝地域の主なまちづくり課題

①地域活力の維持が必要です

- ・地域の人口は4,555人（令和5年）で、市全体の13.6%となっています。
- ・人口は減少傾向にあり、空き家・空き地の問題や地域コミュニティの低下が懸念されることから、若者を中心とする人口流出の抑制と地域への定住を図ることが必要となっています。
- ・既存の商業地は、商店街の活性化など生活拠点として維持・向上することが必要となっています。
- ・西部工業団地及び池津工業団地のほか、新しく整備された鴻巣産業団地や(一)岩野塚山線の沿道などの中小規模の工場集積地は、地域の活力を創出するとともに、雇用の場としても重要であり、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、産業活動の場としての環境を維持・向上することが必要となっています。

②都市基盤の計画的な整備が必要です

- ・市街地における生活基盤は昔ながらの生活道路が主となっており、狭隘な道路も多く、木造家屋の密集地も見られます。
- ・このため、火災時における延焼の危険性、地震時における家屋倒壊などに伴う避難路の封鎖、緊急車両の通行が困難などの問題が懸念されます。
- ・長岡市中心地との交通アクセスの強化と市街地内の通過交通の排除を図るため、(主)長岡片貝小千谷線などの整備が進みましたが、都市計画道路（一之丁五之丁線、片貝環状線の未着手区間）の整備促進が必要となっています。

③地域資源の保全・活用が必要です

- ・西側に連なる丘陵地、魚沼産コシヒカリの生産地である広大な田園、河岸段丘の景観、信濃川の雄大な河川景観など、良好な自然環境が広がっており、今後とも保全していくことが必要です。
- ・併せて、ハイキングコースやまちを見渡すビューポイント、身近に水辺にふれあえる空間などとして五辺の水辺、信濃川左岸河川公園の活用を図ることが望まれます。
- ・このほか、佐藤佐平治邸跡を活用した片貝ふれあい公園けやき園のように、身近な地域資源を活かして魅力づくりを進めていくことが必要です。

(3)片貝地域のまちづくり方針

①地域づくりの目標

独自の歴史・文化を育んできた片貝地域では、長岡市に隣接する利便性の高い地域として、住宅地を中心とする市街地環境を形成するとともに、周辺環境との調和に配慮した企業の立地により、地域活力の創出を図ります。また、丘陵地や集落地の緑豊かな自然環境を保全しつつ、地域資源を活かした個性ある地域づくりを目指します。

②地域づくりの方針

[快適な住環境づくり]

- 生活道路の改善などを進めながら、既存の市街地環境・集落環境の暮らしやすさや安全性を高めるとともに、新たな住宅地の確保により地域への定住促進を図ります。

具体的な施策や 取組 (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> 生活道路の拡幅整備等による居住環境の改善 市街地の宅地化促進に向けた支援（空き家・空き地の利活用を含む） 屋敷林や地域林などのまちなかの緑の保存
----------------------------------	--

[地域の生活を支える拠点づくり]

- 自動車に過度に依存することなく暮らすことができる地域づくりを目指すため、既存商店の活性化を図りながら、地域コミュニティの中心となる拠点づくりを図ります。

具体的な施策や 取組 (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> 既存商店の活性化（魅力ある商店づくり、イベントの開催など） 片貝総合センターなど地域の重要な施設の機能維持・活用 都市計画道路の整備と合わせた歩ける環境づくり、沿道景観の整備
----------------------------------	---

[地域活力創造の場づくり]

- 西部工業団地の分譲地で企業誘致を図るとともに、田園環境との調和に配慮しつつ、既存の工場集積地における環境の維持や新たな企業立地を支援します。

具体的な施策や 取組 (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> 西部工業団地の新たな企業誘致 (主)長岡片貝小千谷線沿道における新たな企業用地確保等の支援 (一)岩野塚山線沿道の既存工場集積地の機能拡充、環境改善
----------------------------------	--

[都市基盤の整備]

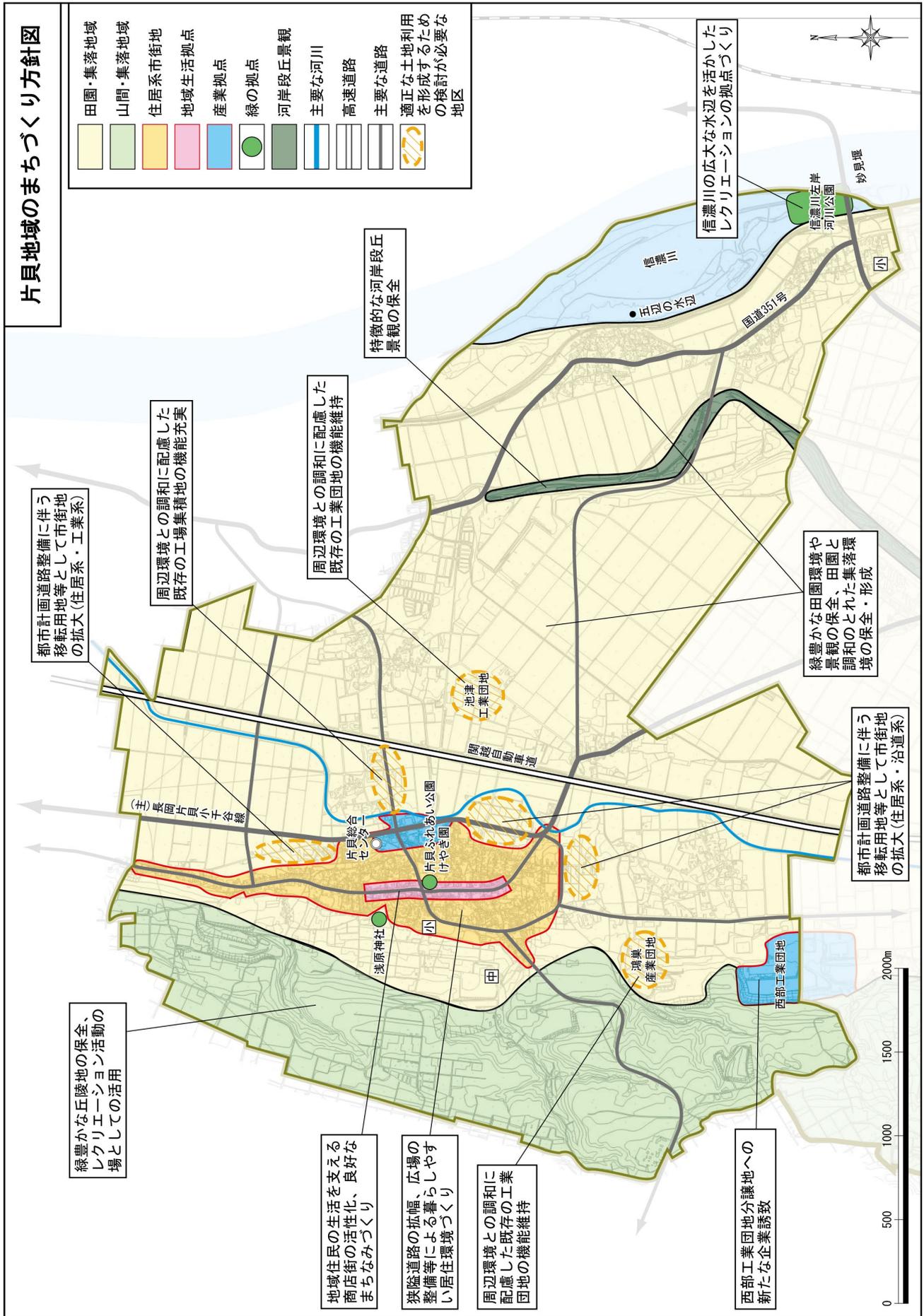
- 長期未着手となっている都市計画道路の整備を推進するとともに、特に市街地において身近な道路や公園の計画的な整備に努めます。

具体的な施策や 取組 (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> 未整備都市計画道路（一之丁五之丁線、片貝環状線の未着手区間）の整備 新たな住宅地整備などと併せた計画的な道路や公園整備 空き地などを利用した身近な広場空間の創出
----------------------------------	--

[地域資源の保全と活用]

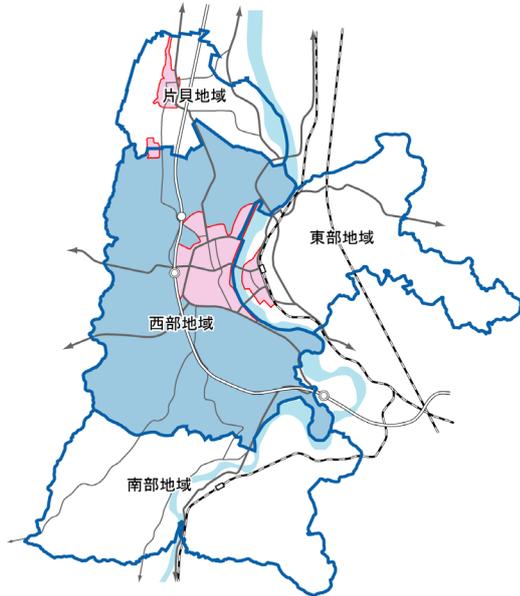
- 西部丘陵地や広大な田園、信濃川の水辺や河岸段丘緑地などの自然環境を保全するとともに、これらを活用した自然とのふれあいの場の整備に努めます。

具体的な施策や 取組 (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> 丘陵地や農地の保全 信濃川の美化活動、花や緑に親しめる空間づくり 片貝城跡を利用したキャンプ場、ビューポイント、ハイキングコース等の整備 片貝ふれあい公園けやき園などの地域での有効活用や賑わい・交流イベントの実施
----------------------------------	---

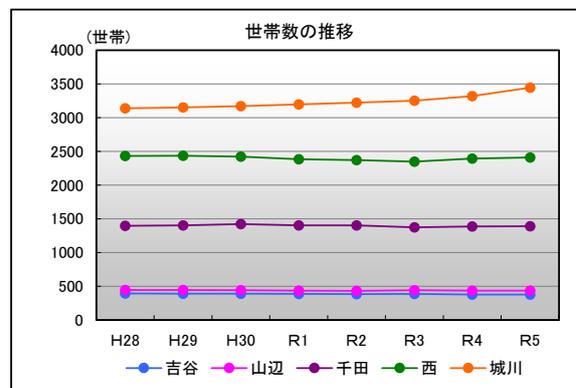
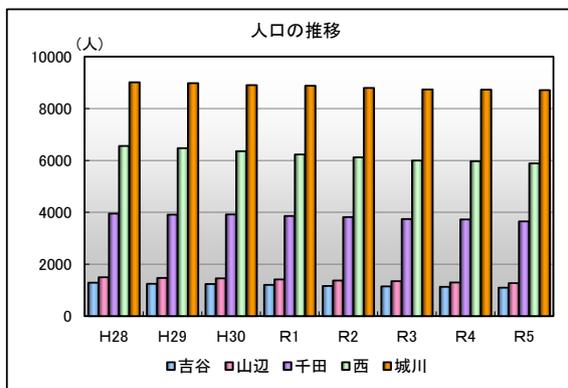


3. 西部地域のまちづくり方針

(1) 西部地域の現況 (西小千谷地区、城川地区、千田地区、吉谷地区、山辺地区)



- ・西部地域は、本市の中央、信濃川の左岸に位置し、西は長岡市（小国地域）に接しています。
- ・地形は、西に丘陵地が連なり、南部には山本山が広がっています。東には信濃川が流れ、小栗田原付近には河岸段丘緑地が延びています。
- ・地域の中央を関越自動車道が縦貫するほか、国道117号や国道291号、国道403号などを骨格として放射環状型の道路網が形成されています。
- ・市街地は、国道117号を外郭としてコンパクトに形成されており、市役所をはじめとして都市機能が集約しています。
- ・令和5年の人口は20,615人、世帯数は8,061世帯で、市人口の約6割が西部地域に居住しています。
- ・市街地では船岡公園や信濃川沿いの遊歩道、西部の丘陵地には白山運動公園が整備されているほか、南部には市のシンボルである山本山がそびえ、豊かな自然と360度見渡せる眺望が訪れる人々を魅了しています。



(資料：住民基本台帳 各年3月31日現在)

◇ 主要な地域資源 ◇

主な自然資源	主な歴史資源	主な公共施設	主な都市施設	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・長岡東山山本山 県立自然公園 ・船岡山 ・信濃川 ・茶郷川 ・郡殿の池 ・谷内池 ・馬場清水 	<ul style="list-style-type: none"> ・二荒神社 ・魚沼神社 ・慈眼寺 ・明石堂 ・時水城跡 ・西脇邸 ・東忠 ・西脇順三郎ライブラリー(ひと・まち・文化共創拠点「ホントカ。」内) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所 ・小千谷市総合産業会館サンプラザ・錦鯉の里 ・ひと・まち・文化共創拠点「ホントカ。」 ・テレワークステーションおぢや ・市民会館・図書館 ・総合体育館 ・小千谷市総合福祉センター「サンラックおぢや」 ・市民の家・小千谷信濃川水力発電館「おぢや〜る」 ・おぢやクラインガルテンふれあいの里 ・小学校(5)、中学校(3)、高等学校(2) ・健康・こどもプラザ「あすえ〜る」 ・小千谷総合病院、さくら病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・関越自動車道、小千谷IC ・国道117号、291号、403号 ・船岡公園 ・白山運動公園 ・小千谷市西山斎場 ・時水清掃工場 	<ul style="list-style-type: none"> ・船岡公園まつり ・二荒さまのおまつり ・おぢやまつり ・おぢや風船一揆 ・ほんやら洞まつり ・小千谷カントリークラブ

(2)西部地域の主なまちづくり課題

①中心市街地としての活力や魅力の向上が必要です

- ・地域の人口は20,615人（令和5年）で、市全体の61.6%を占めています。
- ・ほぼすべての地区において人口・世帯数はゆるやかに減少傾向にあり、空き家や空き店舗の増加など、中心市街地の衰退が進行しています。
- ・中心市街地には、商店街のほか、小千谷市総合産業会館サンプラザや錦鯉の里などの文化・交流資源、茶郷川や船岡山などの自然資源、慈眼寺などの歴史資源が集約しています。今後は新たに整備されたひと・まち・文化共創拠点「ホントカ。」やテレワークステーションおぢやとも連携しつつ、本市の顔となる魅力的なまちづくりや歩いて暮らせる利便性の高いまちをつくるため、既存資源の有効活用が重要な課題となっています。

②幹線道路沿道における適正な土地利用の誘導が必要です

- ・国道17号や国道117号などの幹線道路の沿道において、郊外型の大規模店舗をはじめとする店舗や事業所等の立地が進んでいます。
- ・今後も交通利便性の高い幹線道路沿道における開発が予想され、中心市街地の一層の衰退を招くとともに、バイパス機能の低下、田園環境や景観の悪化なども懸念されることから、土地利用を適正にコントロールしていく必要があります。
- ・小千谷IC周辺など交通利便性の高い地域においては、新たな産業の集積など活力の創出が必要です。

③市街地内の宅地化の促進、土地利用形成の適正化が必要です

- ・工業系用途地域に指定されている桜町土地区画整理地区（総合体育館周辺）では住宅地開発が進んでおり、周辺環境との調和を図りながら宅地化促進を図る必要があります。
- ・一方、その他の市街地では宅地化の進んでいない所があり、コンパクトシティを形成するためにも、市街地内の宅地化促進が必要となっています。

④市街地における道路網の整備・見直しが必要です

- ・市街地における道路網は、国道117号や国道291号、国道403号、（主）長岡片貝小千谷線、（主）小千谷十日町津南線を骨格として放射環状型に配置されており、都市計画道路としての整備を促進するとともに、身近な生活道路の改善が求められています。
- ・また、小千谷総合病院がある医療拠点は、アクセス性を確保するための道路網が必要となっています。

⑤地域資源の保全・活用が必要です

- ・西部地域には、本市のシンボリックな緑地である山本山、骨格的な水辺景観軸である信濃川、良質な魚沼産コシヒカリの生産地である広大な農地、スポーツ振興の拠点である白山運動公園や総合体育館などの地域資源が豊富にあります。
- ・これらの地域資源を今後とも良好に保全するとともに、まちづくりの資源として積極的に活用していく必要があります。

(3)西部地域のまちづくり方針

①地域づくりの目標

本市の中心部として発展してきた西部地域では、市街地を取り囲む緑豊かな自然環境との調和を基本に、豊富な地域資源を積極的に活用しながら、都市の顔にふさわしい魅力と活力ある中心市街地づくり、適正なコントロールによる良好な市街地環境の形成を目指します。

②地域づくりの方針

[都市の顔づくり]

- ・既存商店街や小千谷市総合産業会館サンプラザ一帯の中心市街地では、本市の顔となる場所として、また、地域生活の拠点となる場所として、商店街の活性化を図りながら、歴史や伝統文化、自然を活かした魅力づくりを図ります。

具体的な施策や 取組 (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街の活性化（魅力ある商店街づくり、空き店舗対策等） ・商店街の空き店舗を活用した開業・出店支援 ・空き家や空き地等を利用した身近な憩いや交流の場づくり ・ひと・まち・文化共創拠点「ホントカ。」を拠点としたまちなかの魅力向上 ・小千谷リビングラボ「at!おぢや」の活動継続 ・商店街の景観整備 ・小千谷市総合産業会館サンプラザの機能充実、周辺の一体的な環境整備 ・楽しみながら安心して歩ける歩道空間の整備、花や緑等による演出 ・訪れやすい交通環境の整備（バス停留所、駐車場）
----------------------------------	---

[快適な住環境づくり]

- ・市街地では、将来的な宅地需要の受け皿として宅地化を促進するとともに、田園集落を含めて、身近な生活道路や公園・緑地の整備、美しいまちなみづくりなどを進め、安全で安心して暮らせる質の高い居住環境の形成を図ります。

具体的な施策や 取組 (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> ・工業地から住宅地への土地利用転換（桜町土地区画整理地区の用途地域変更） ・生活道路の改良、身近な公園・広場、消雪パイプや流雪溝の整備 ・市街地の宅地化促進に向けた支援（空き家・空き地の利活用を含む） ・屋敷林や地域林などのまちなかの緑の保存 ・健康・こどもプラザ「あすえ〜る」等と連携した子育てや福祉環境の充実
----------------------------------	--

[地域活力創造の場づくり]

- ・第一工業団地、千谷工業団地、西部工業団地及び桜町準工業団地などにおいて、既存の環境の維持・改善を図るとともに、交通利便性を活かした新たな企業立地を支援します。

具体的な施策や 取組 (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> ・工業団地の機能拡張、新たな企業誘致 ・小千谷 IC 周辺などの新たな企業立地による産業集積地の検討 ・第一工業団地周辺の長期未利用地対策の検討
----------------------------------	--

[適正な沿道環境の形成]

- ・ 交通利便性の高い国道 117 号などの沿道では、中心市街地活性化とのバランスや高齢者のアクセスのしやすさなどに配慮しながら、土地利用の適正な誘導を図り、市民の暮らしやすさを高めます。

具体的な施策や 取組 (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 117 号などの幹線道路沿道における適正な土地利用の誘導 ・ 花や緑による沿道環境の修景 ・ 歩道のグレードアップ、バリアフリー化等による歩行者・自転車環境の整備
----------------------------------	--

[都市基盤の整備]

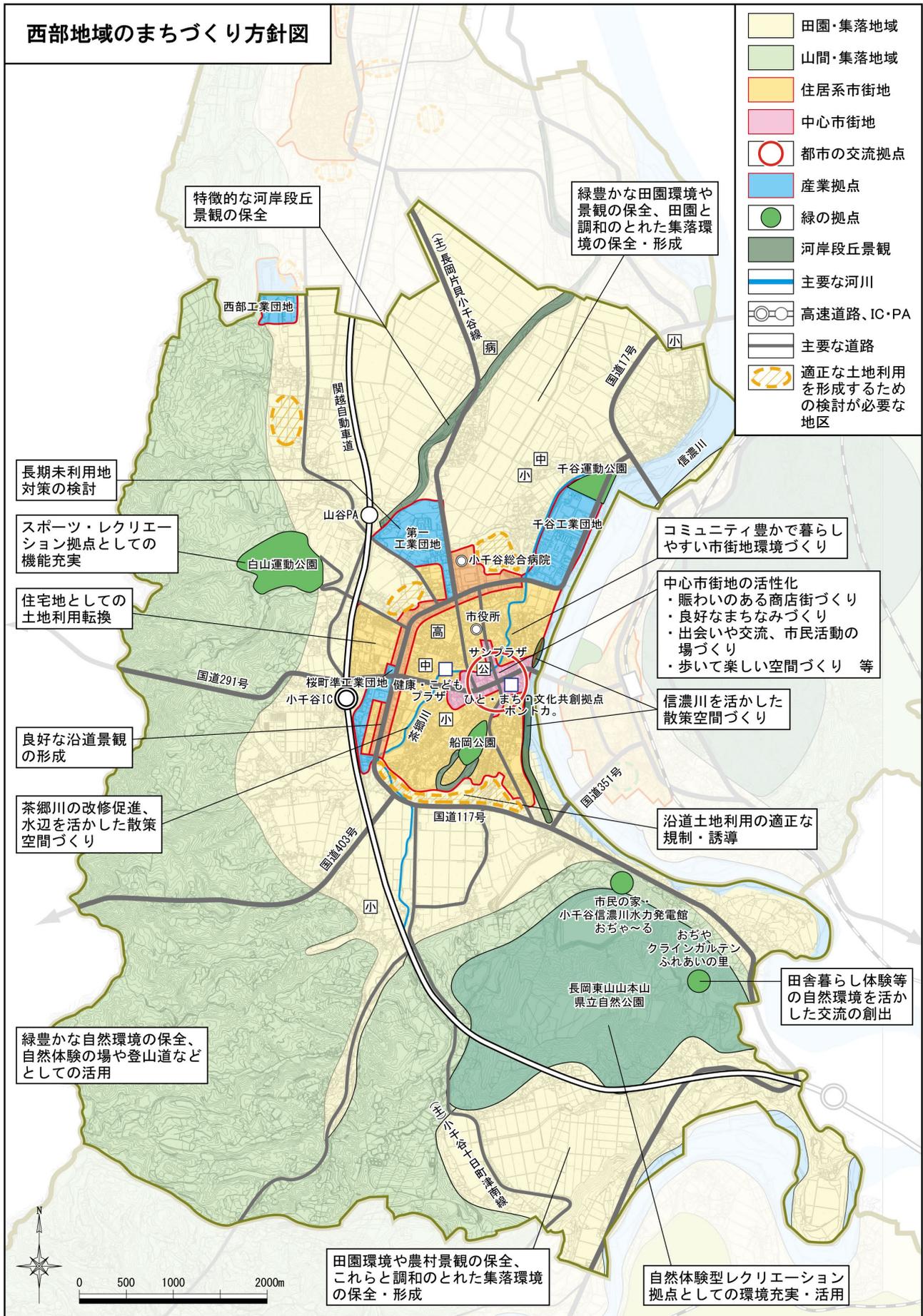
- ・ 国道や県道を中心に放射環状型の道路網を形成し、広域交通の円滑化、市街地への適正な誘導を図るとともに、安心して快適に利用できる歩行者・自転車ネットワークの形成を図ります。

具体的な施策や 取組 (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 骨格となる道路網の整備促進（国道 117 号） ・ 未整備都市計画道路の整備促進・適宜見直し ・ 小千谷総合病院へのアクセス道路整備の検討 ・ 山間地域など公共交通の空白地帯における高齢者等の日常的な移動手段の確保 ・ 危険な通学路の点検や改善など関係機関で一体となった安全な交通環境づくり ・ 既存の生活道路の改善（拡幅、交差点改良等） ・ 街路樹や花などによるうるおいのある道路景観の形成 ・ タウントレイルによる歩行者空間の整備、休憩施設やポケットパークの整備 ・ 茶郷川の早期改修の実現、水辺に親しめる環境の整備
----------------------------------	--

[地域資源の保全と活用]

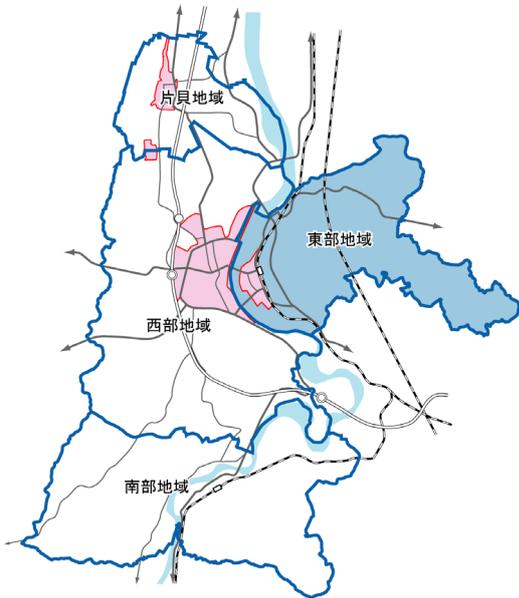
- ・ 四季を映し出す山本山や西部丘陵地の緑、広大な田園、信濃川の水辺や河岸段丘緑地などの自然環境を保全するとともに、これらを活用した市民や観光客の交流の場づくりや多様性のある居住の場づくりなどへの活用を努めます。また、活用に合わせて、宿泊施設の誘致に向けた支援に努めます。

具体的な施策や 取組 (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山本山、西部丘陵地、河岸段丘緑地、農地、信濃川の自然環境・景観の保全 ・ 営農の継続や農地の維持、集落の活性化 ・ 山本山の景観を利用した自然体験の場の提供・白山運動公園、船岡公園の機能充実 ・ 信濃川や茶郷川、郡殿の池等の水辺を活かした緑地・広場の整備・活用 ・ 日吉遊歩道の適切な維持管理、信濃川河川遊歩道の花壇設置 ・ おぢやラインガルテンふれあいの里、市民の家・小千谷信濃川水力発電館「おぢゃ〜る」の活用（グリーンツーリズム、交流の場） ・ 宿泊施設の立地、建設に対する支援
----------------------------------	---

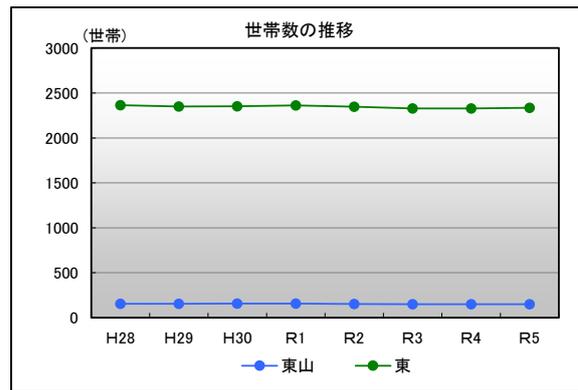
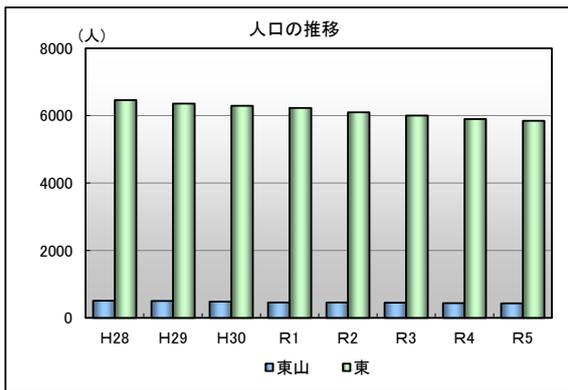


4. 東部地域のまちづくり方針

(1) 東部地域の現況 (東小千谷地区(旧横浦を含む)、東山地区)



- ・東部地域は信濃川の右岸に位置し、北は長岡市（六日市地域）と南は長岡市（川口地域）、東は魚沼市に接しています。
- ・地域の大半は、長岡東山山本山県立自然公園区域を中心とした山間地域で、西端を流れる信濃川の右岸沿いに平坦地が細長く開けていますが、河岸段丘上に位置するため地形的段差が随所に見られます。
- ・交通網は、信濃川沿いの開けた区域を中心に、国道17号や国道291号、国道351号、JR上越線等が集中して通っています。
- ・市街地では、東小千谷土地区画整理事業が廃止となり、関連する都市計画の見直しを行い、農業試験場跡地では、災害時における防災拠点などとして機能する公園を整備しました。
- ・令和5年の人口は6,284人、世帯数は2,487世帯で、東部地域の人口・世帯数はともにゆるやかに減少傾向にあります。
- ・信濃川の河川敷を利用した河川公園、道の駅「ちぢみの里」のほか、国の重要無形民俗文化財の牛の角突きや錦鯉などの本市を代表する伝統文化があります。



(資料：住民基本台帳 各年3月31日現在)

◇ 主要な地域資源 ◇

主な自然資源	主な歴史資源	主な公共施設	主な都市施設	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・長岡東山山本山県立自然公園 (金倉山、朝日山) ・信濃川、表沢川 他 ・男池、女池 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝日山古戦場 ・禪生城跡 ・木喰観音堂 	<ul style="list-style-type: none"> ・東小千谷小学校 ・東山小学校 ・東小千谷中学校 ・小千谷高校 ・小千谷税務署 ・勤労青少年ホーム ・道の駅「ちぢみの里」 ・東山住民センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・国道17号 ・国道291号 ・国道351号 ・JR上越線、小千谷駅 ・信濃川河川公園 ・防災公園 ・クリーンスポット大原 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝日山展望台 ・金倉山展望台 ・小千谷闘牛場

(2) 東部地域の主なまちづくり課題

① 地域活力の維持が必要です

- ・地域の人口は6,284人（令和5年）で、市全体の18.8%となっています。
- ・東部地域の人口・世帯数はともにゆるやかに減少傾向にあり、地域コミュニティの崩壊など地域活力の衰退が懸念されます。
- ・このため、若者を中心とする人口流出の抑制と地域への定住を促進するとともに、二地域居住など地域特性を活かした新たな定住対策を検討することも必要となっています。

② 生活を支える地域拠点の充実が必要です

- ・JR小千谷駅を中心として、国道291号沿いに商店街が形成されていますが、空き店舗が多く、いわゆるシャッター通り化が進んでいます。
- ・今後、高齢化の進展が確実となっている中で、自動車に過度に依存することなく、歩いて暮らせるまちを形成するためには、身近に買い物ができる場としての地域商店街の維持・活力の向上が重要な課題となっています。
- ・JR小千谷駅周辺では、学生の立ち寄れる場所が少ないため、学生の居場所づくりが必要です。
- ・JR小千谷駅及び駅前広場は、地域の重要な公共交通の拠点であるため、利用促進に向けて誰もが利用しやすい環境づくりが必要です。また、駅周辺駐車場と駐輪場の適正な利用環境の整備が必要です。
- ・近年、激甚化・頻発化する自然災害に備えて、新たに整備された防災公園に加え、さらなる防災拠点の機能強化が必要です。

③ 土地区画整理事業の廃止に対応したまちづくりが必要です

- ・東小千谷市街地では、土地区画整理事業が廃止されたものの、宅地造成により新たな住宅地が形成されていることから、良好な住環境の形成に向けた取組が必要です。

④ 固有の資源を活かした地域活性化が必要です

- ・広域幹線軸である国道17号沿いに位置する道の駅「ちぢみの里」は、情報発信機能のほか、住民相互あるいは来訪者との憩いや交流の場として活用されてきましたが、源泉井戸の不具合により揚湯不良のため、温浴施設としての営業が終了となりました。今後は、施設の再整備に向け取り組んでいきます。
- ・東山地区では、錦鯉産業や牛の角突きなどの特色ある文化が根強く息づいているほか、農産物を使った特産品開発等に取り組んでおり、今後とも保存・継承するとともに、まちづくりに活かしていくことが重要です。
- ・このほか、信濃川の広大な河川空間、長岡東山山本山県立自然公園などの豊かな自然環境を活かしたまちづくりを進めていくことが重要です。

(3) 東部地域のまちづくり方針

① 地域づくりの目標

市街地では、JR 小千谷駅へのアクセス性や利便性の向上、都市計画道路の整備や防災拠点の機能強化、河川改修を促進するとともに、商店街の活性化と合わせて生活環境の改善を図ります。山間部では、自然環境を保全・活用するとともに、集落環境の改善・地域活力の向上を図ります。

② 地域づくりの方針

[快適な生活環境づくり]

- ・市街地及び市街地に隣接する既存の住宅団地などでは、生活道路の改良や身近な公園広場の整備などにより、安全で安心して暮らせる良好な居住環境の形成に努めます。
- ・新たな住宅地については、地域住民の意識醸成を図りつつ、まちづくりやまちなみ形成に関する地域の特性に配慮しながら、良好な居住環境の形成に努めます。

具体的な施策や 取組 (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活道路の改良、消融雪装置の整備等による居住環境の改善 ・空き地等を利用した身近な公園や広場の整備 ・市街地の宅地化促進に向けた支援（空き家・空き地の利活用を含む） ・(都)東栄元中子線などの都市計画道路沿線の居住環境の整備推進 ・危険な通学路の点検や整備など関係機関で一体となった安全な交通環境づくり ・山間地域など公共交通の空白地帯における日常的な移動手段の確保 ・表沢川上流部の整備促進
----------------------------------	---

[地域の生活を支える拠点づくり]

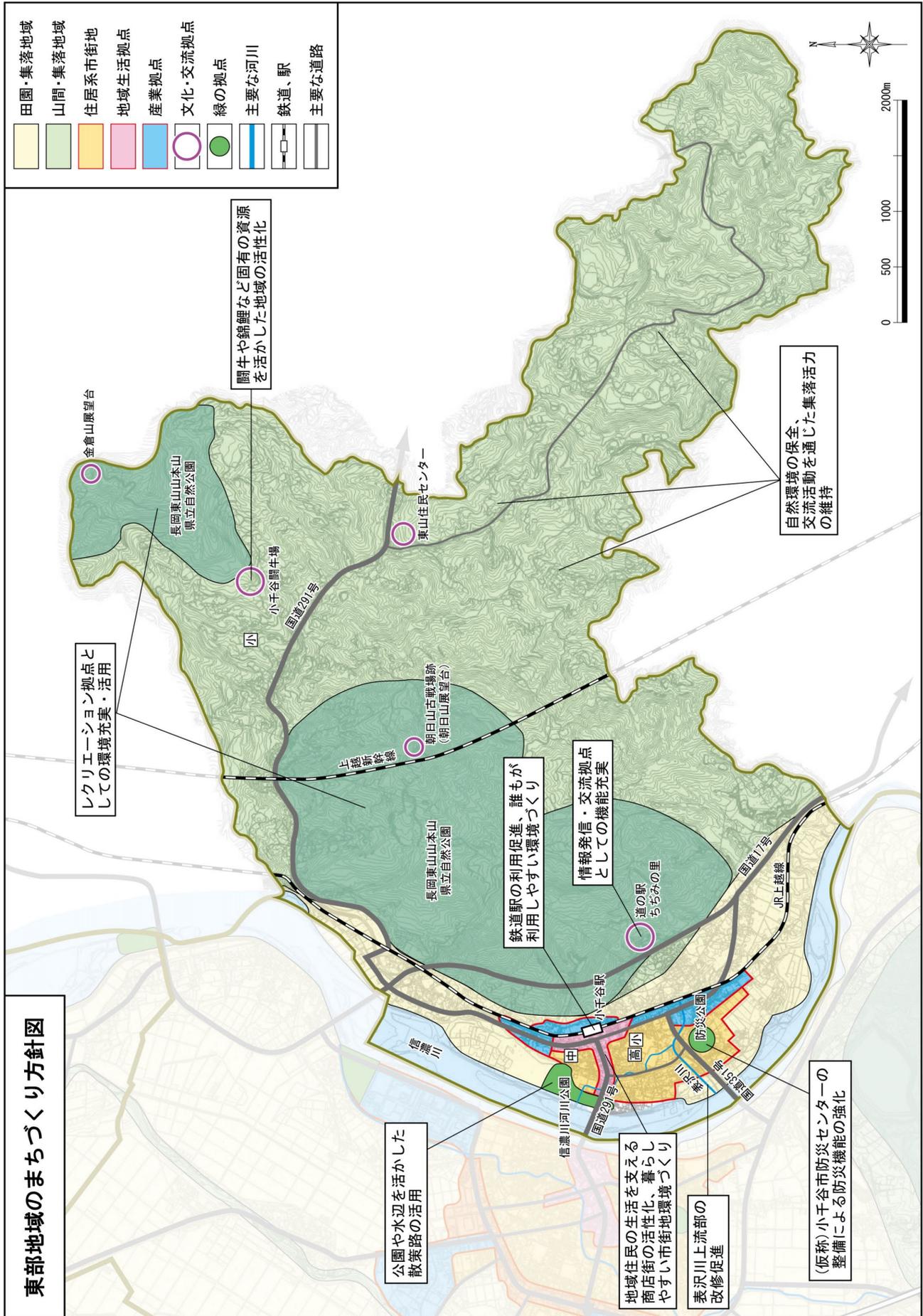
- ・自動車に過度に依存することなく暮らすことができる地域づくりを目指すため、公共交通へのアクセス性や利便性の確保、既存商店街の活性化を図りながら、地域コミュニティの中心となる拠点づくりを図ります。
- ・国道 351 号や JR 上越線沿いに立地する工場については、地域活力や雇用の場を維持するためにも現在の環境の維持を図ります。
- ・新たに整備された防災公園に加え、激甚化・頻発化する自然災害に備えるため、(仮称)小千谷市防災センターの整備による防災機能の強化を図ります。

具体的な施策や 取組 (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 小千谷駅へのアクセス性や利便性の向上による鉄道利用の促進やサービスの維持・充実（駐車場の整備、駅前広場のバリアフリー化など） ・既存商店街の活性化(魅力ある店舗づくり、駅前の再開発、イベント開催など) ・楽しみながら歩ける環境づくり、沿道景観の整備 ・防災公園の維持・充実、(仮称)小千谷市防災センターの整備
----------------------------------	---

[固有の資源を活かした地域づくり]

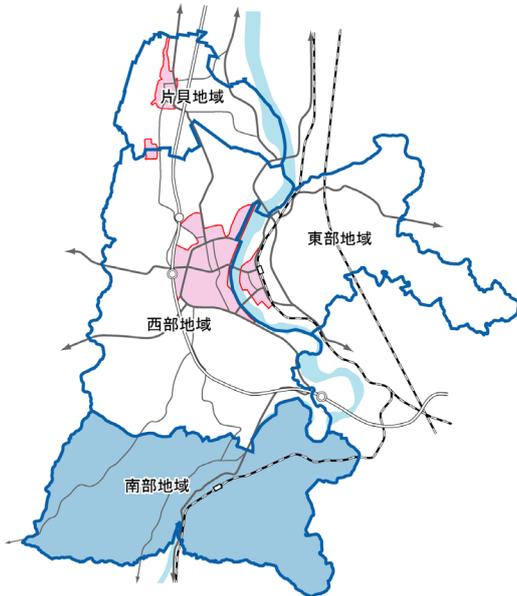
- ・本市の伝統文化を代表する錦鯉産業や牛の角突き、農産物などの地域固有の資源を活かした地域づくり、活性化策を推進します。
- ・朝日山の古戦場や金倉山のふもとで開催される牛の角突きなどの固有資源、信濃川の水辺や河岸段丘緑地などの自然環境・景観、これらを活用した市民や観光客の交流の場づくりの整備に努めます。

具体的な施策や 取組 (アイデア)	<ul style="list-style-type: none">・ 錦鯉産業や牛の角突きなど地域固有の伝統文化を活かした地域活性化・ 道の駅「ちぢみの里」の機能充実（情報発信、市内への誘導機能等）・ 信濃川、河岸段丘、農地、山並みが織りなす自然景観の保全・ 被災体験を通じた交流事業の推進・ 集落環境の改善・地域の活性化
----------------------------------	--

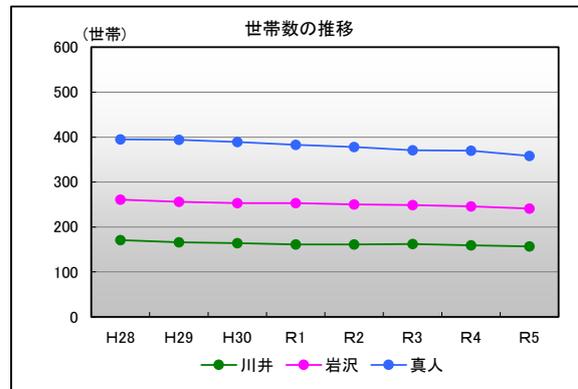
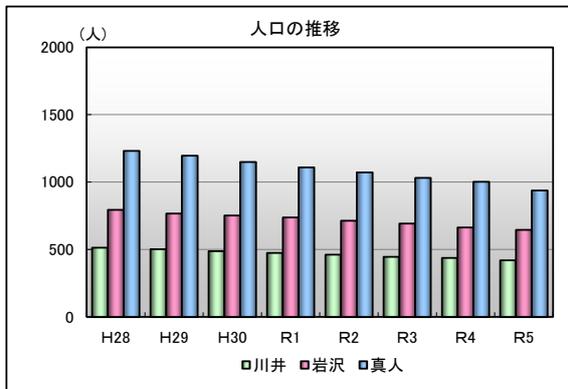


5. 南部地域のまちづくり方針

(1) 南部地域の現況 (川井地区、岩沢地区、真人地区)



- ・南部地域は本市の南部に位置し、東は長岡市（川口地域）、西は長岡市（小国地域）、南は十日町市に接しています。
- ・地形は、高場山や桜峰などが連なる山間地域で、地域の中央を信濃川が流れ、右岸側の川井地区と岩沢地区、左岸側の真人地区に大きく分かれています。
- ・信濃川などが作り出した低地に沿って集落が細長く形成されているほか、中山間地に集落が点在しています。岩沢地区、真人地区は都市計画区域外となっています。
- ・交通網は信濃川沿いに走る国道 117 号や(主)小千谷十日町津南線、JR 飯山線が中心になっており、谷あいの集落を結ぶ県道が点在する集落間を結んでいます。
- ・令和 5 年の人口は 2,003 人、世帯数は 756 世帯で、人口・世帯数ともに減少傾向にあります。
- ・緑豊かな山並みと信濃川の水辺が雄大な自然景観を形成しているほか、耕作地の多くが棚田であり、中山間地の景観を形成しています。



(資料：住民基本台帳 各年 3 月 31 日現在)

◇ 主要な地域資源 ◇

主な自然資源	主な歴史資源	主な公共公益施設	主な都市施設
<ul style="list-style-type: none"> ・高場山 ・桜峰 ・信濃川 ・真人沢川 ・北の沢池 ・棚田 ・男池 	<ul style="list-style-type: none"> ・内ヶ巻城跡 ・函山城跡 ・真人城跡 ・木造愛染明王坐像 ・おっこの木 	<ul style="list-style-type: none"> ・南小学校 ・南中学校 ・克雪管理センター ・真人ふれあい交流館 ・岩沢住民センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 117 号 ・(主)小千谷十日町津南線 ・JR 飯山線、越後岩沢駅・内ヶ巻駅 ・南部スポーツ広場

(2)南部地域の主なまちづくり課題

①地域活力の維持が必要です

- ・地域の人口は2,003人（令和5年）で、市全体の6.0%となっています。
- ・いずれの地区も人口・世帯数ともに減少傾向にあり、特に、若年層の流出と高齢化が進展している状況がうかがわれ、今後、地域活力の一層の低下だけでなく、担い手不足による農地の荒廃などが懸念されます。
- ・このため、若者を中心とする人口流出の抑制を図るほか、豊かな自然環境を活かした多様性のある居住の場づくりなど、新たな定住策を検討し、地域活力の維持を図ることが課題となっています。

②暮らしを支える生活基盤の充実が必要です

- ・このまま人口減少が続けば中山間地では、地域コミュニティの崩壊を招くだけでなく、公共施設の維持にも影響を与えるおそれがあります。特に、小学校については、3校が統合されたことから、コミュニティとしてのつながりの維持・強化が課題となります。
- ・今後、高齢化の進展が一層進むことが予想され、冬期間の除雪困難世帯の増加や買い物難民の増加など、自動車を利用できない高齢者にとって不便な地域となることが危惧されます。
- ・このため、生活必需品や医療・福祉、コミュニティなど日常生活に不可欠な機能の維持・充実を図るほか、移動性の確保を図ることが必要となっています。

③地域資源の保全・活用が必要です

- ・緑豊かな高場山や桜峰などの山並み、その谷あいを蛇行して流れる信濃川がダイナミックな自然景観を形成しており、これらの自然環境や景観を維持・保全することが大切です。
- ・また、豊かな自然が育んだ農作物や伝統文化等の地域資源などを活用した都市交流や地域活性化の取組が行われており、今後とも継続していくことが必要です。

(3) 南部地域のまちづくり方針

① 地域づくりの目標

緑豊かな自然に包まれたのどかな居住の場として、自然環境や景観の保全と活用を図りながら、地域住民の日常の暮らしや交流を支える機能を充実し、誇りをもって安心して住み続けられる地域づくりを目指します。

② 地域づくりの方針

[安心で快適な生活環境づくり]

- 生活道路などの生活基盤施設の充実、地域福祉や子育て環境、コミュニティ活動の場の充実などに努め、安心して住み続けることのできる地域づくりを進めます。

具体的な施策や 取組 (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> 生活道路の改良、合併処理浄化槽の普及や消融雪装置の整備等による集落環境の改善 生活必需品を扱う昔ながらの地域のお店づくり 医療、子育て、デイケア等の地域福祉環境の充実 住民センターなど地域の重要な施設の機能維持 住民間の申し合わせ（自主ルール）による誇りのもてる地域づくり 花などによる身近な景観づくり 豊かな自然を活かした田舎暮らしなどの推進
----------------------------------	--

[円滑な移動性の確保]

- 日常・非日常を問わず移動の中心となる国道 117 号や(主)小千谷十日町津南線、JR 飯山線の利用のしやすさを高めるため、これらへのアクセス性を高めるとともに、特に高齢者や障がい者などの移動制約者に対応するため、乗合タクシーの運行のほか地域で運行しているコミュニティバスの存続に努めます。

具体的な施策や 取組 (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> 川井大橋、魚沼橋の長寿命化 JR 飯山線の利用促進 コミュニティバスの利用促進、乗合タクシーの運行見直し 基幹道路の適切な維持・改良
----------------------------------	---

[地域資源の保全と活用]

- 高場山や桜峰などの山並み、信濃川の水辺や河岸段丘緑地などの自然環境を保全するとともに、大自然に包まれた地域にふさわしい環境づくり、自然とのふれあいの場の整備に努めます。

具体的な施策や 取組 (アイデア)	<ul style="list-style-type: none"> 山並み、農地、河岸段丘景観の保全 信濃川を活かした水辺に親しめる場づくり、森林を活かしたレクリエーション機能の充実 城跡など地域固有の歴史や伝統文化を活かした地域活性化 地域資源を活用した農家民宿や農家レストランなどによる都市との共生の推進 地域農作物の高付加価値化、PR
----------------------------------	--

第6章 マスタープランの実現に向けて

1. 「市民本位のまちづくり」に向けて

(1) 「市民本位のまちづくり」に関する基本方針

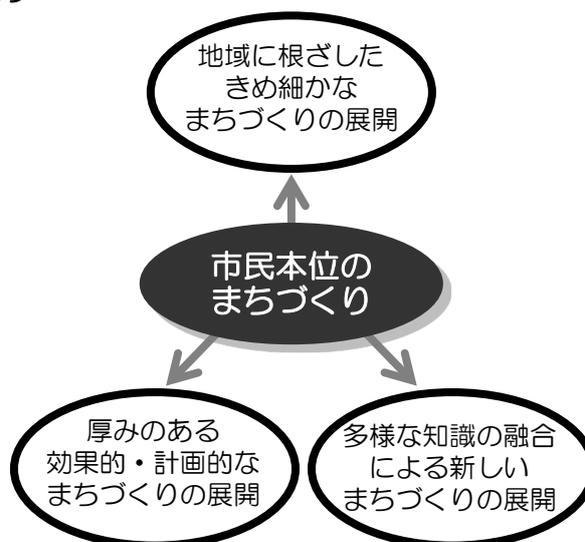
- ・人口減少や少子高齢化の進展していく中で、いかに既存の都市施設や資源を活用しながら市民サービスを維持・充実させていくかが課題となっています。そのため、今後のまちづくりは、市民生活の視点に立って、本当の意味での必要なサービスをみんなで考え、暮らしやすい環境を整えていくことが重要です。
- ・本計画を実現していくために、市民をはじめ多様な主体と行政が協働し、市民本位のまちづくりに取り組むための方針を示します。

①地域の個性を活かしたまちづくりに取り組みます

- ・人口減少と少子高齢化の進展、深刻化する環境問題や自然災害など、厳しさを増す社会経済情勢において、快適で利便性の高い都市をつくっていくためには、市民と行政が協力し合いながらまちづくりに取り組むことが重要となります。
- ・特に、市民の価値観やライフスタイルの複雑・多様化に伴い、まちづくりへの市民ニーズも高度化しており、実際に生活している市民の目線からまちづくりのあり方を見つめ直す必要があります。
- ・また、市民が誇りや愛着をもてる都市をつくるためには、画一的なまちづくりではなく、地域の個性を大切にしたい、まちづくりに取り組んでいく必要があります。
- ・このために、市民やまちづくり団体、事業者など、多様な主体の役割を明確にし、主体性と責任性のある協働体制の下にまちづくりを進めます。

②計画的・効果的なまちづくりに取り組みます

- ・人口減少や少子高齢化に伴う社会保障費の増大や、これまでに整備してきた社会資本の維持管理費の増大など、社会総コストの増大が予測されています。
- ・このような状況におけるまちづくりは、これまで以上に効果的・効率的に進める必要があります。
- ・このため、財政状況や社会経済情勢を踏まえつつ、優先度や整備効果などを勘案した「選択と集中」の考えに基づいて、計画的にまちづくりを進めます。

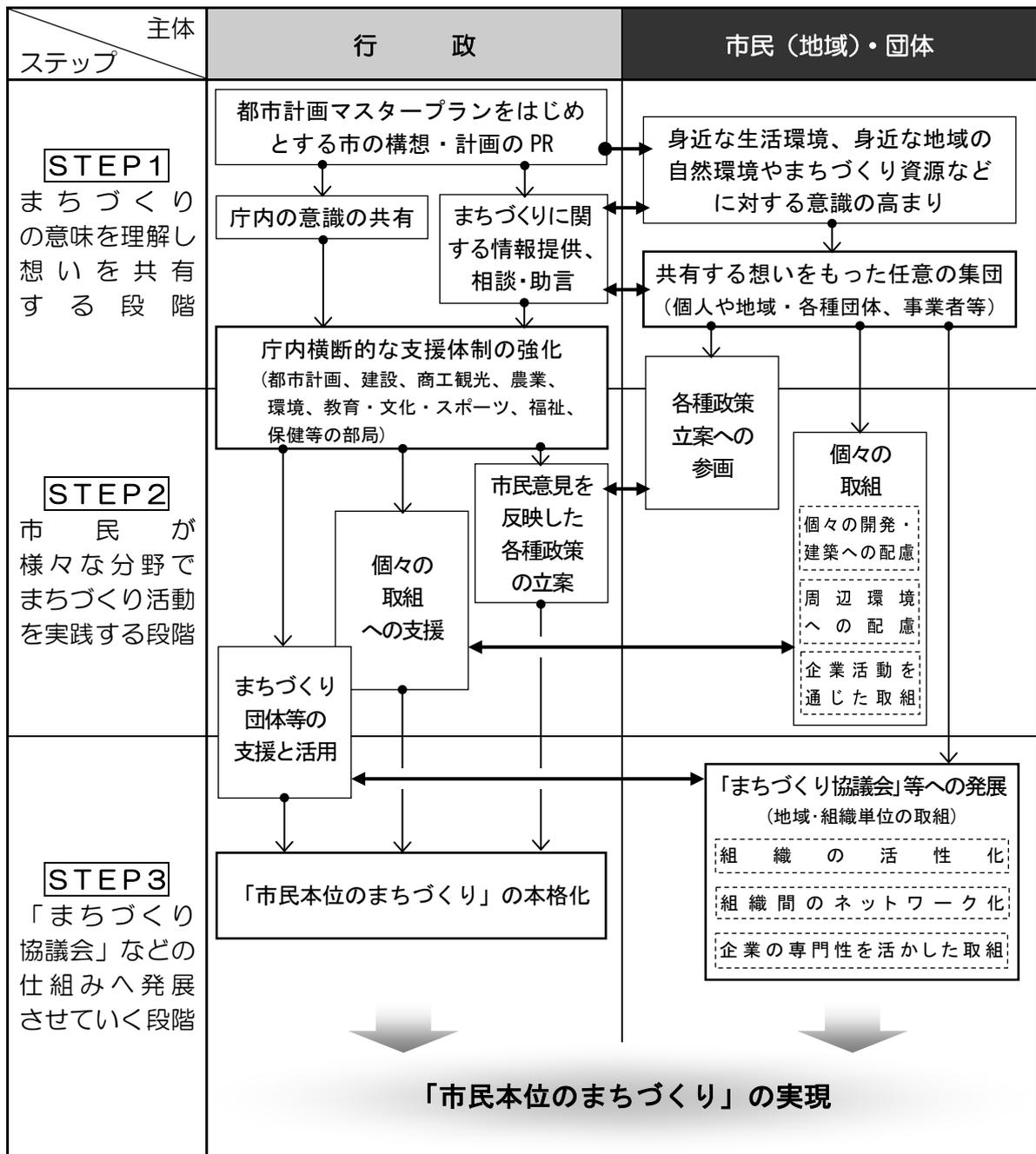


◇ 市民本位のまちづくりの必要性と効果 ◇

(2) 段階的なまちづくりの推進

- ・「市民本位のまちづくり」を実現していく取組は、大きく3つの段階に区分できます。
- ・まちづくりの意味を理解し想いを共有していく段階、市民が様々な分野でまちづくり活動を実践する段階、さらに一歩進んで、「まちづくり協議会」など地域が主体となった仕組みへ発展させていく段階です。
- ・それぞれの段階における市民、事業者、行政が取り組むべきことは次のように整理できます。

◇「市民本位のまちづくり」の段階的な進め方イメージ◇



(3)市民、事業者、行政の役割分担の明確化

- ・全国的に市民参画・市民協働の動きが活発化する中、本市においても、地域の振興や住環境の向上などに向けた取組が進められており、今後さらに充実した取組に進展させる必要があります。
- ・今後、「市民本位のまちづくり」を実現していくためには、行政だけでなく、市民や団体等が得意とする分野を、まちづくりに活かすことが求められます。

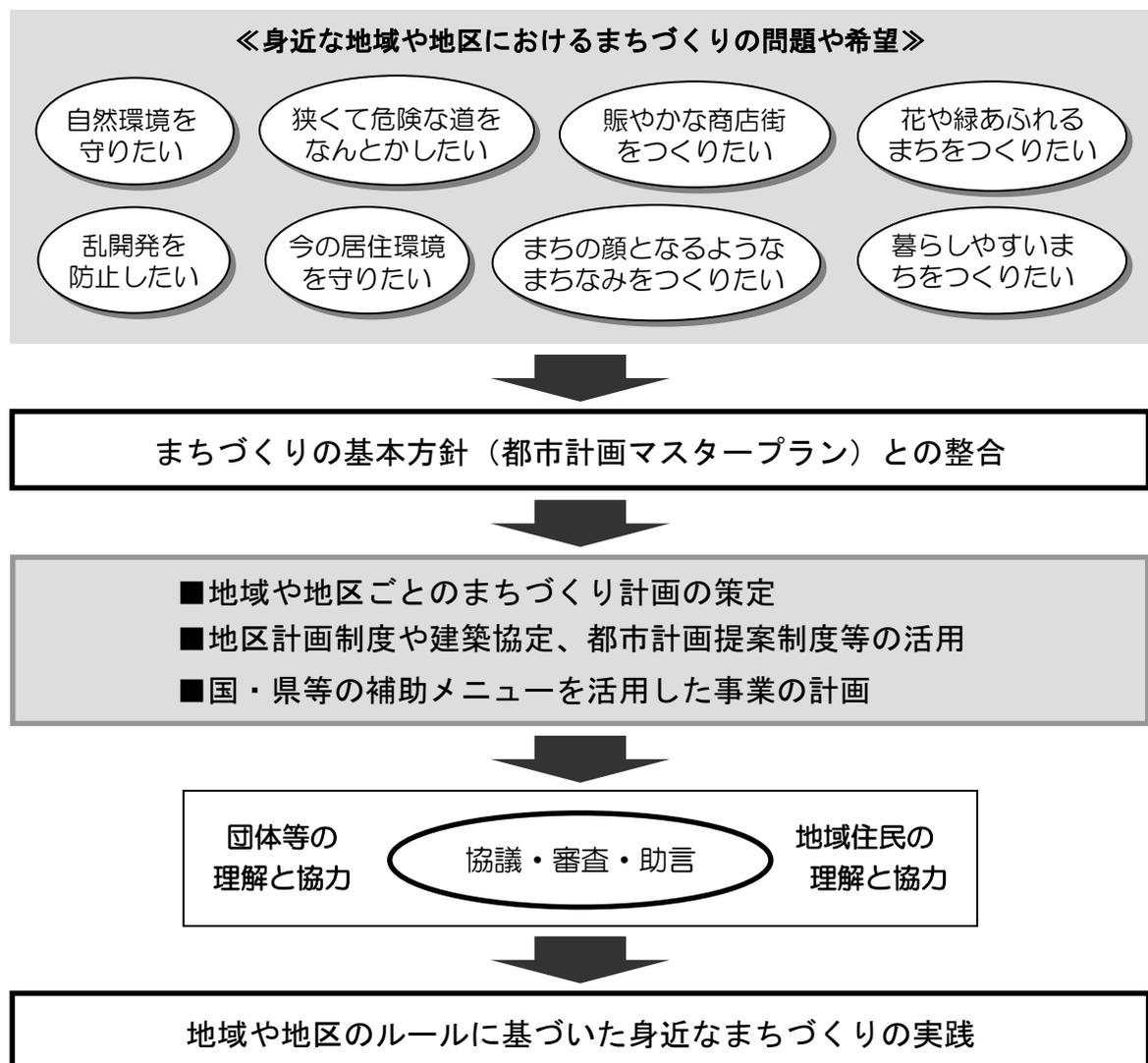
◇ 市民、事業者、行政のそれぞれの役割 ◇

主体	役割	内 容
市民	個々の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの意味と必要性の理解 ・土地利用や景観の方針に沿った開発・建築活動の実践 ・庭の緑化、清掃等の周辺環境への配慮 ・まちづくりへの積極的な参加、意見や考え方などの表示
	地域単位の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・身近なまちづくり（地域の景観ルールづくりや美化活動など）への積極的な参加、協力 ・地域住民同士が日常的に話し合える場の設置、参加
	組織単位の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地縁団体、市民団体等の組織化（まちづくり協議会など） ・他の地域、他のまちづくり団体等とのネットワークの形成 ・美化活動等のボランティア活動への取組 ・公民館など身近な地域における公共施設の維持管理、積極的な利用
事業者 (企業)	事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・企業活動を通じたまちづくりへの取組 ・独自の専門性を活かしたまちづくりへの取組
行政	市民意向の把握	<p>これまで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりに関する情報の積極的な提供、発信 ・市民ニーズや地域の問題・課題の把握、市の構想・計画への反映 <p>今後</p> <ul style="list-style-type: none"> ●問題点 <ul style="list-style-type: none"> ・市民に分かりやすい形で情報が伝わっていない ・市民がもつ多様な知識やアイデアを活かす場がない まちづくりの情報を分かりやすく伝える「場」や「機会」づくり 市民が知識やアイデアを活かせる「場」や「機会」づくり
	活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の身近なまちづくり活動に対する技術的支援 ・行政内の横断的な支援体制の強化 ・「まちづくり協議会」等の市民主役のまちづくりの仕組みづくり
	支援内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者のまちづくりに対する支援内容の充実 ・まちづくり団体（NPO 団体など）の支援と活用

(4)「市民が主役のまちづくり」を支える環境づくり

①地域や地区ごとのルールづくり

- ・「市民本位のまちづくり」を実現するためには、市民が積極的に身近なまちづくり活動を実践できる環境を整え、その活動の輪を周辺に波及させながら仲間を増やし、身近なまちづくり活動が市域全体に浸透していくことが不可欠です。
- ・このため、行政は、まちづくり情報の提供・発信や助言を行うほか、必要に応じ、出前講座の開催やまちづくりの専門家を派遣するなど、市民の主体的なまちづくり活動を支援していきます。
- ・また、身近な地域や地区の将来像を市民自らが考え、地域や地区が一体となって土地利用や建築活動、緑化や景観づくりなどに関するルールづくりに取り組む環境整備が必要です。



②市民の想いを受け止め、実現するための法制度の活用

- ・土地利用や建築行為の規制・誘導など、身近な視点から生活環境を高めるため、市民や関係者の理解と合意形成を得ながら、必要な各種法制度の活用を図ります。

【地区計画（都市計画法）】

- ・地区計画は、一体の地区として、それぞれの特性にふさわしい良好な街区を形成し、保全するために指定する地区であり、建築物の用途や形態、敷地の形状などに対する制限や、道路や公園などの公共施設の配置を一体として定める制度です。
- ・地区計画制度には、標準的な規制の基準はなく、地区の特性や地域住民の総意のもとで目標とした目指す地区像の実現に向けて、様々な規制基準を使い分けることができます。
- ・現在までに本市での実績はありませんが、今後、特に良好な住環境等の保全・形成や、無秩序な開発が行われる恐れのある地区などにおいて、地区計画制度の活用を検討していきたいと考えています。

地区計画の構成 ～ 地区計画は次の3つの項目から成り立っています ～

- ①「地区計画の目標」 ・地区や街区の状況に応じて、まちづくりの目標を定めます。
- ②「地区計画の方針」 ・①「地区計画の目標」を実現するため、土地利用や建築物などに関する基本的な考え方を定めます。
- ③「地区整備計画」 ・②「地区計画の方針」をふまえて、建築物などに関する制限や、道路・公園などの配置に関する具体的なルールを定めます。

「地区整備計画」で定める内容は、地区や街区の状況に応じて、以下の項目から選択して定めることができます。

1 地区施設の配置・規模

みなさんが利用する道路・公園・広場などを地区施設として定め、建物の更新時などに合わせた用地の確保などにより、地区施設を整備することができます。

2 建築物やその他の敷地などの制限に関すること

①建築物等の用途の制限

目指すまちづくりにふさわしくない建築物等を排除し、適切な建築物のみが建築できるようにします。

②容積率の最高限度・最低限度

容積率を制限、又は緩和して、周囲に調和した土地利用を進めることができます。

③建ぺい率の最高限度

庭や緑地などのオープンスペースが十分に取れたゆとりのある街並みをつくることができます。

④建築物の敷地面積の最低限度

建築物の敷地面積を定めることにより、狭小な敷地の発生や居住環境の悪化を防止することができます。

⑤建築面積の最低限度

ペンシルビルを防止し、共同化などによる土地の高度利用を促進することができます。

⑥壁面の位置の制限

道路や隣地への圧迫感をやわらげ、良好な外部空間をつくることができます。

⑦壁面後退区域における工作物の設置の制限

壁面の後退した区域内の自販機等の工作物の設置を制限し、良好な景観とゆとりある外部空間をつくることができます。

⑧建築物等の高さの最高限度・最低限度

建物の高さを揃えることにより、整った街並みの形成や土地の高度利用を促進することができます。

⑨建築物等の緑化率の最低限度

庭や緑地の確保や緑化の推進により、緑豊かな街並みをつくることができます。

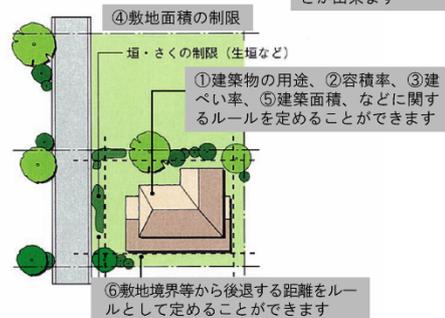
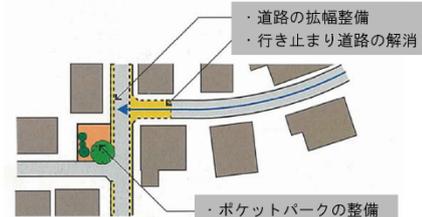
⑩建築物等の形態又は意匠

色や仕上げ、建物の形・デザインの調和を図り、まとまりのある街並みをつくることができます。

⑪垣・さくの構造の制限

垣やさくの材料や形などを定め、緑の多い街並みなどをつくることができます。

具体的ルールのイメージ

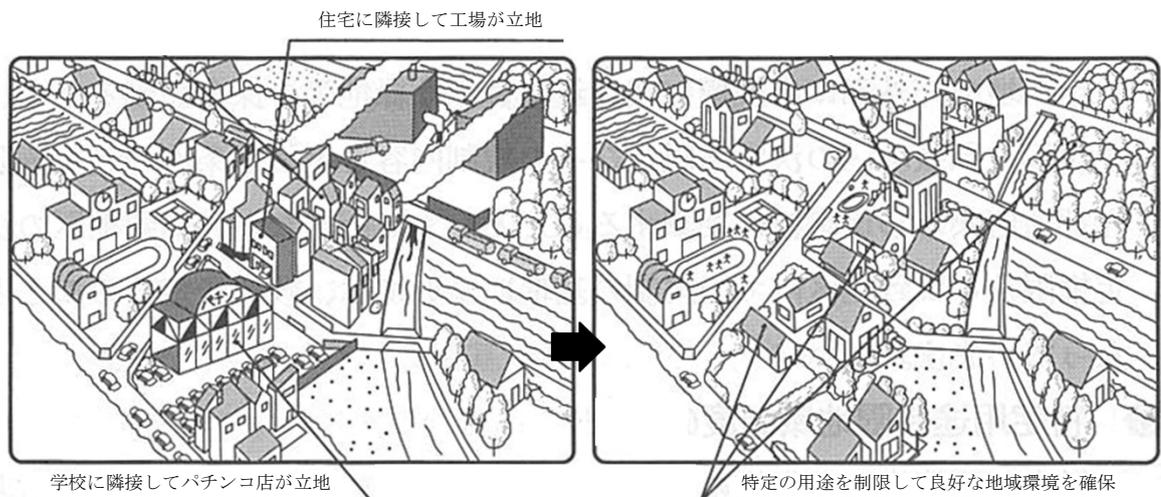


3 その他、土地利用の制限

現存する樹林地、草地などの優れた環境を守り、壊さないように制限することができます。

[特定用途制限地域（都市計画法）]

- ・ 特定用途制限地域は、用途地域が定められていない土地の区域内において、その良好な環境の形成又は保持のために、当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、特定の用途の建築物等の建築を制限する制度です。
- ・ 特定用途制限地域内における建築物の用途の制限は、地方公共団体の条例で定められます（建築制限条例）。
- ・ 現在までに本市での実績はありませんが、今後、用途の混在などにより良好な集落環境等が阻害される地区などにおいて、特定用途制限地域制度を活用していきたいと考えています。特に、東小千谷土地区画整理事業の廃止に伴い用途地域から除外する地域において、当該制度導入の必要性も含めて、地域住民とともに検討を行っていきます。



◇ 特定用途制限地域による土地利用制限のイメージ ◇

[特別用途地区（都市計画法）]

- ・ 特別用途地区は、用途地域内の一定の地区において、当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るために、用途地域を補完して定める地区です。
- ・ 例えば、特定の工業の利便を増進するために必要な規制・緩和を行ったり、一定規模以上の大規模な集客施設の立地を制限したりすることができます。
- ・ 特別用途地区に関する必要な規定は、建築基準法に基づき、市の条例で規定します。

[都市計画提案制度（都市計画法）]

- ・ 都市計画提案制度は、一団の土地の区域について、土地所有者等が主体的に身近なまちづくりを実践・推進していくために、一定の条件を満たした場合、都市計画の決定又は変更を提案することができる制度です。
- ・ 「市民本位のまちづくり」を実現するため、広く周知を行い、適切な運用の下で制度の活用促進に取り組みます。

[建築協定制度の概要（建築基準法）]

- ・建築物を建築する場合には、都市計画法や建築基準法などにより、用途・構造など様々な基準が定められていますが、それらは一律の基準であり、地域に応じた住みよい環境づくり、個性あるまちづくりをするためには、必ずしも十分とは言えません。
- ・そこで、地域の住民が話し合い、全員の同意のもとに建築基準法で定められた以上の基準を定め、互いに守り合うことを制度化したものが建築協定です。
- ・建築協定は、単なる申し合わせや任意の協定とは異なり、締結するときは市長の許可が必要です。開発者が1人で協定を結ぶ「1人協定」という制度もあります。

[緑地協定制度の概要（都市緑地法）]

- ・緑地協定は、市街地の良好な環境を確保するために、一団の土地の所有者等の全員の合意により、その区域における樹木等の種類、垣又は柵の構造などの緑化に関する事項について締結した協定で、市長の許可を受けたものをいいます。
- ・一定の手続きに基づいて協定が締結された後においては、公告後に当該区域内の土地の所有者等となった者に対してもその効力が及ぶことになります。

2. アクションプログラム

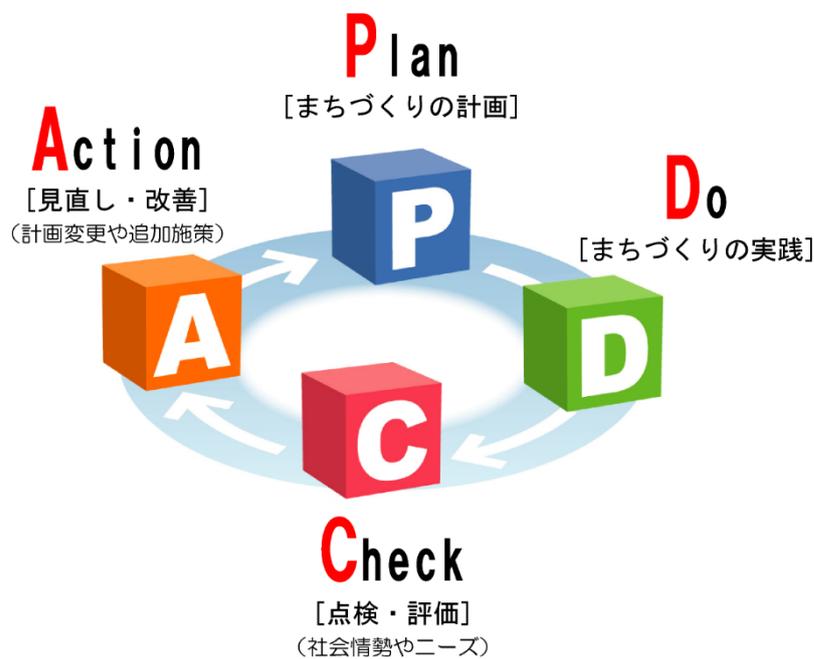
- ・本計画の目標年次は令和12年であり、それに向けて特に重点的に取り組むべき事業や施策（主にハード部門）をアクションプログラムとして示します。

都市づくりの方針	関連分野	目標年次までの計画期間（R7～R12の今後5年間） ※現在実施中のものを含む
活発な交流と秩序ある土地利用を誘導する都市づくり	土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ●用途地域の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・(都)片貝バイパス沿道／拡大 ・(都)西小千谷環状線沿道／拡大・変更 ・桜町土地区画整理地区／変更 ・第一工業団地周辺／除外 ・防災公園／変更
		<ul style="list-style-type: none"> ●東小千谷土地区画整理事業の廃止への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな住宅地の良好な居住環境の形成（まちなみ形成のあり方の検討等）
		<ul style="list-style-type: none"> ●まちなか居住・地域定住化策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地の整備、公営住宅の改修、空き家・空き地の活用
		<ul style="list-style-type: none"> ●中心市街地活性化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・商店街の活性化、空き店舗対策 ・歩行者空間の整備、緑化等の修景
		<ul style="list-style-type: none"> ●地域商業の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・本町、東小千谷の既存商店街
		<ul style="list-style-type: none"> ●企業用地の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・山谷・坪野、小千谷 IC 周辺、(都)片貝バイパス沿道
	交通体系	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画道路の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> ・(都)西小千谷環状線 ・その他の都市計画道路
		<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画道路の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・長期未着手路線他
		<ul style="list-style-type: none"> ●生活道路網の整備・改善 <ul style="list-style-type: none"> ・狭隘道路の解消、交差点の改良、踏切の改良、消雪パイプ・流雪溝の整備
		<ul style="list-style-type: none"> ●歩道、自転車道、遊歩道の整備
<ul style="list-style-type: none"> ●小千谷駅の交通結節機能の強化・充実 ●バス路線網、コミュニティバス、乗合タクシーの維持・充実 ●新技術を活用した公共交通サービスの検討、事業者との連携 		
豊かな自然と調和する安全で快適な都市づくり	公園緑地	<ul style="list-style-type: none"> ●白山運動公園、防災公園の維持・充実 ●まちなかの身近な公園広場の整備
	河川整備	<ul style="list-style-type: none"> ●表沢川、茶郷川の改修（県）
	都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ●下水道・集落排水事業の統合、管渠・処理施設の長寿命化・更新
	都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模災害対策 ●(仮称)小千谷市防災センターの整備 ●土砂災害対策 ●橋梁の長寿命化 ●雨水排水対策 ●流域治水対策 ●克雪・利雪対策 ●ハザードマップの普及 ●自主防災組織の育成
市民とともに個性と魅力を創り出す都市づくり	市民参画	<ul style="list-style-type: none"> ●市民協働のまちづくり推進
	景観整備	<ul style="list-style-type: none"> ●中心市街地の景観整備（協働） ●景観計画の策定、景観条例の制定 ●賑わいの軸の整備、道路景観の整備

3. マスタープランの進行管理

(1) マスタープランの進行管理

- ・「まちづくりは百年の計」と言われるように、目指すべき都市の将来像を実現するためには、本計画に基づいた息の長い取組が必要です。
- ・身近な緑化の推進やソフト事業などは、その効果が短期間に現れるものもありますが、大規模な事業や長期間にわたる施策の場合は、それらの実施期間中に社会経済情勢や市民のニーズが変化することも予想されます。
- ・このため、本計画の中間年次等において、事業や施策の進捗状況を適切に評価・解析するとともに、PDCA サイクル^(※1)の考えに基づいて適正な見直し・改善を図り、本計画の着実な推進に努めます。



PDCA サイクルによる進行管理のイメージ

※1 : PDCA サイクル

Plan(計画)→Do(実施・実行)→Check(点検・評価)→Action(処置・改善)の頭文字をとったものであり、この流れを繰り返すことで、事業や施策などの継続的な改善を図っていかうとする考えです。

(2) マスタープランの見直し

- ・計画年次の途中段階であっても、社会経済情勢や社会環境に大きな変化があった場合、都市構造に大きな影響を与える事象が生じた場合など、必要な状況に応じて本計画も適宜見直しを行っていきます。

○用語解説

- 都市施設 : 道路、公園、下水道など機能的な都市活動や良好な都市環境を維持するために必要不可欠な施設
- ・ 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
 - ・ 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
 - ・ 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
 - ・ 河川、運河その他の水路
 - ・ 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設
 - ・ 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設
 - ・ 市場、と畜場又は火葬場
 - ・ 一団地の住宅施設（一団地における 50 戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。）
 - ・ 一団地の官公庁施設（一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。）
 - ・ 一団地の都市安全確保拠点施設（溢いつ水、湛たん水、津波、高潮その他の自然現象による災害が発生した場合における居住者等（居住者、来訪者又は滞在者をいう。以下同じ。）の安全を確保するための拠点となる一団地の特定公益的施設（避難場所の提供、生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供その他の当該災害が発生した場合における居住者等の安全を確保するために必要な機能を有する集会施設、購買施設、医療施設その他の施設をいう。第四項第一号において同じ。）及び公共施設をいう。）
 - ・ 流通業務団地
 - ・ 一団地の津波防災拠点市街地形成施設（津波防災地域づくりに関する法律第二条第十五項に規定する一団地の津波防災拠点市街地形成施設をいう。）
 - ・ 一団地の復興再生拠点市街地形成施設（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十二条第一項に規定する一団地の復興再生拠点市街地形成施設をいう。）
 - ・ 一団地の復興拠点市街地形成施設（大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二条第八号に規定する一団地の復興拠点市街地形成施設をいう。）
 - ・ その他政令で定める施設
- 立地適正化計画 : 居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡し、持続可能な都市構造を目指す包括的なマスタープランであり、居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めるための計画

- カーボンニュートラル : 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにするという考え方
- Society5.0 : サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させた新たな社会
- 関係人口 : 移住や観光でもなく、単なる帰省でもない、日常生活圏や通勤圏以外の特定の地域と継続的かつ多様な形で関わり、地域の課題の解決に資する人等
- グリーンツーリズム : 緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動
- 流域治水 : 気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方
- たんぼダム : たんぼからの排水量を調整し、たんぼの水位を上げて、雨水などをダムのように一時的にたんぼに貯め、水路や川の水量を急激に増やさないようにするための取組
- 移動制約者 : 妊婦・乳幼児連れ・高齢者・障がい者等
- コミュニティバス : 山間地などの交通空白地帯において、地域住民の交通の利便性向上を目的とした乗合バス
- 乗合タクシー : 山間地などの路線バスの機能が十分に発揮できない場所などで、運行されているタクシー
- 市民協働 : 市民と行政が相互の理解と信頼の下、目的を共有し、連携・協力して地域の公共的な問題に取り組んでいくこと

〔改訂〕小千谷都市計画マスタープラン
令和7年3月

発行 小千谷市
〒947-8501 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号
TEL 0258(83)3514 FAX 0258(83)2789
編集 小千谷市建設課